

令和2年度
相模原市男女共同参画年次報告書
(男女共同参画の状況及び令和元年度施策の実施状況)

相模原市

目 次

| | |
|--|-----|
| 第2次さがみはら男女共同参画プラン21の概要 | 1 |
| 相模原市の現状 | 5 |
| 相模原市の男女共同参画の状況 | 11 |
| (1) 男女共同参画への理解促進 | 13 |
| (2) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 | 15 |
| (3) 男女がともに働きやすい環境づくり | 18 |
| (4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 22 |
| (5) 生涯を通じた健康支援と性に関する理解 | 26 |
| (6) 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 | 29 |
| 令和元年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況 (第2次さがみはら男女共同参画プラン21進捗状況) | 31 |
| (1) 基本方針ごとの進捗状況(主な取組と評価、課題及び取組の方向性) | 33 |
| (2) 女性活躍推進の重点取組施策の進捗状況(主な取組と評価、課題及び取組の方向性) | 39 |
| (3) 指標・数値目標の進捗状況 | 41 |
| (4) 事業の実施状況 | 43 |
| 基本方針 男女共同参画への理解促進 | 45 |
| 基本方針 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 | 51 |
| 基本方針 男女がともに働きやすい環境づくり | 55 |
| 基本方針 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 62 |
| 基本方針 生涯を通じた健康支援と性に関する理解 | 84 |
| 基本方針 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 | 93 |
| 令和元年度男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告 | 97 |
| 男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告 | 99 |
| (資料) | |
| ・さがみはら男女共同参画推進条例 | 103 |
| ・男女共同参画に関する年表 | 109 |

< 図表目次 >

相模原市の現状

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 図表 1 | 総人口の推移と推計値 [相模原市] | 7 |
| 図表 2 | 年齢 3 区分別人口及び高齢化率の推移 [相模原市] | 7 |
| 図表 3 | 人口ピラミッド [相模原市] | 8 |
| 図表 4 | 世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移 [相模原市] | 8 |
| 図表 5 | 合計特殊出生率の推移 [全国・神奈川県・相模原市] | 9 |
| 図表 6 | 母子世帯・父子世帯数の推移 [相模原市] | 9 |
| 図表 7 | 年齢別、男女別未婚率の推移 [相模原市] | 10 |

相模原市の男女共同参画の状況

(1) 男女共同参画への理解促進

| | | |
|-------|--|----|
| 図表 8 | 固定的性別役割分担意識(「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方)の推移 [相模原市] | 13 |
| 図表 9 | 社会全体での男女の平等感 [相模原市] | 13 |
| 図表 10 | 男女平等のために重要なこと [相模原市] | 14 |

(2) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

| | | |
|-------|---|----|
| 図表 11 | 審議会等における女性委員割合の推移 [国・神奈川県・相模原市] | 15 |
| 図表 12 | 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員除く。)の推移 [相模原市] | 15 |
| 図表 13 | 教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合の推移 [相模原市] | 16 |
| 図表 14 | 事業所における女性管理職の割合の推移 [相模原市] | 16 |
| 図表 15 | 地方議会における女性議員の割合 [相模原市・神奈川県・政令指定都市] | 17 |
| 図表 16 | 政策決定の場に女性の参画が少ない理由 [相模原市] | 17 |

(3) 男女がともに働きやすい環境づくり

| | | |
|-------|---|----|
| 図表 17 | 男女間所定内給与格差の推移 [全国] | 18 |
| 図表 18 | 女性の年齢階級別労働力率 [相模原市・全国・スウェーデン] | 18 |
| 図表 19 | 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性が、再就職・再起業等、再チャレンジできる環境を作るために必要な対策 [相模原市] | 19 |
| 図表 20 | 非正規雇用労働者の割合の推移 [全国] | 20 |
| 図表 21 | 年齢階級別非正規雇用労働者の割合 [全国・令和元年度] | 20 |
| 図表 22 | 共働き等世帯数の推移 [全国] | 21 |
| 図表 23 | 共働き世帯における家事等分担状況(1日に行っている平均時間) [相模原市] | 21 |

(4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| | | |
|-------|--|----|
| 図表 24 | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意味や内容の認知度 [相模原市] | 22 |
| 図表 25 | 生活に関する希望と現実 [相模原市] | 22 |
| 図表 26 | 生活に関する希望と現実の一致/不一致の推移 [相模原市] | 23 |
| 図表 27 | 育児休業取得率の推移 [全国] | 23 |
| 図表 28 | 保育所等利用待機児童数の推移 [相模原市] | 24 |
| 図表 29 | 育児・介護に関する両立支援策の利用促進のために、事業所が実施する必要があると思うことの推移 [相模原市] | 24 |
| 図表 30 | 育児・介護に関する両立支援策の利用促進のために、行政が実施する必要があると思うことの推移 [相模原市] | 25 |

(5) 生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| | | |
|-------|------------------------------------|----|
| 図表 31 | がん検診受診率の推移 [相模原市] | 26 |
| 図表 32 | 自殺者数の推移 [相模原市] | 26 |
| 図表 33 | H I V (エイズ) 相談・検査実施状況の推移 [相模原市] | 27 |
| 図表 34 | H I V (エイズ) 検査(性・年齢別)実施状況 [相模原市] | 27 |
| 図表 35 | 人工妊娠中絶実施届出件数の推移 [相模原市] | 28 |

(6) 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

| | | |
|-------|--|----|
| 図表 36 | ドメスティック・バイオレンス(DV)の意味や内容の認知度の推移 [相模原市] | 29 |
| 図表 37 | デートDV(交際相手間で起こる暴力)の意味や内容の認知度の推移 [相模原市] | 29 |
| 図表 38 | DVを受けた経験のある人の割合の推移 [相模原市] | 30 |
| 図表 39 | DV相談件数の推移 [相模原市] | 30 |
| 図表 40 | DVによる一時保護件数の推移 [相模原市] | 30 |

第2次さがみはら男女共同参画プラン 21 の概要

目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、さがみはら男女共同参画推進条例に定められた基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

位置付け

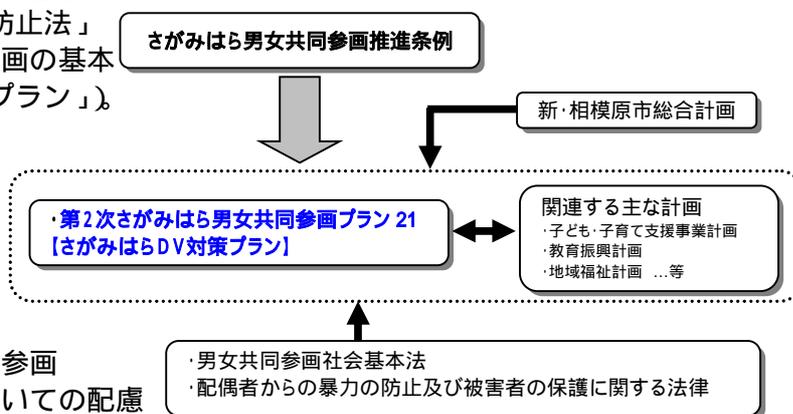
- * 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画。
- * 「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づく計画。
- * 本市「新・相模原市総合計画」の部門別計画。
- * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」に基づく計画(本計画の基本方針 ; 「さがみはらDV対策プラン」)。

計画期間

平成 24 年度から令和元年度まで

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 政策・方針の立案及び決定への参画
- 3 社会における制度又は慣行についての配慮
- 4 教育における男女平等の推進
- 5 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 6 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持
- 7 国内及び国際社会における取組との協調



男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。(男女共同参画社会基本法第2条)



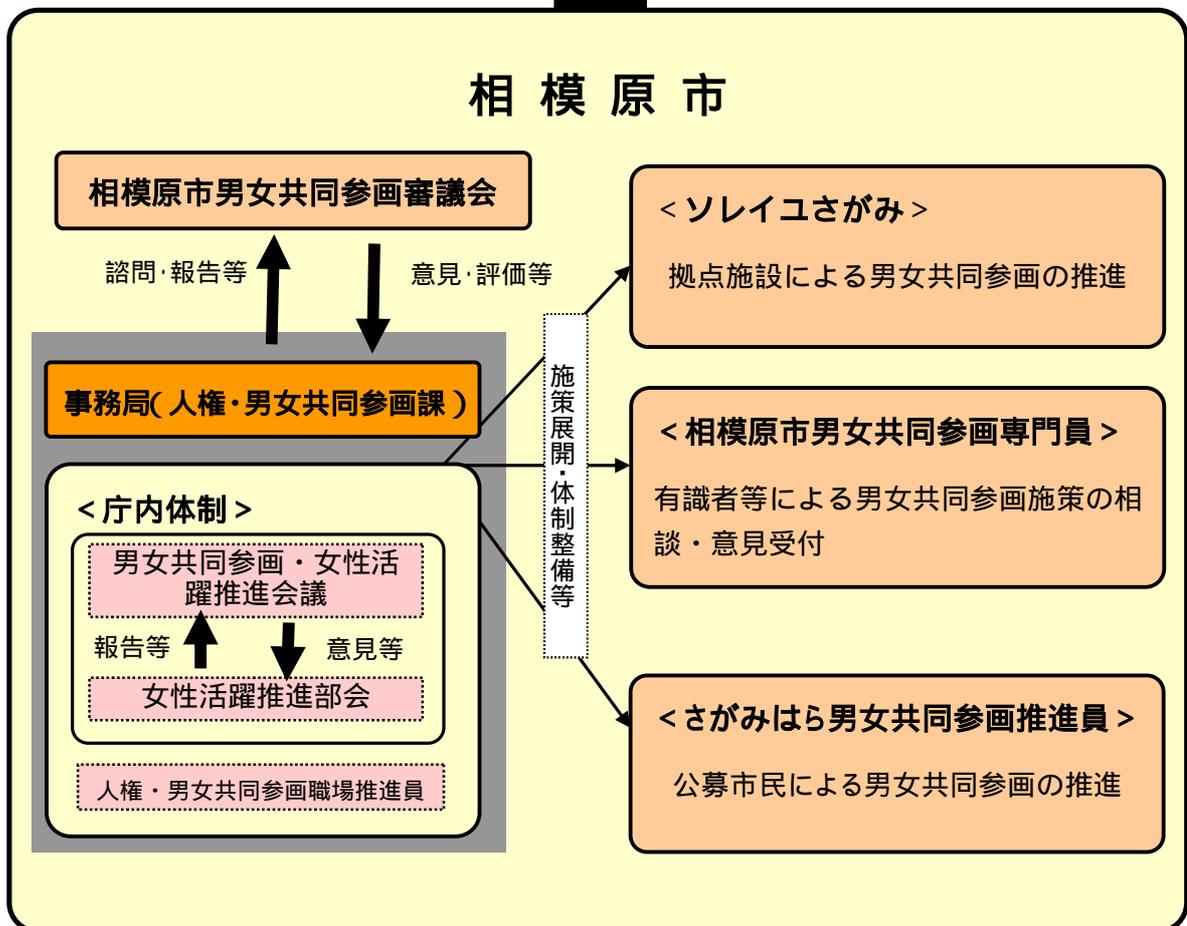
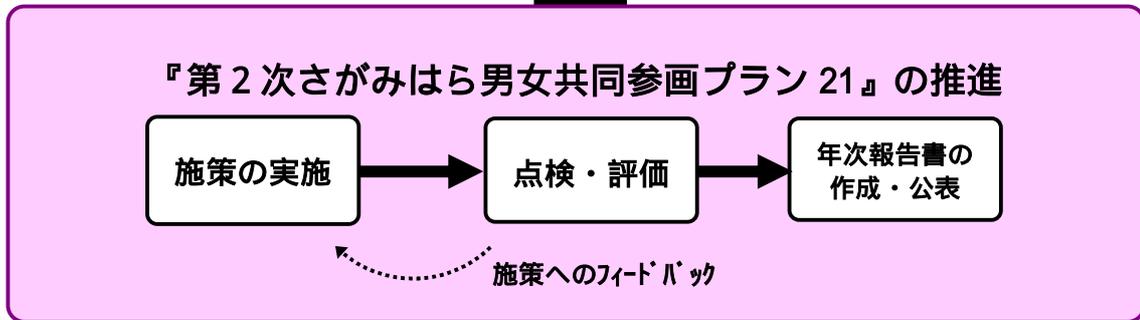
計画の体系

| 基本方針 | 施策の方向 | 施策名 |
|---------------------------|---|--|
| 男女共同参画への理解促進 | 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革【重点項目】 | 男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進 多様な主体と連携した広報・啓発の推進 メディアにおける男女共同参画の推進 |
| | 2 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進 | 教育・学習における男女平等の推進 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 |
| | 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供 | 男女共同参画に関する調査・研究 多様な広報媒体による情報収集・提供 |
| | 4 多文化共生と国際理解の促進 | 国際理解・交流活動の促進 国際教育の推進 外国人が安心して暮らせるための環境整備 |
| 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 | 5 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点項目】 | 審議会等への女性の積極的登用 女性の管理職等への登用推進 |
| | 6 事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点項目】 | 事業所、地域、団体等における女性の積極的登用の促進 能力開発のための研修機会等の拡充支援 |
| | 7 女性の人材育成への支援 | 指導的役割を担う女性の人材育成 男女共同参画の実現を目指す人材の発掘・登用 |
| 男女がともに働きやすい環境づくり | 8 雇用における男女平等な機会と待遇の確保の促進 | 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 格差是正措置の具現化に向けた取組の促進 労働相談の充実 若年者等就職支援とキャリア教育の充実 働く男女の健康管理の推進 |
| | 9 能力発揮促進のための支援【重点項目】 | 女性の就業継続のための環境整備 女性の就業・再就職の支援 多様な働き方への支援 |
| 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 10 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり【重点項目】 | 仕事と生活の両立のための意識啓発 事業所による取組の支援 事業所としての市役所の取組の推進 |
| | 11 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実 | 子育て環境の整備・充実 介護を支える環境の整備・充実 |

| | | |
|-------------------------------------|---------------------------|---|
| | 12 地域における男女共同参画の促進【重点項目】 | 男女の地域社会への参画促進 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 NPO活動・ボランティア活動への参画促進のための環境整備 地域リーダーの育成 |
| | 13 誰もがいきいきと暮らせる環境の整備 | 高齢者や障害者の生活安定と自立支援 ひとり親家庭の生活安定と自立支援 外国人のための生活支援策・情報提供の充実 |
| 生涯を通じた健康支援と性に関する理解 | 14 ライフステージに応じた健康保持増進への支援 | 生涯を通じた健康づくりの支援 妊娠・出産に関する健康支援 心とからだに関する相談等の充実 生涯にわたるスポーツの活動支援 |
| | 15 性と健康をおびやかす問題への対策の推進 | 性感染症予防対策の推進 健康をおびやかす問題についての教育と啓発 |
| | 16 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進 | 性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の充実 人権としての性への意識啓発 |
| 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】 | 1 相談及び保護体制の充実【重点項目】 | 相談支援の強化 相談窓口の周知 外国人・障害者・高齢者・男性への配慮 相談窓口職員のスキルアップ 民生委員、児童委員等への情報提供 一時保護支援と安全確保の充実 |
| | 2 自立支援の充実【重点項目】 | 関係機関との連携による自立支援の強化 住居の確保 就労支援 住民登録等の支援 被害者支援を担う職員の資質の向上 |
| | 3 関係機関や民間団体等との連携・協力【重点項目】 | 関係機関・民間団体との連携・協力体制の強化 関係各課・機関の連携と情報共有 |
| | 4 DV根絶に向けた取組の推進【重点項目】 | DV根絶に向けた社会づくりのための広報・啓発活動の推進 デートDV防止の取組 DV防止への調査研究 配偶者暴力相談支援センター機能の整備 |

第2次さがみはら男女共同参画プラン 2.1 推進体制

男女共同参画社会の実現



協働・連携・協力

市民・事業所・NPO・大学等

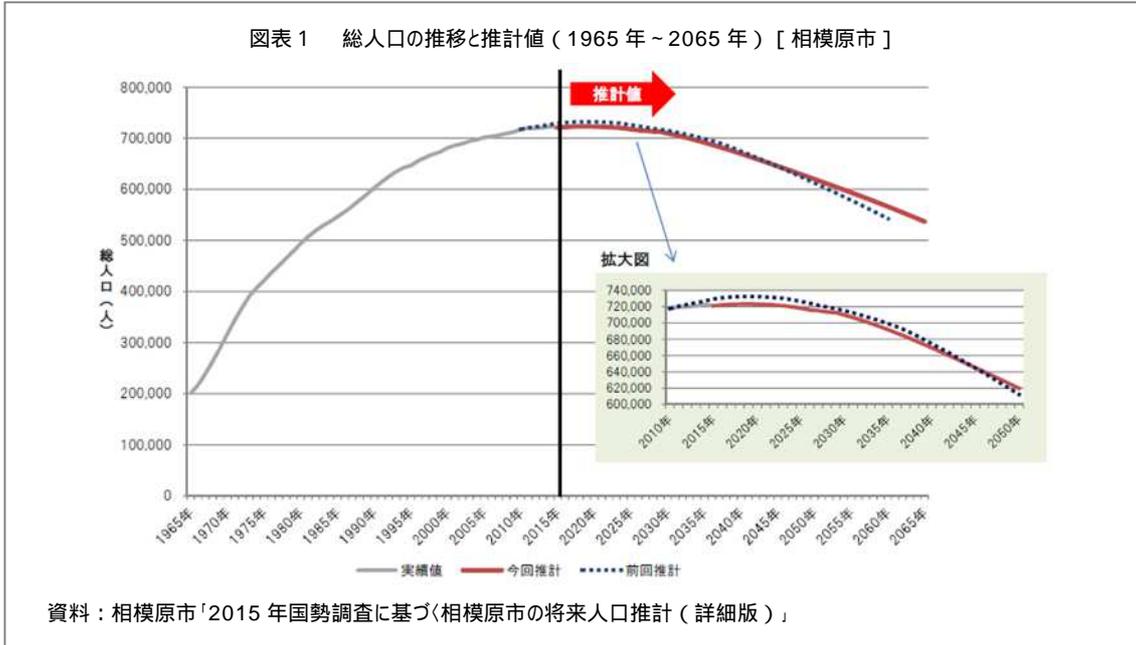
国・神奈川県・関係機関等

平成29年3月、女性活躍推進に係る取組の一層の推進を図るため、「男女共同参画推進会議」の所掌事項に「女性の職業生活における活躍の推進に関すること」を追加し、名称を「男女共同参画・女性活躍推進会議」とするとともに、新たに、「男女共同参画・女性活躍推進会議」の下部組織として「女性活躍推進部会」を設置した。

相模原市の現状

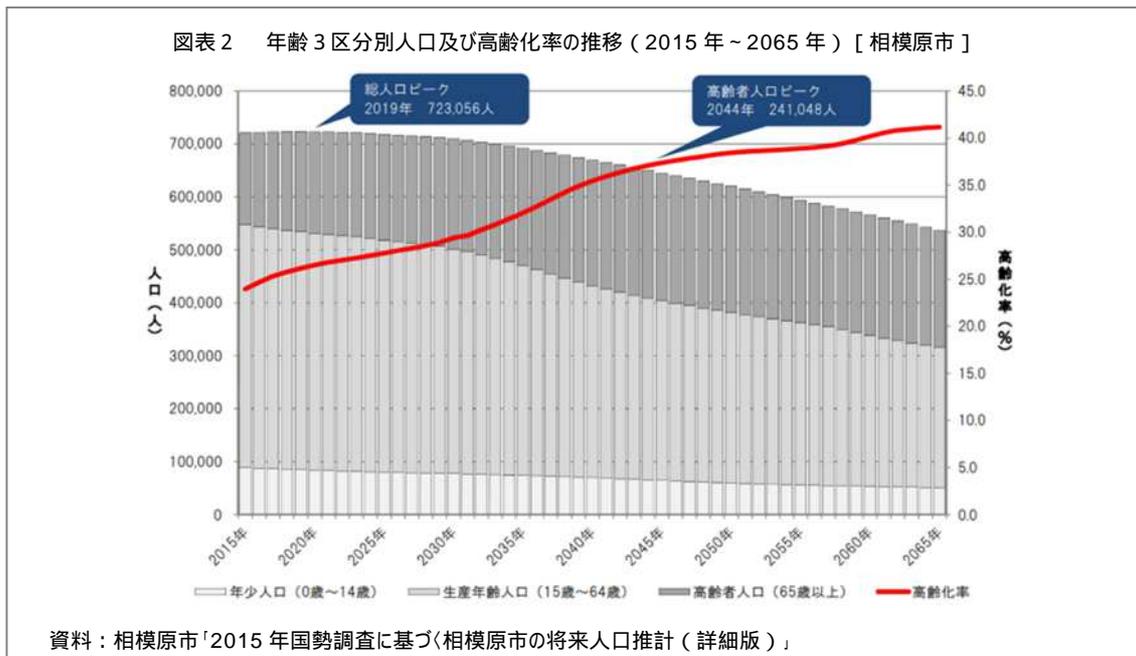
総人口の推移と推計値[相模原市]【図表 1】

人口は、令和2年(2020年)12月1日現在723,030人で、男性が361,139人、女性が361,891人です。また、令和2年の段階ではまだ減少していませんが、令和47年(2065年)には現在の約4分の3となる536,958人に減少する見込みです。



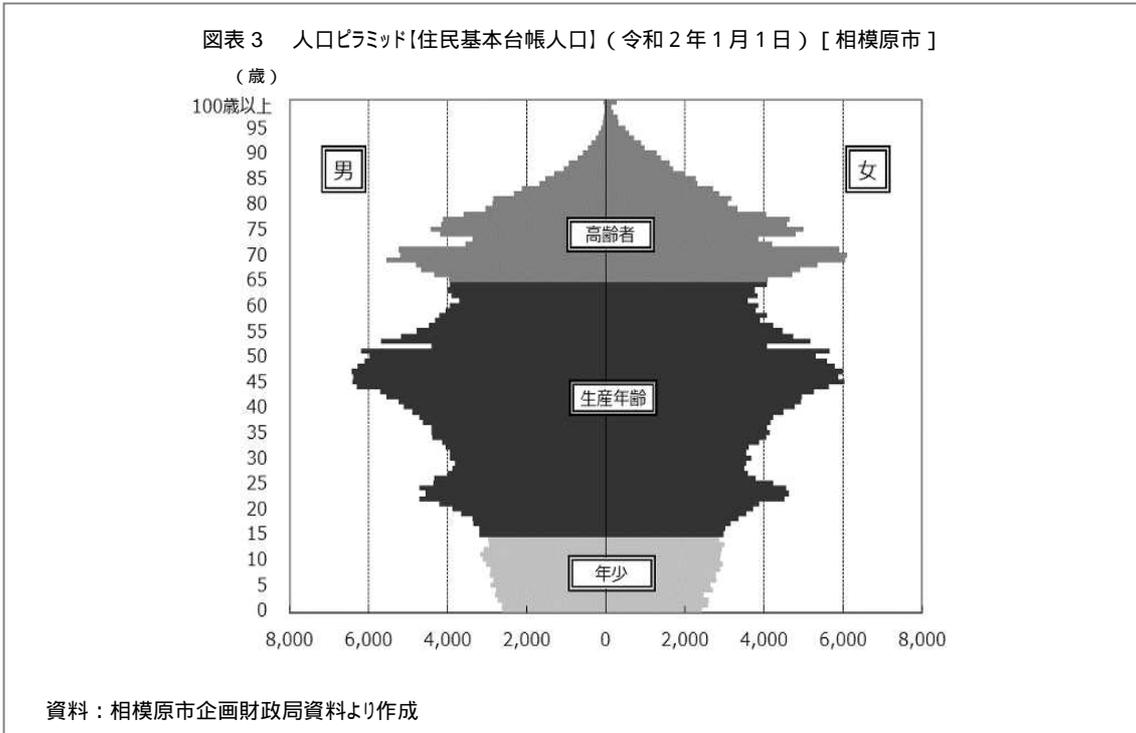
年齢3区分別人口及び高齢化率の推移[相模原市]【図表 2】

年少人口(0歳~14歳)及び生産年齢人口(15歳~64歳)については、今後、一貫して減少することが見込まれます。一方、総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合である高齢化率は、今後も増加を続け、本市はこれから急速な高齢化を迎える見込みです。



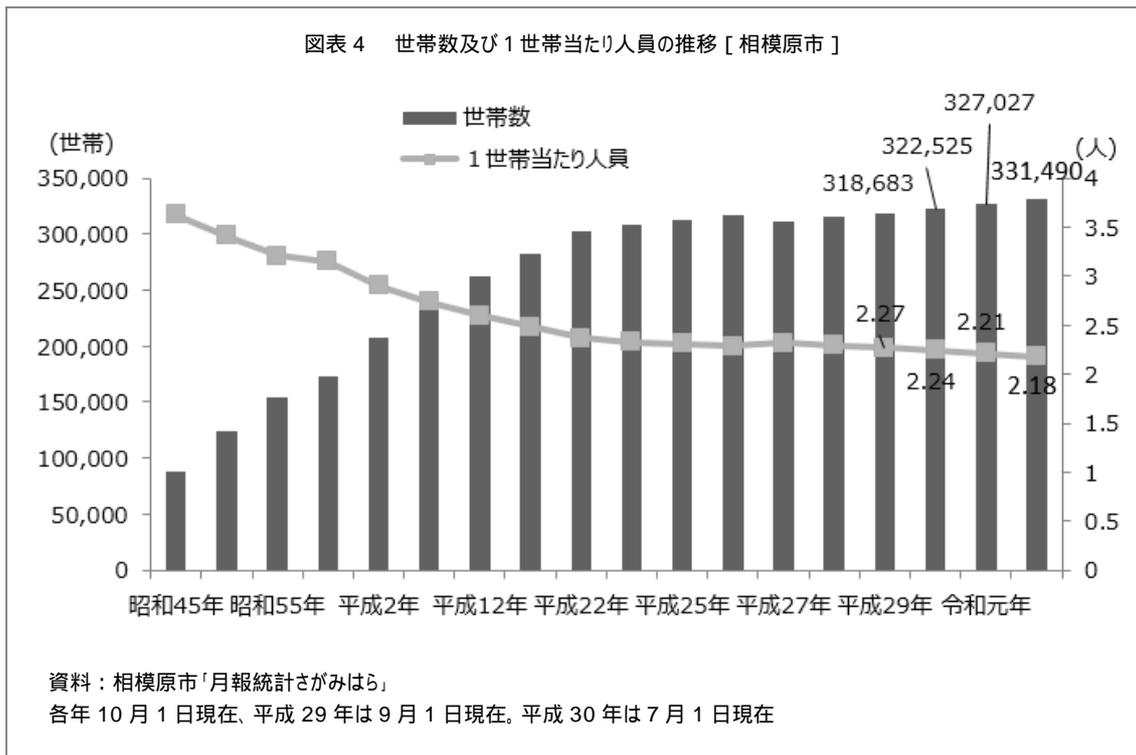
人口ピラミッド[相模原市]【図表 3】

団塊世代(73～71歳(昭和22年～24年生まれ))と、団塊ジュニア世代(49～46歳(昭和46～49年生まれ))の構成比が高くなっており、高齢者人口では年齢が上がるにつれて女性の比率が増加しています。



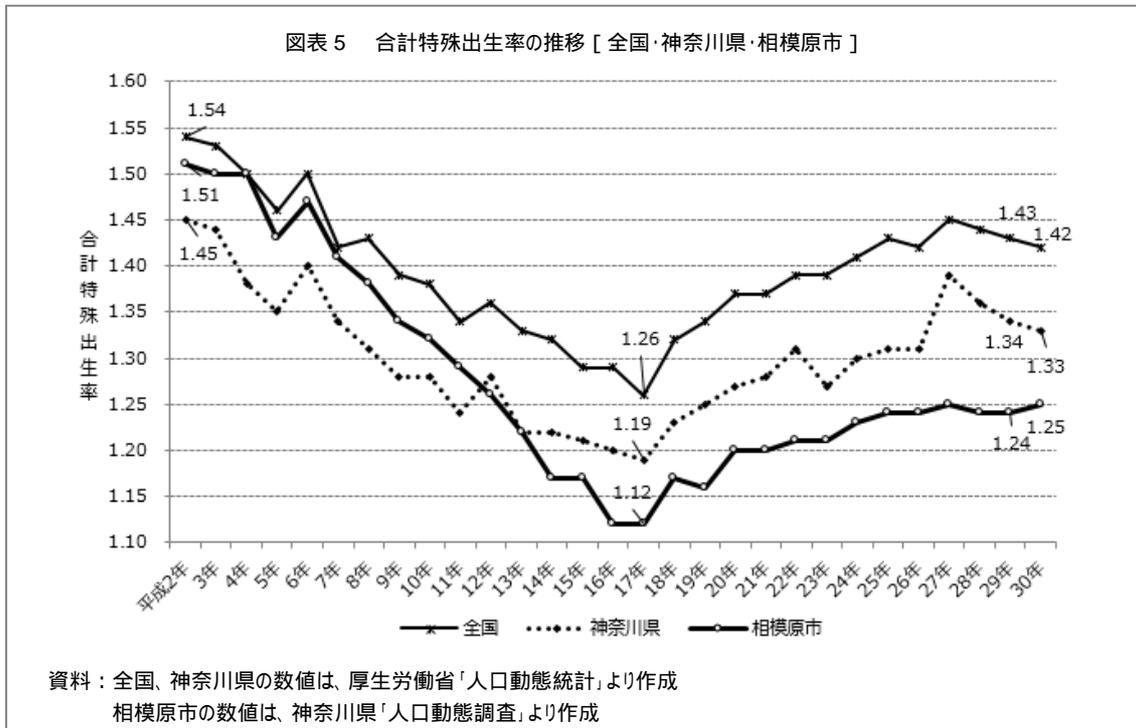
世帯数及び1世帯当たり人員の推移[相模原市]【図表 4】

令和2年10月1日現在、世帯数は331,490世帯で、1世帯当たり人員は2.18人となっています。世帯数は年々増加し、1世帯当たりの人員は減少しています。



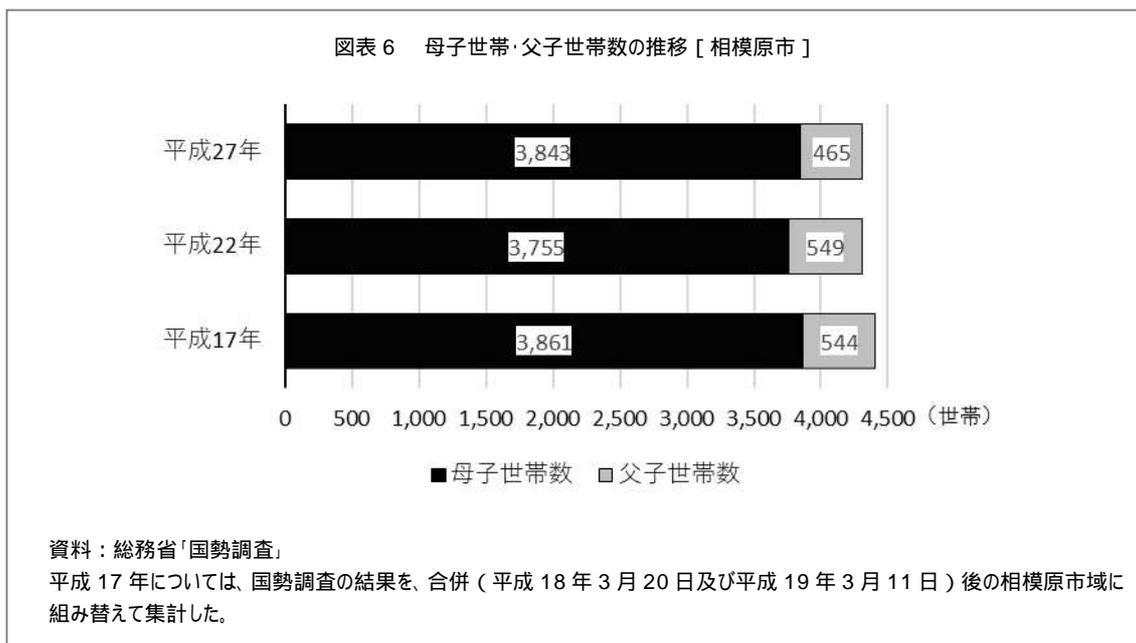
合計特殊出生率の推移[全国・神奈川県・相模原市]【図表 5】

本市の合計特殊出生率(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。)は、全国より低い水準にあり、平成12年以降は神奈川県よりも低い水準にあります。



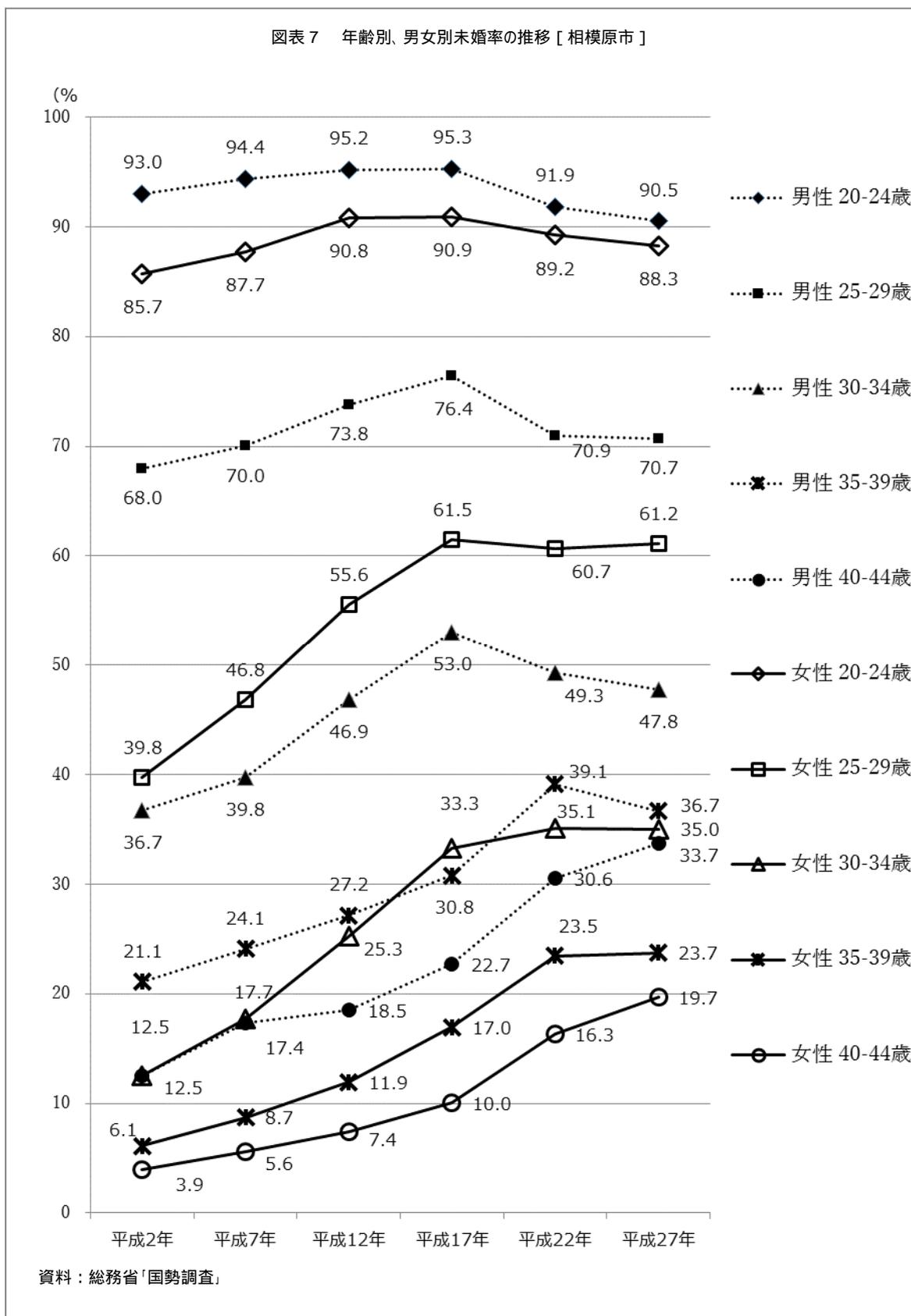
母子世帯・父子世帯数の推移[相模原市]【図表 6】

ひとり親世帯の数はおおむね横ばいで推移しており、そのうち、母子世帯が約9割を占めています。



年齢別、男女別未婚率の推移[相模原市]【図表7】

平成27年の調査では、5年前と比較して20歳から39歳までの男性、20歳から24歳までの女性の未婚率が低下していますが、男女ともに40歳から44歳までの未婚率が増加しています。

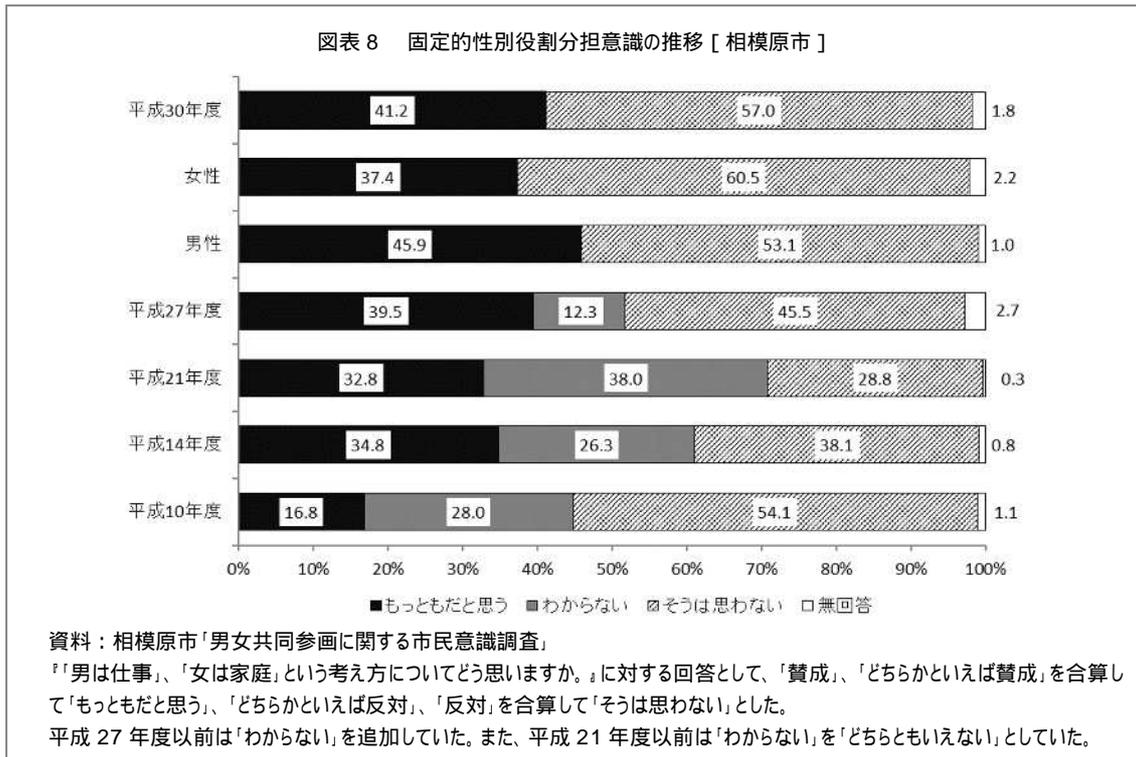


相模原市の男女共同参画の状況

(1) 男女共同参画への理解促進

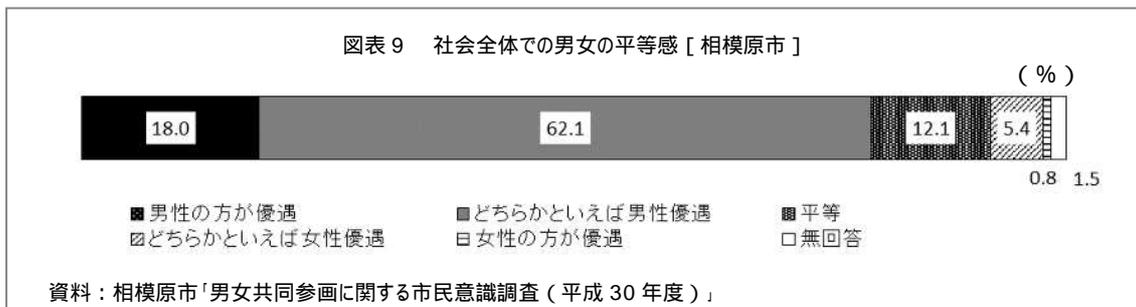
固定的性別役割分担意識(「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方)の推移
 [相模原市]【図表 8】

平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、「男は仕事」、「女は家庭」といった性別によって役割を固定化するような考え方について、賛成する市民の割合は41.2%、反対する市民の割合は57.0%と半数以上を占めてはいるものの、特に男性の固定的性別役割分担意識は根強く残っています。また、性別によって役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合が増加傾向にある一方で、4割の市民が未だ賛成している状況にあります。



社会全体での男女の平等感 [相模原市]【図表 9】

社会全体における男女の平等感をたずねたところ、「平等」と答えた人は12.1%にとどまっています。一方、「男性の方が優遇」「どちらかといえば男性優遇」と答えた人を合計した割合は80.1%と、多くの方が男性優遇と感じています。

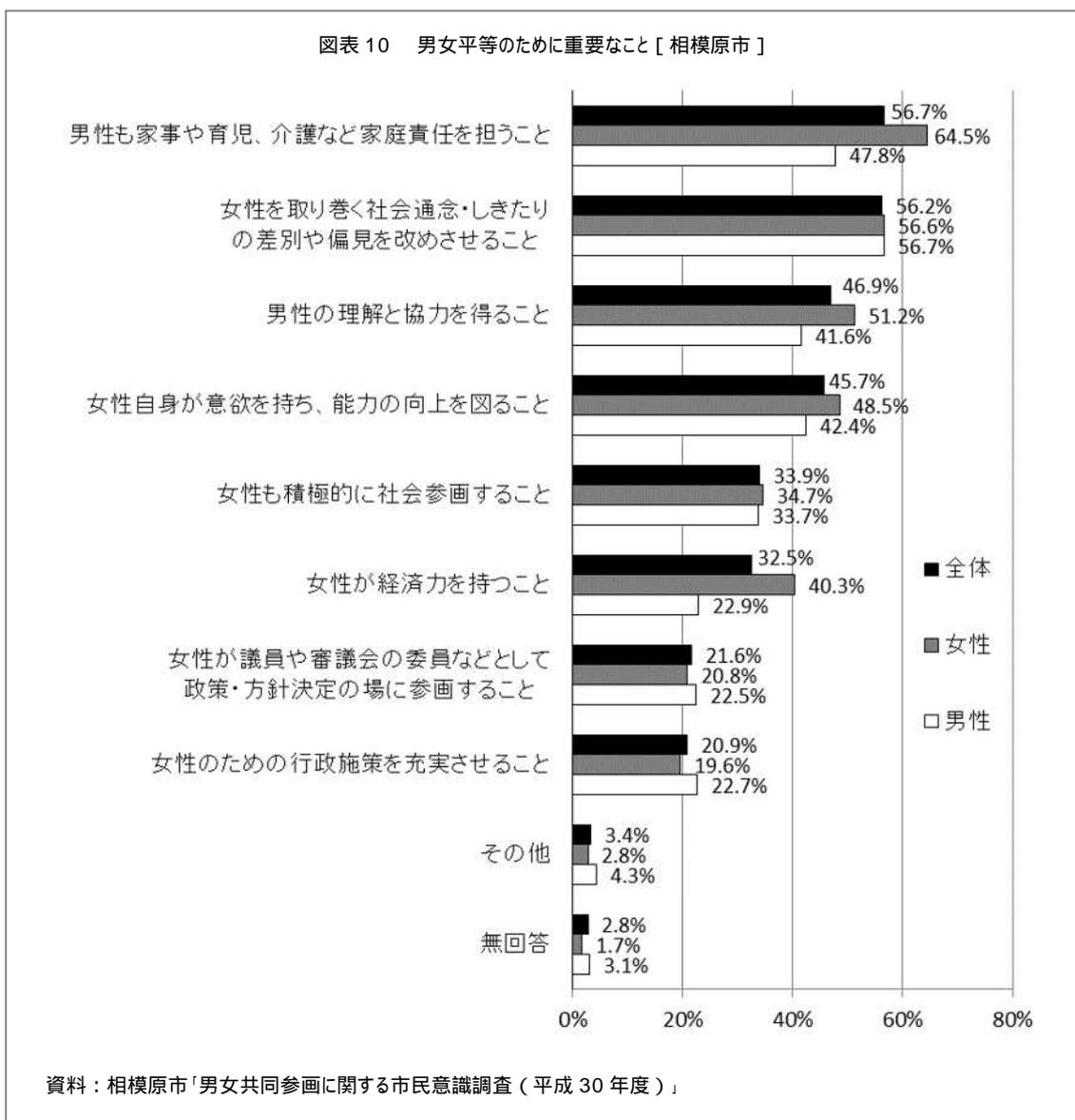


男女平等のために重要なこと[相模原市]【図表 10】

全体としては、「男性も家事や育児、介護など家庭責任を担うこと」(56.7%)、「女性を取り巻く社会通念・しきたりの差別や偏見を改めさせること」(56.2%)、「男性の理解と協力を得ること」(46.9%)の順で割合が高くなっています。

男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要だと思うことについてたずねたところ、全体としては、「男性も家事や育児、介護など家庭責任を担うこと」(56.7%)、「女性を取り巻く社会通念・しきたりの差別や偏見を改めさせること」(56.2%)、「男性の理解と協力を得ること」(46.9%)の順で割合が高くなっています。

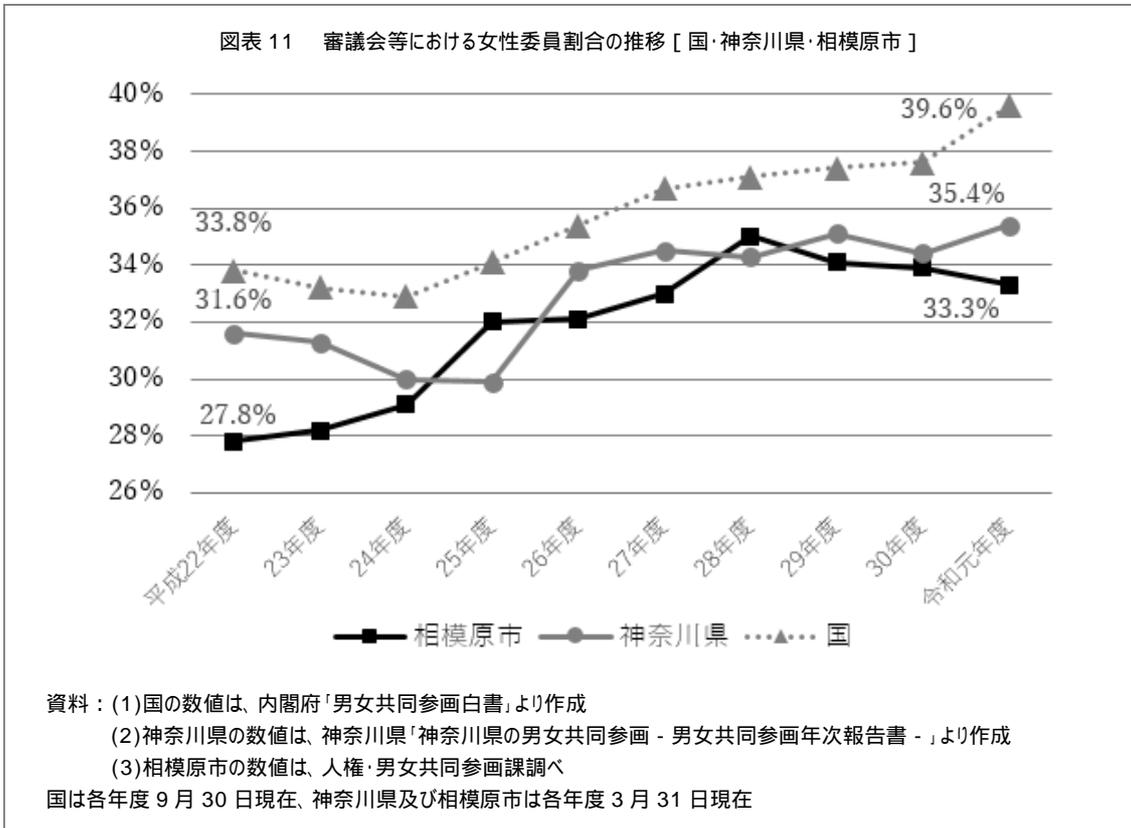
また、男性は「女性を取り巻く社会通念・しきたりの差別や偏見を改めさせること」が56.7%で最も高くなっています。女性は「男性も家事や育児、介護など家庭責任を担うこと」が64.5%で最も高いのに対し、男性は47.8%にとどまっており、男女間の差が大きくなっています。同様に「女性が経済力を持つこと」も女性40.3%に対して男性22.9%と男女間で大きな差がみられます。



(2) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

審議会等における女性委員割合の推移[国・神奈川県・相模原市]【図表 11】

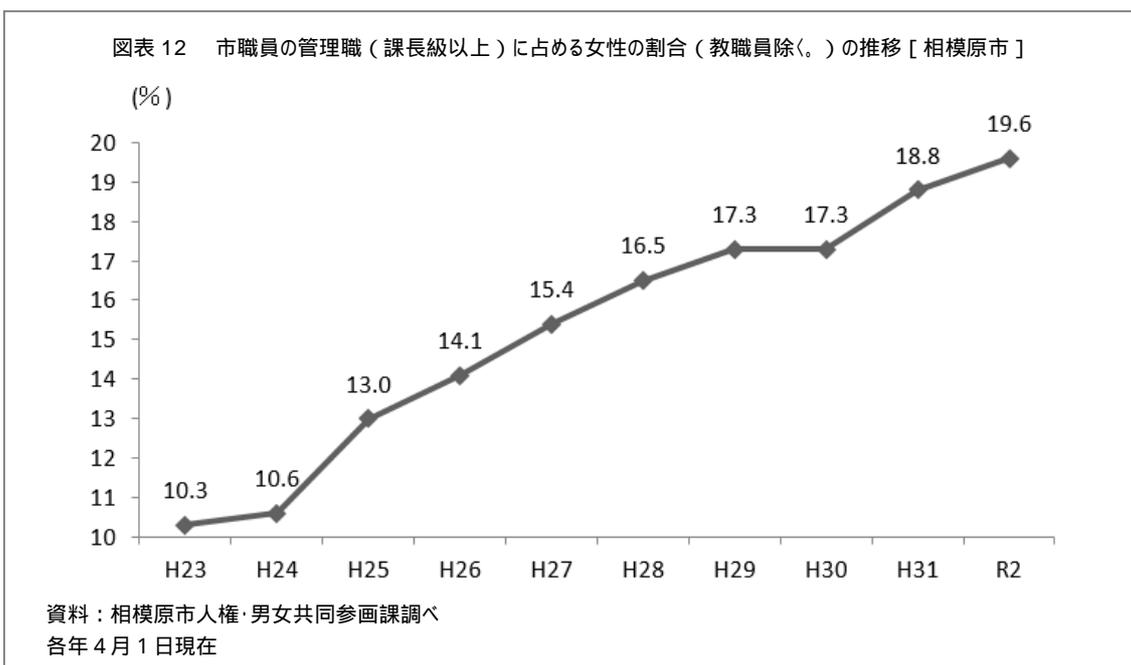
本市の審議会等の委員に占める女性の割合は平成28年度をピークに停滞し、令和元年度においては、33.3%となっています。



市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員除く。)の推移[相模原市]

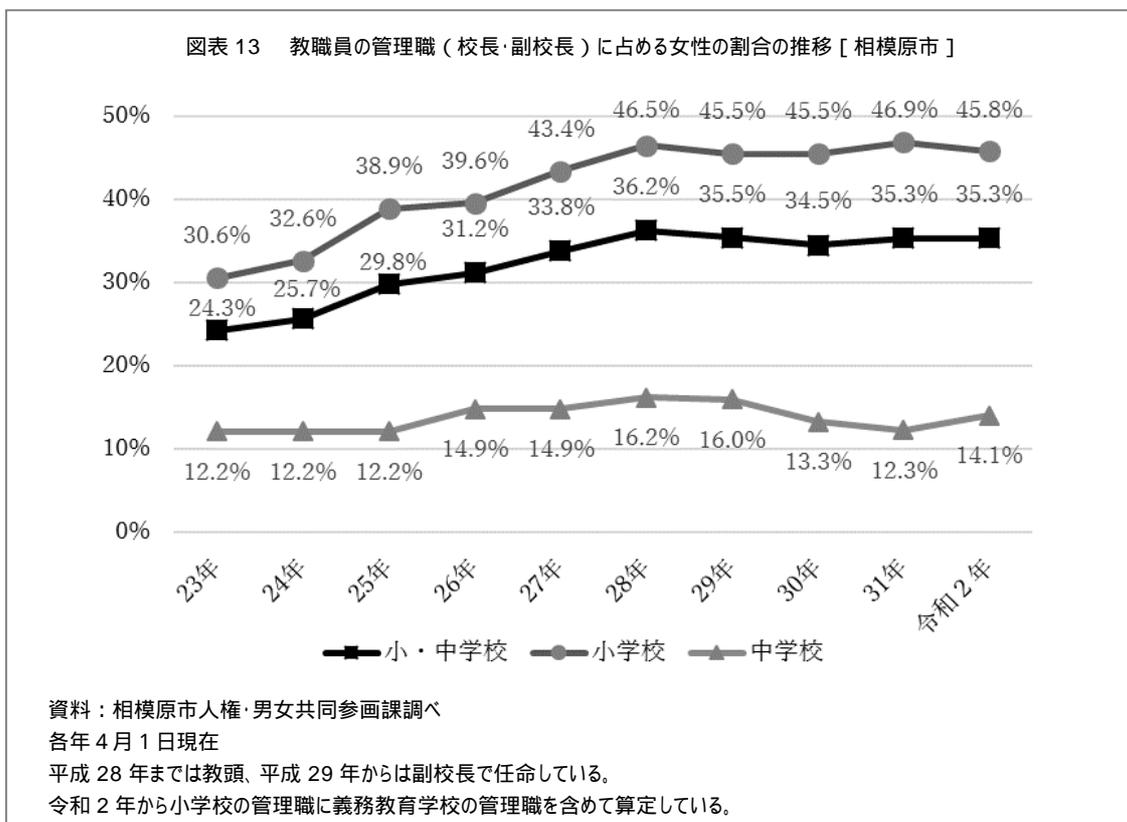
【図表 12】

市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員除く。)は、増加傾向にあります。



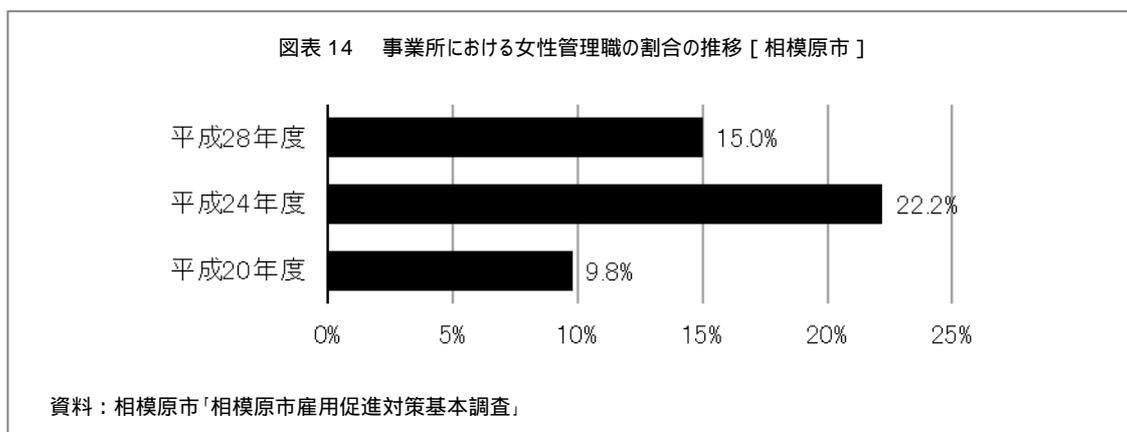
教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合の推移[相模原市]【図表 13】

市立小学校の教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合は、45.8%となっており、高い水準を維持していますが、市立中学校については14.1%となっており、依然として高いとは言えない状況です。



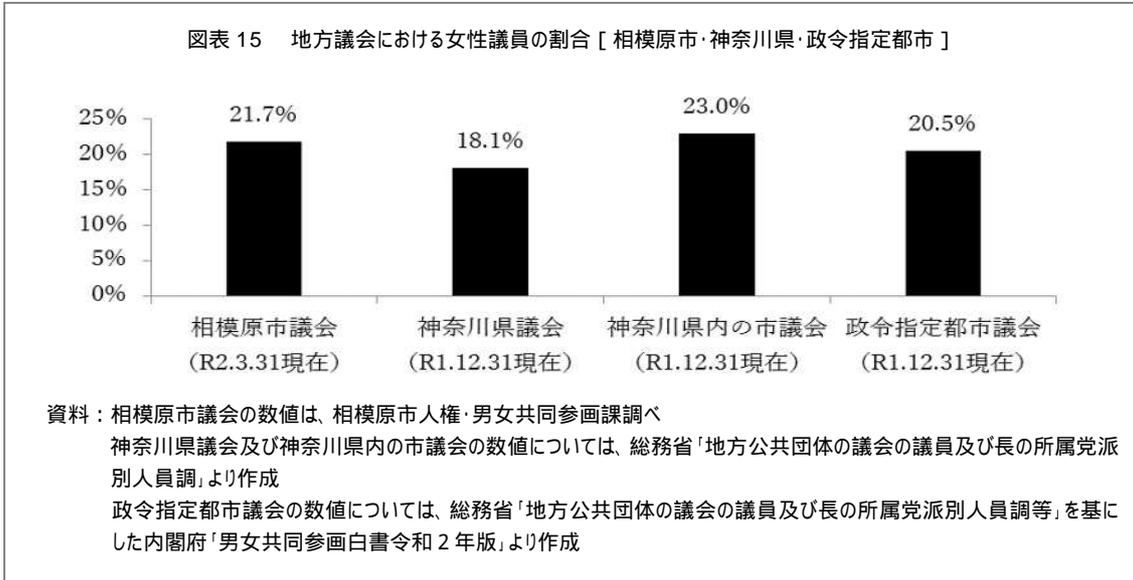
事業所における女性管理職の割合の推移[相模原市]【図表 14】

平成28年度の市内事業所における女性管理職の割合は、平成24年度からは減少したものの、平成20年度と比較すると増加しています。また、「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」で定める数値目標の15.0%に達している状況です。



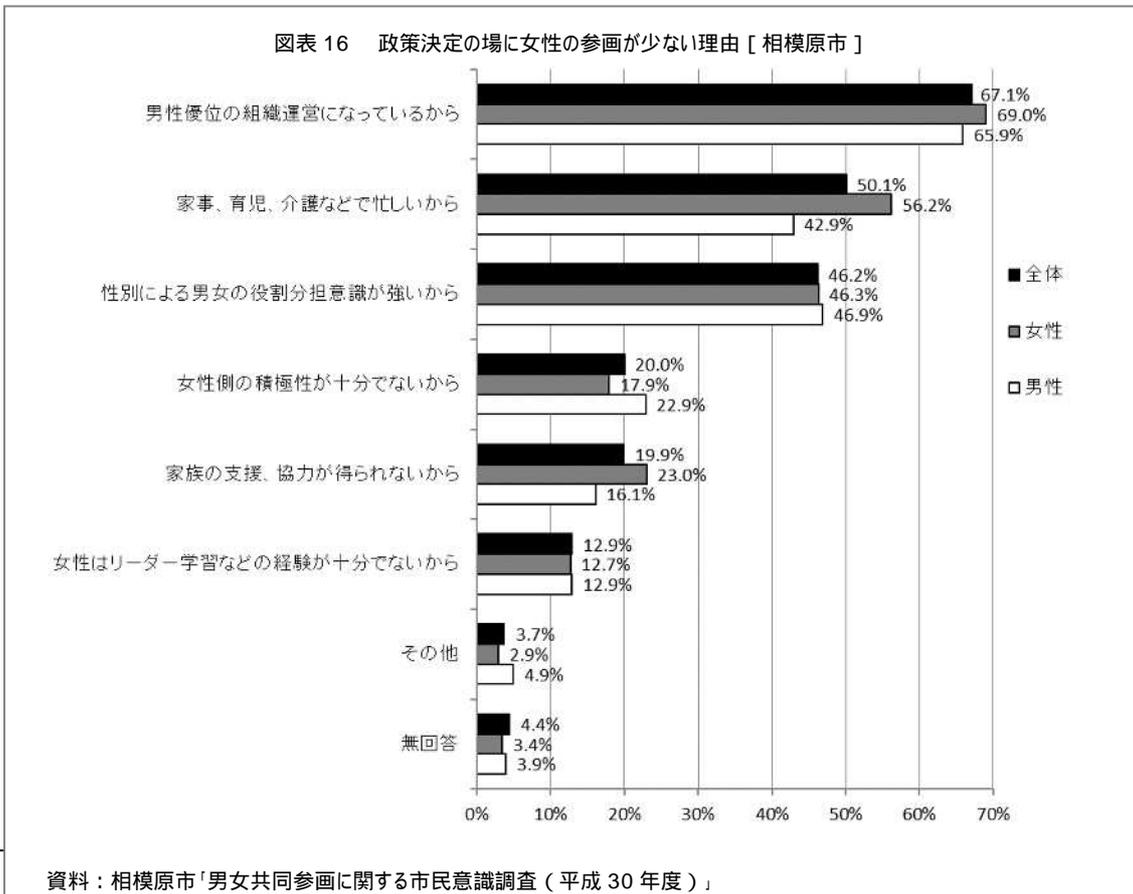
地方議会における女性議員の割合 [相模原市・神奈川県・政令指定都市] 【図表 15】

令和2年3月31日現在の相模原市議会における女性議員の割合は21.7%となっており、神奈川県議会や他の政令指定都市議会などに比べて、やや高い割合ですが、県内の市議会平均23.0%よりはやや低い割合となっています。



政策決定の場に女性の参画が少ない理由 [相模原市] 【図表 16】

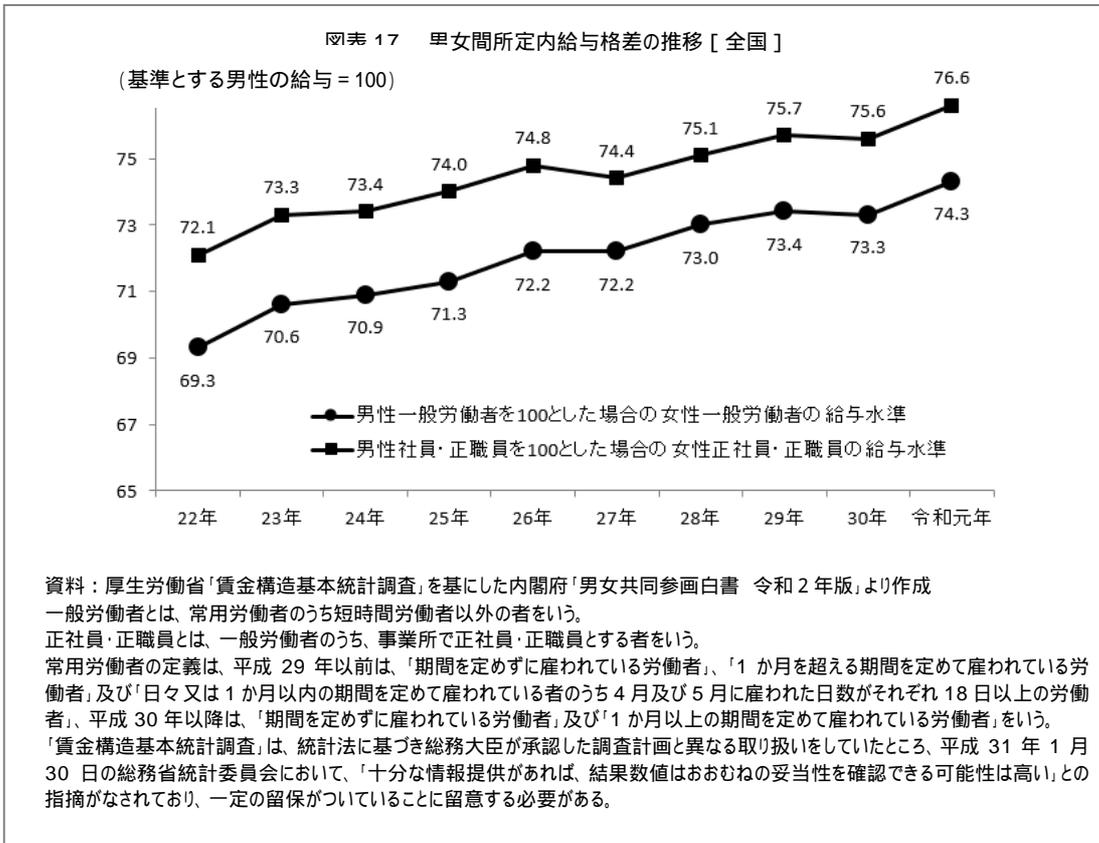
政策決定の場に女性の参画が少ない理由についてたずねたところ、「男性優位の組織運営になっているから」と思う市民の割合が67.1%で最も高く、次いで「家事、育児、介護などで忙しいから」が50.1%、「性別による男女の役割分担意識が強いから」が46.2%となっています。



(3) 男女がともに働きやすい環境づくり

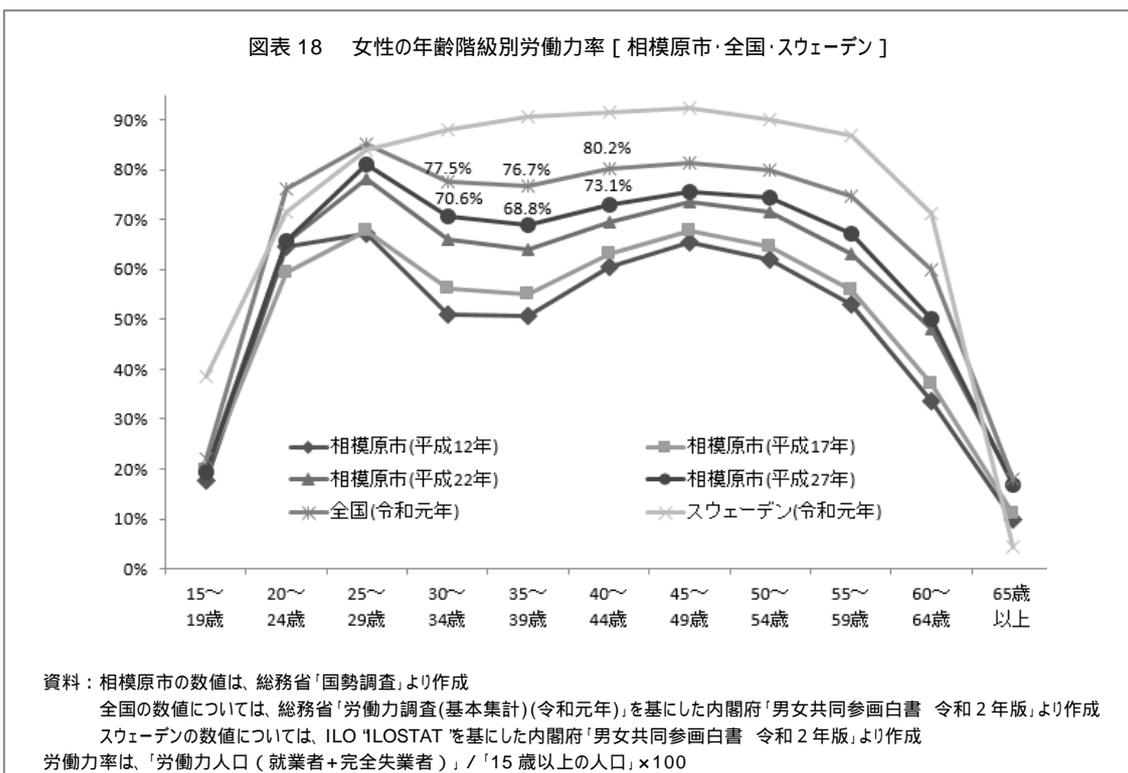
男女間所定内給与格差の推移[全国]【図表 17】

女性一般労働者の所定内給与額は、依然として男性のおよそ7割と低い状況です。



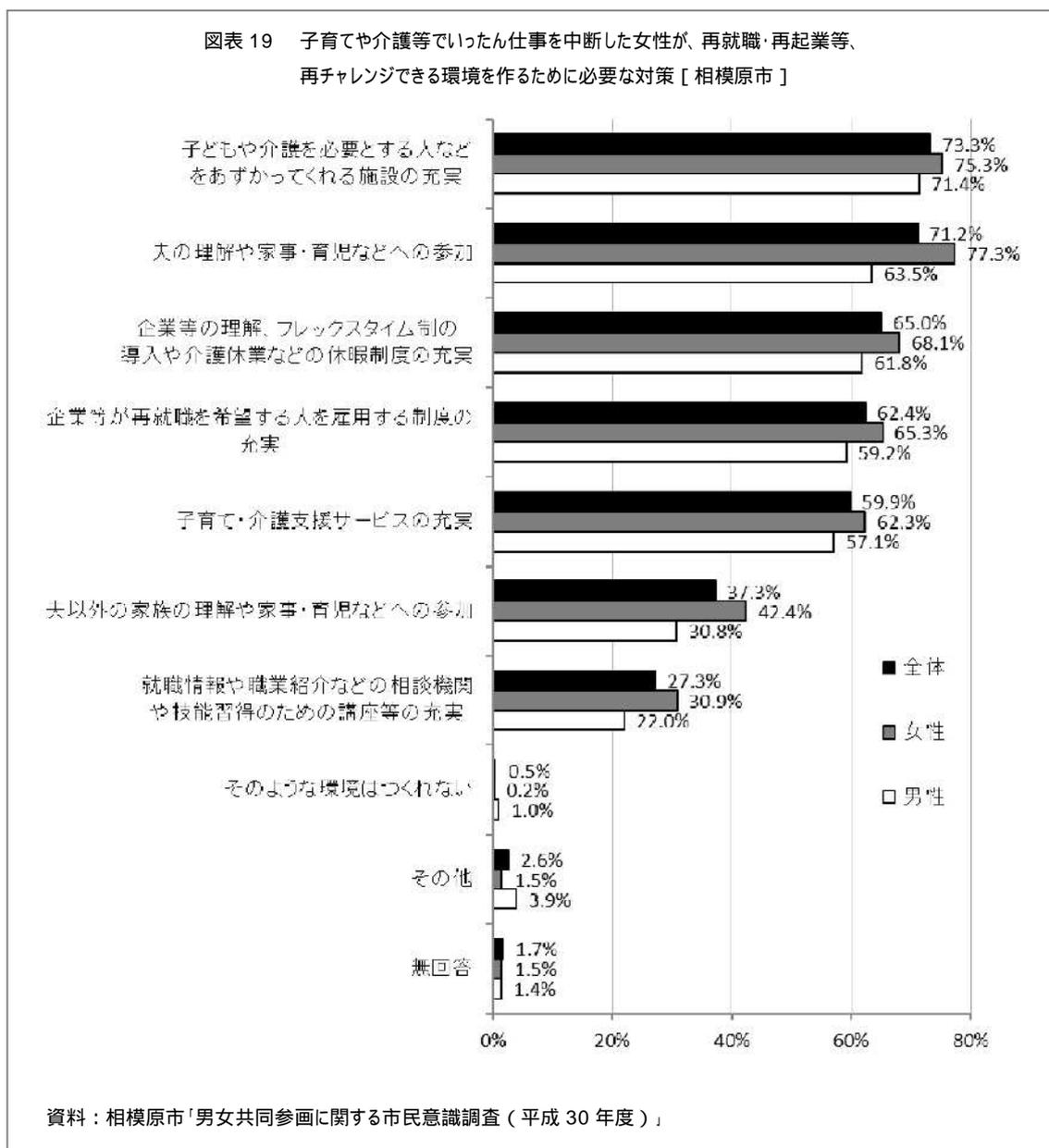
女性の年齢階級別労働力率[相模原市・全国・スウェーデン]【図表 18】

市内の女性の労働力率は、全国的な傾向と同様に、子育て期である30歳代を底とするいわゆるM字カーブを描いています。M字の谷の底は、年々浅くなってきていますが、全国と比較すると約7～8ポイントの差があり、依然として深い状態です。



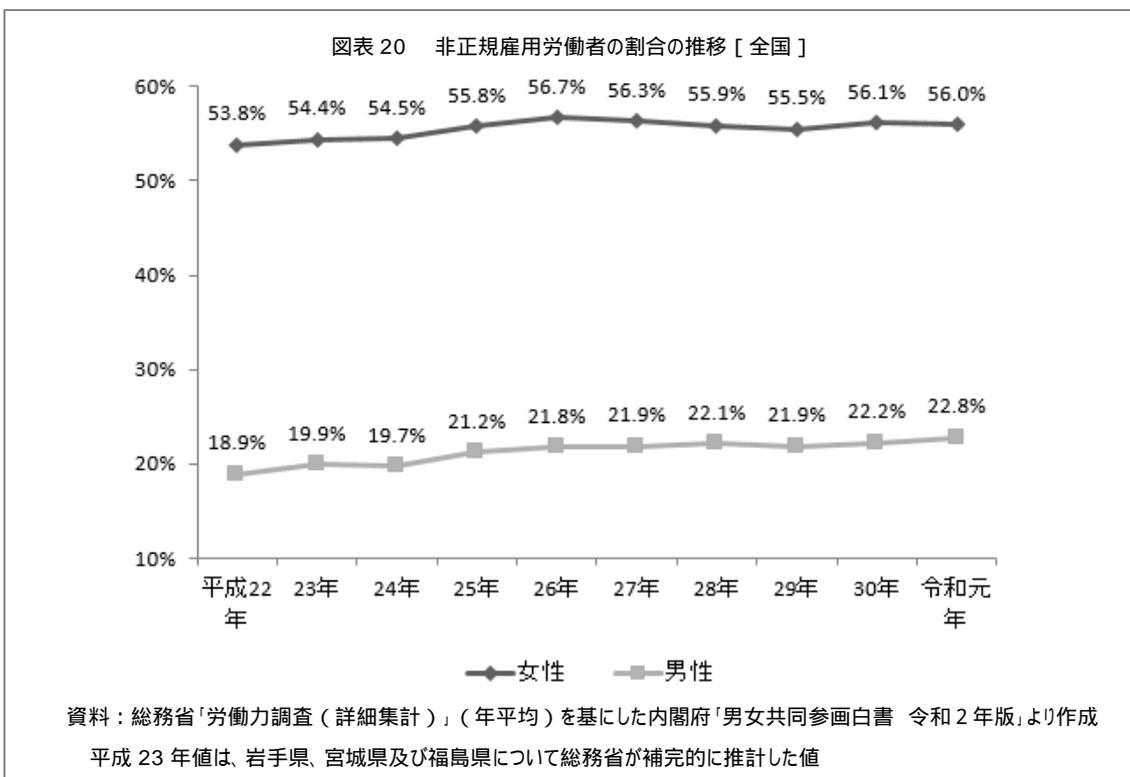
子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性が、再就職・再起業等、再チャレンジできる環境を作るために必要な対策[相模原市]【図表 19】

子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性が、再就職・再起業等、再チャレンジできる環境を作るために必要な対策についてたずねたところ、「子どもや介護を必要とする人などをあずかってくれる施設の充実」と考える市民の割合が73.3%で最も高く、次いで「夫の理解や家事・育児などへの参加」が71.2%、「企業等の理解、フレックスタイム制の導入や介護休業などの休暇制度の充実」が65.0%となっています。



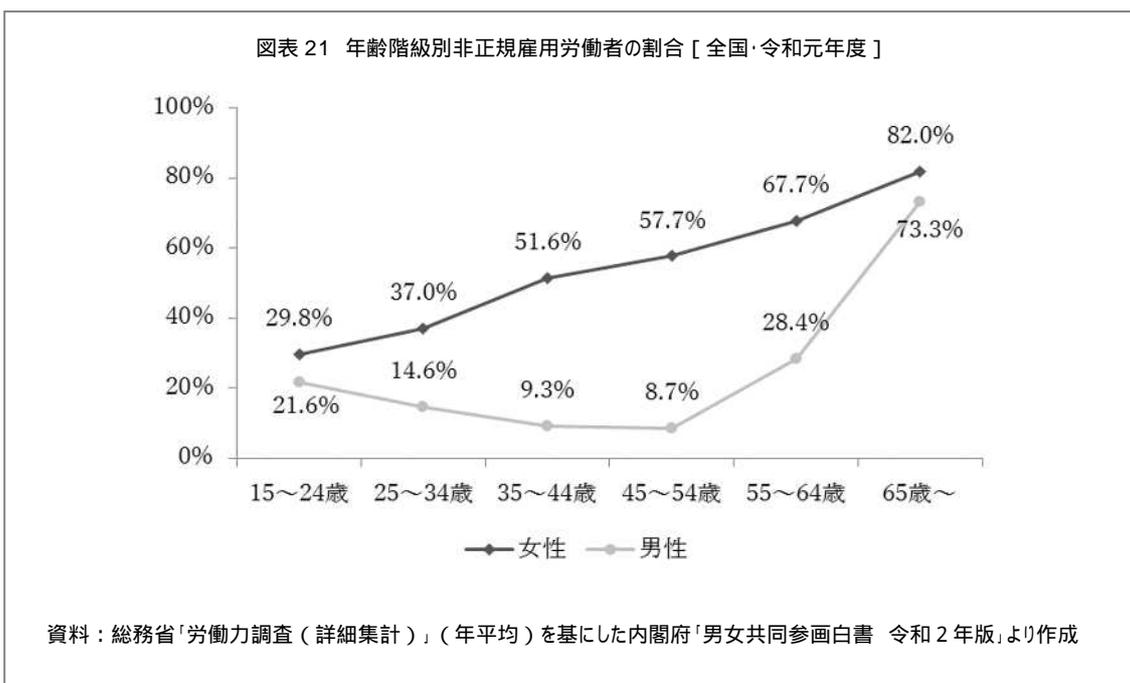
非正規雇用労働者の割合の推移[全国]【図表 20】

令和元年における非正規雇用労働者の割合は、女性は前年と比較してやや減少していますが、男性はやや増加しています。また、女性は男性と比較し、非正規労働者の割合が高く、その差は近年ほぼ変わりがない状況となっています。



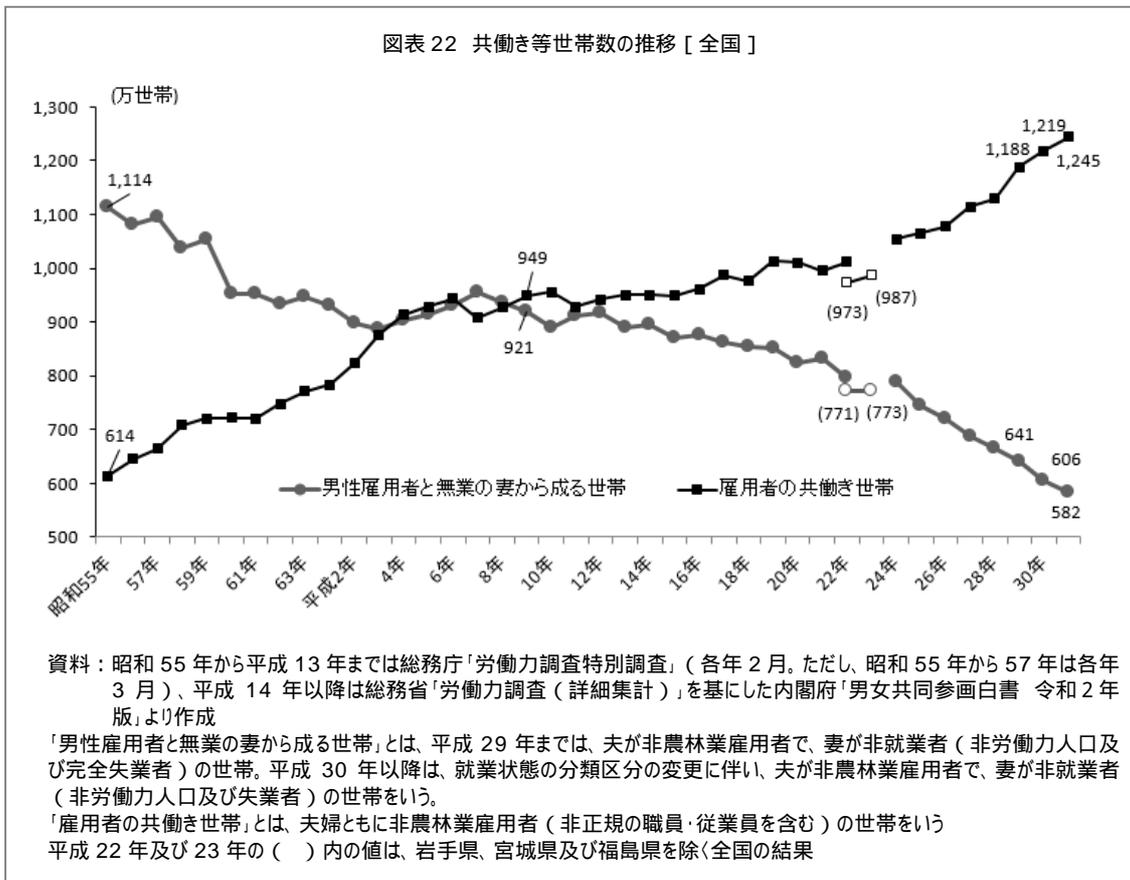
年齢階級別非正規雇用労働者の割合[全国・令和元年度]【図表 21】

非正規雇用労働者の割合を年齢階級別に見ると、すべての年代で女性が男性を上回るとともに、45～54歳の層において最も男女間の開きがある状況となっています。



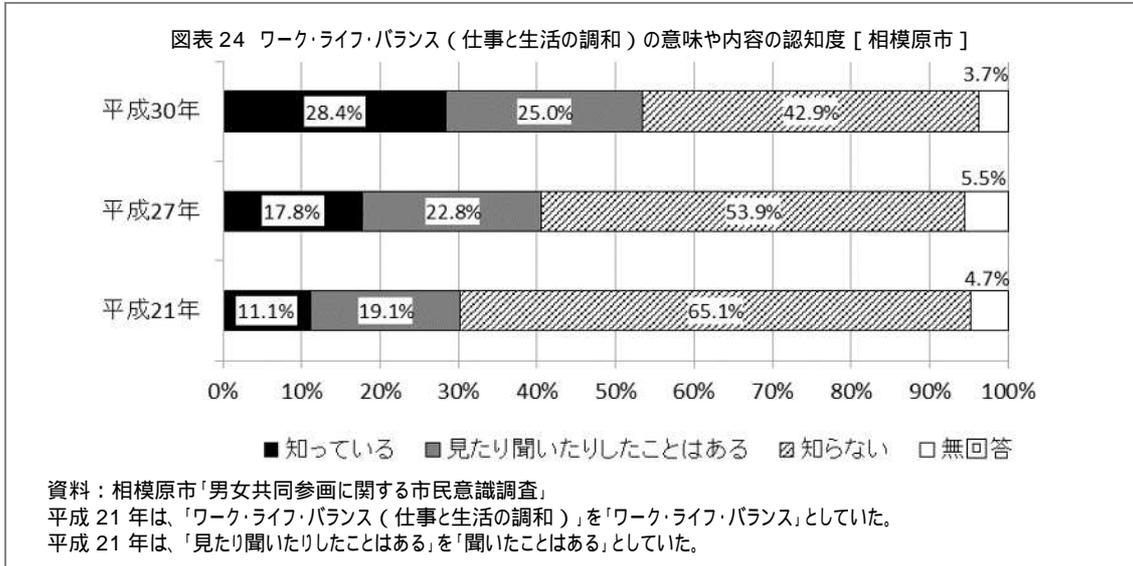
共働き等世帯数の推移[全国]【図表 22】

平成9年以降、共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回り、特に平成24年頃からその差は急速に拡大しています。



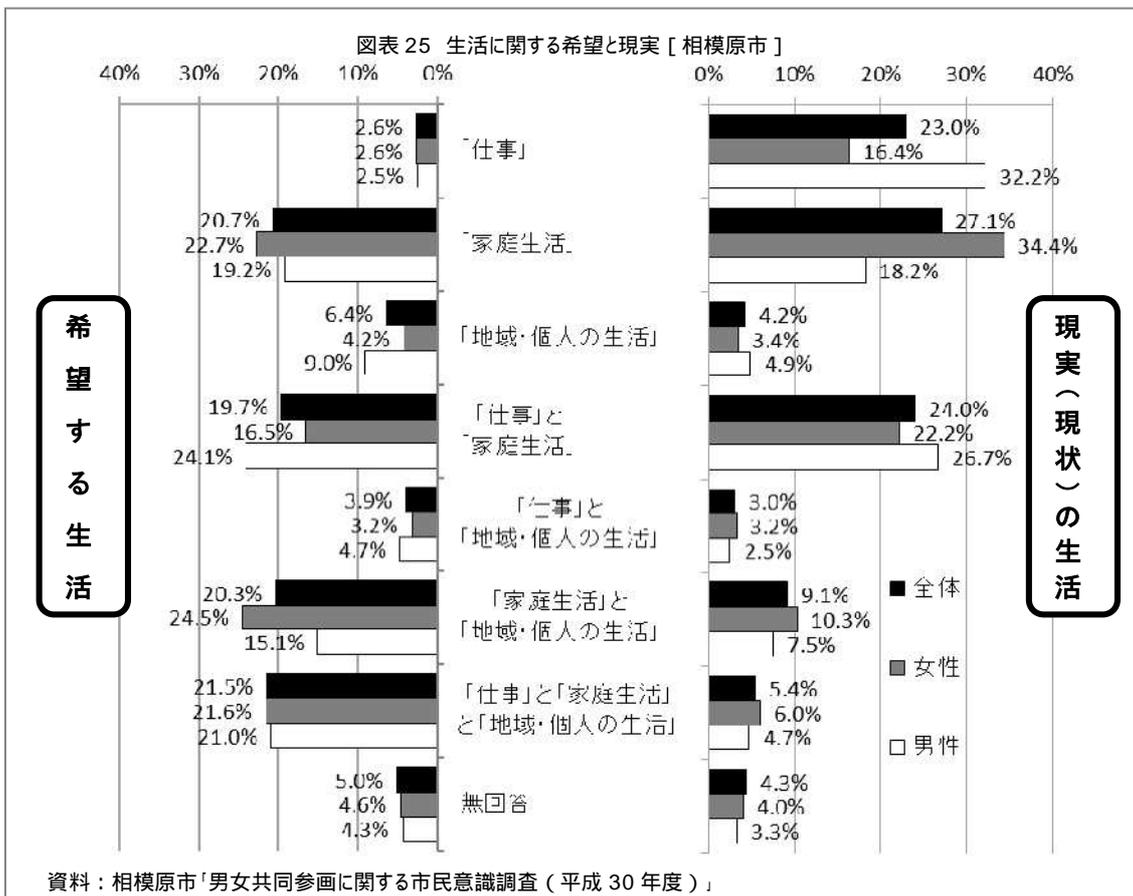
(4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意味や内容の認知度[相模原市]【図表 24】
 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意味や内容を知っている人の割合は年々増加しており、平成30年においては28.4%となっています。



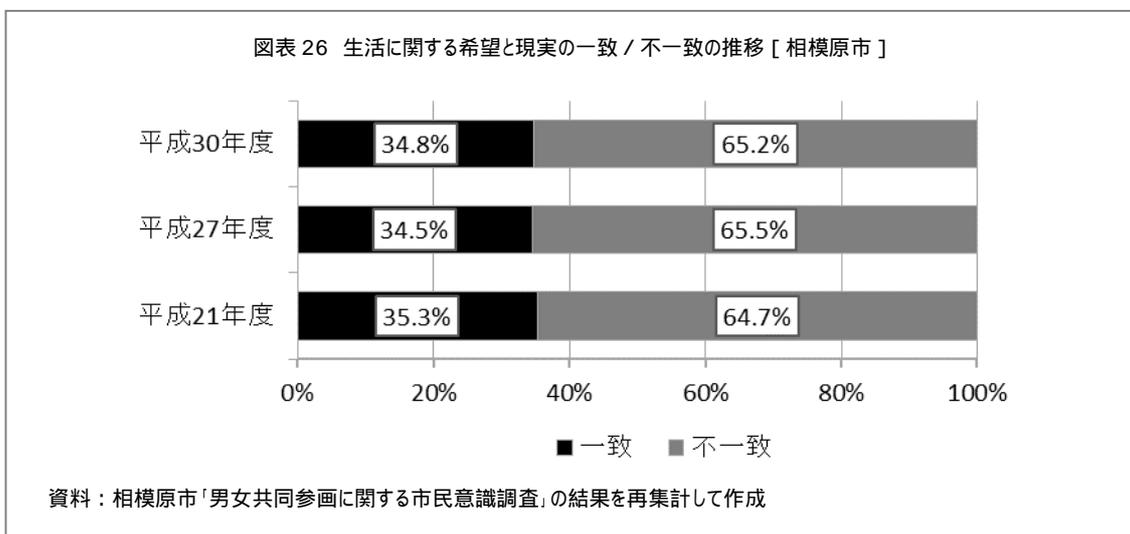
生活に関する希望と現実[相模原市]【図表 25】

生活における優先度の希望と現実をたずねたところ、女性は「家庭生活」と「地域・個人の生活」を希望する人の割合が24.5%で最も高い一方、現実には「家庭生活」が優先される人が34.4%で最も高くなっています。また、男性は「仕事」と「家庭生活」を希望する人の割合が24.1%で最も高い一方、現実には「仕事」が優先される人が32.2%で最も高くなっています。



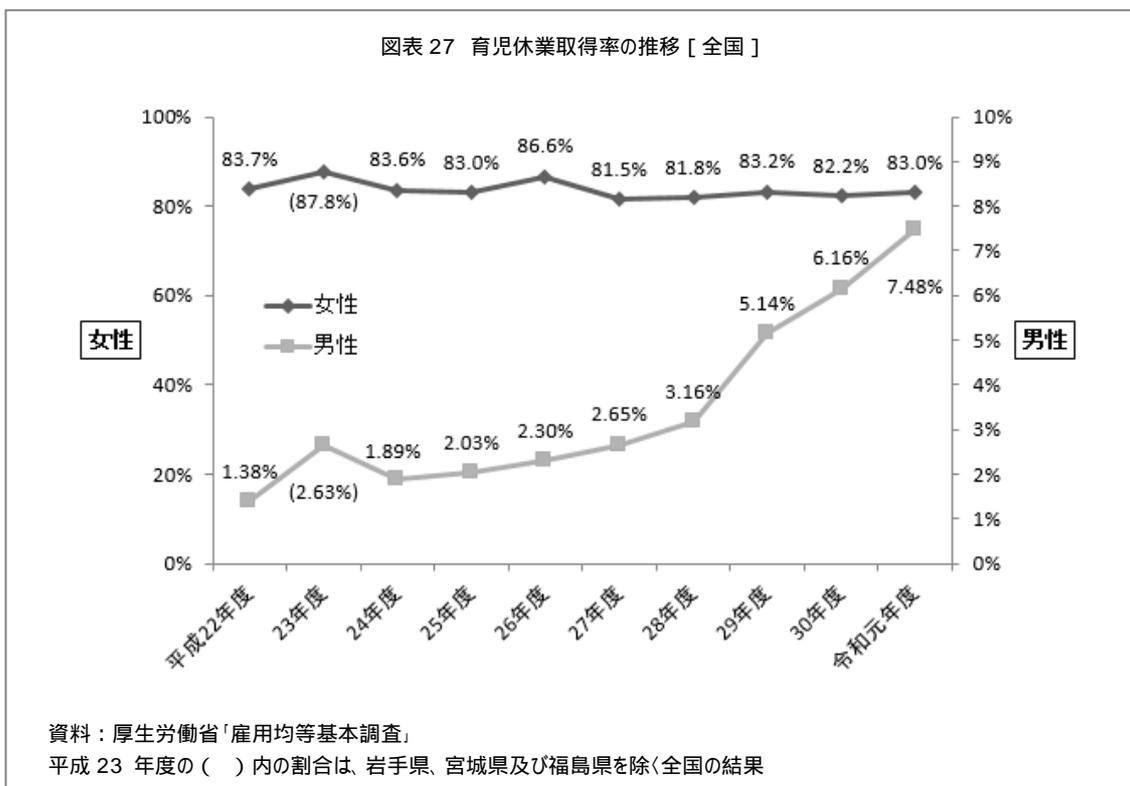
生活に関する希望と現実の一致 / 不一致の推移 [相模原市] 【図表 26】

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、希望と現実が一致している市民の割合は平成21年度から横ばいで推移し、おおむね35.0%に留まっており、依然として希望する生活と現実には乖離がある状況です。



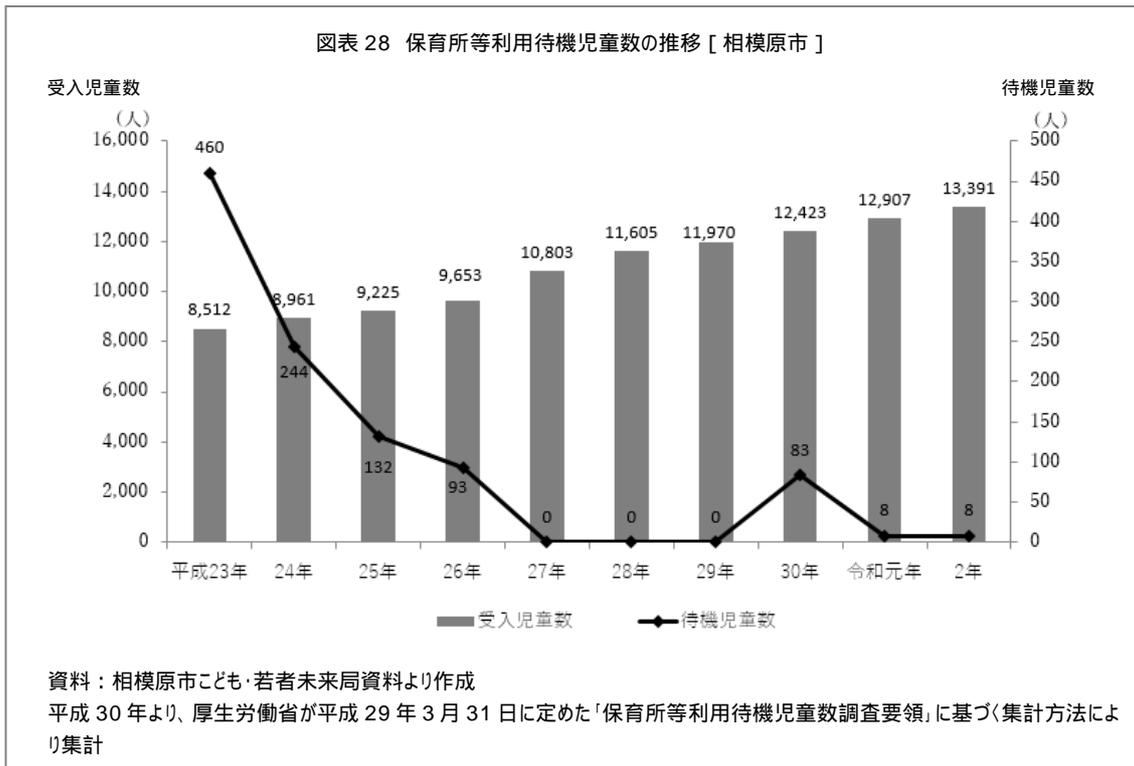
育児休業取得率の推移 [全国] 【図表 27】

男性の育児休業取得率は、平成24年度より増加傾向にあり、令和元年度においては7.48%となっていますが、女性の83.0%と比較すると、大きな差がある状況です。



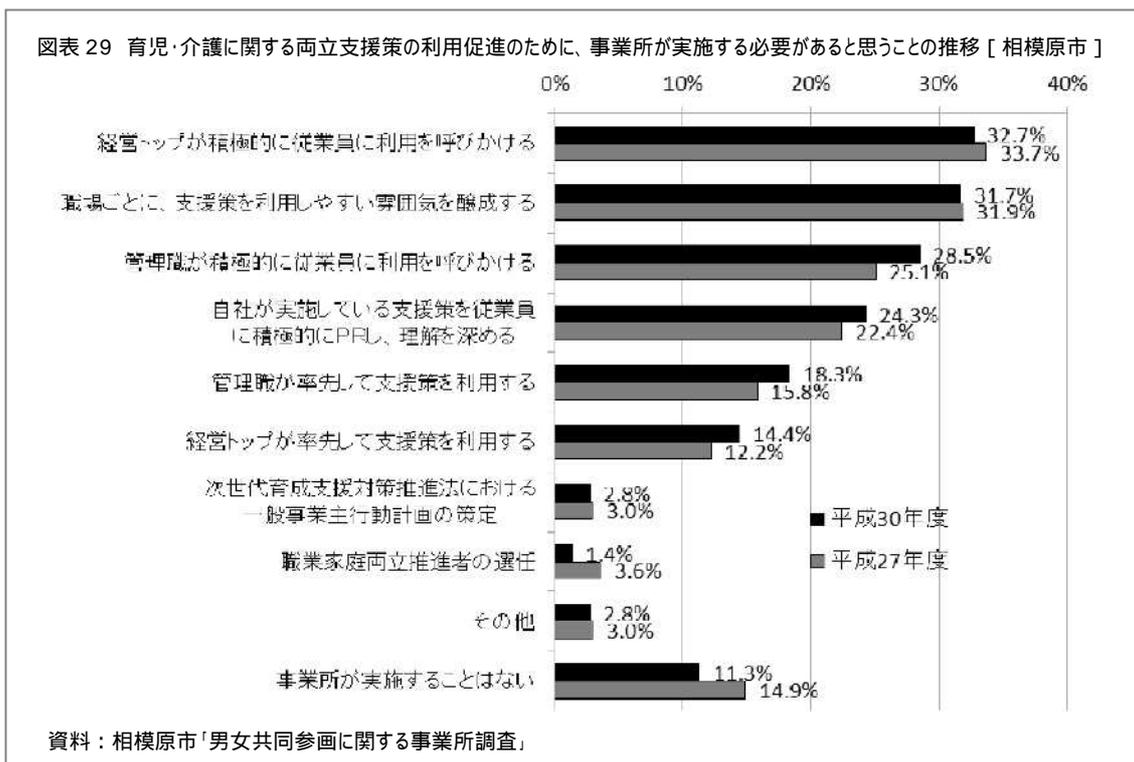
保育所等利用待機児童数の推移[相模原市]【図表 28】

国の定義に基づく令和2年4月1日現在の本市の待機児童数は、8人となっています。



育児・介護に関する両立支援策の利用促進のために、事業所が実施する必要があると思うことの推移[相模原市]【図表 29】

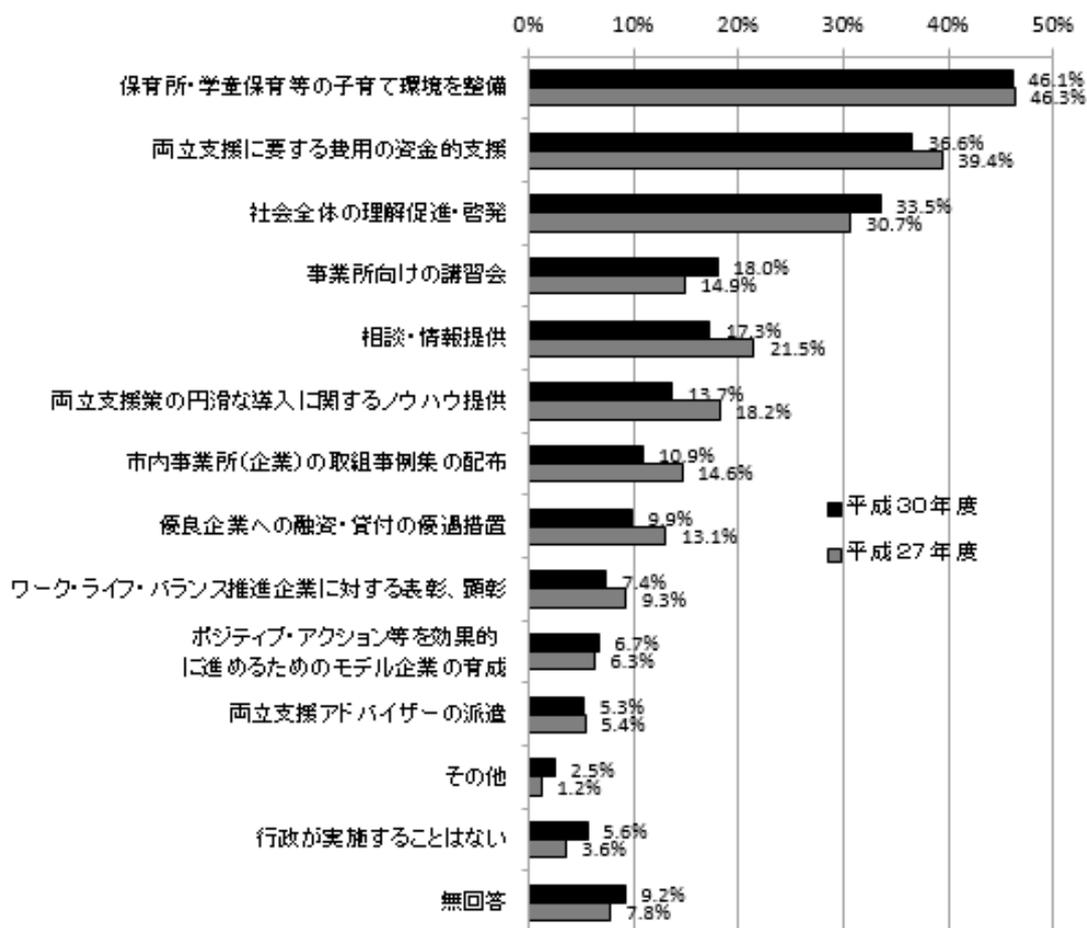
事業所に、育児・介護に関する両立支援策の利用促進のための環境づくりとして、事業所が実施する必要があると思うことを事業所にたずねたところ、「経営トップが積極的に従業員に利用を呼びかける」、「職場ごとに、支援策を利用しやすい雰囲気を醸成する」が3割を超えて高くなっています。



育児・介護に関する両立支援策の利用促進のために、行政が実施する必要があると思うことの推移[相模原市]【図表 30】

事業所に、育児・介護に関する両立支援策の利用促進のための環境づくりとして、行政が実施する必要があると思うことを事業所にたずねたところ、「保育所・学童保育等の子育て環境を整備」が46.1%で最も高く、次いで「両立支援に要する費用の資金的支援」、「社会全体の理解促進・啓発」が3割を超えて高くなっています。

図表 30 育児・介護に関する両立支援策の利用促進のために、行政が実施する必要があると思うことの推移 [相模原市]

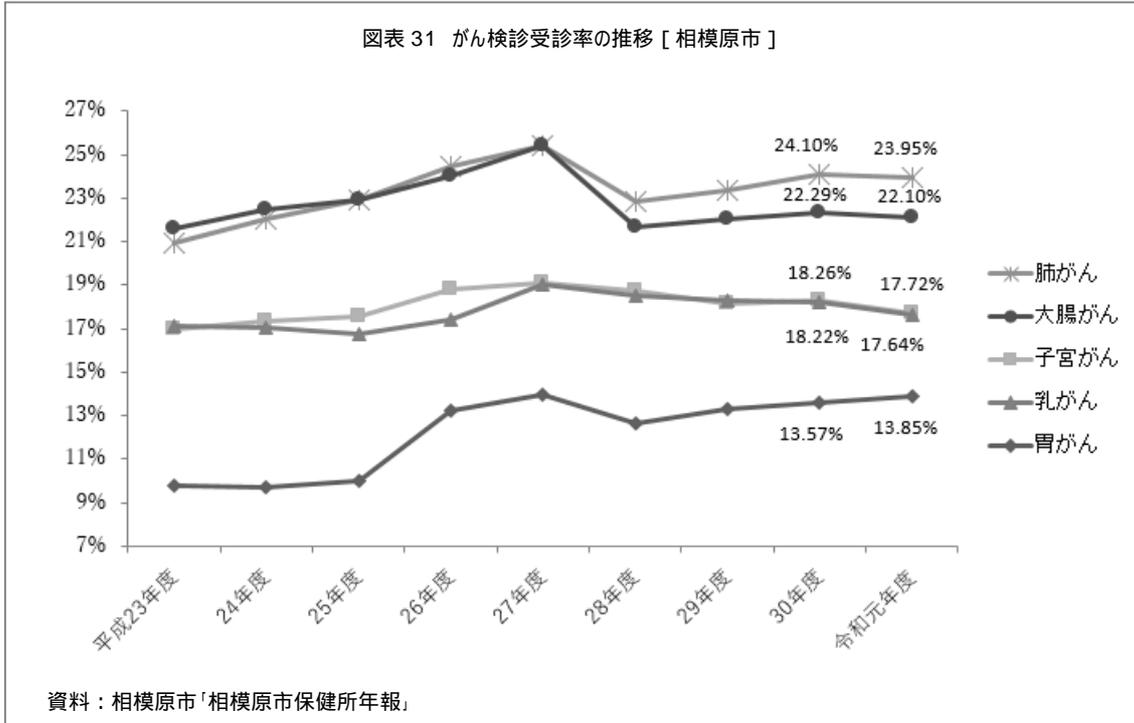


資料：相模原市「男女共同参画に関する事業所調査」

(5) 生涯を通じた健康支援と性に関する理解

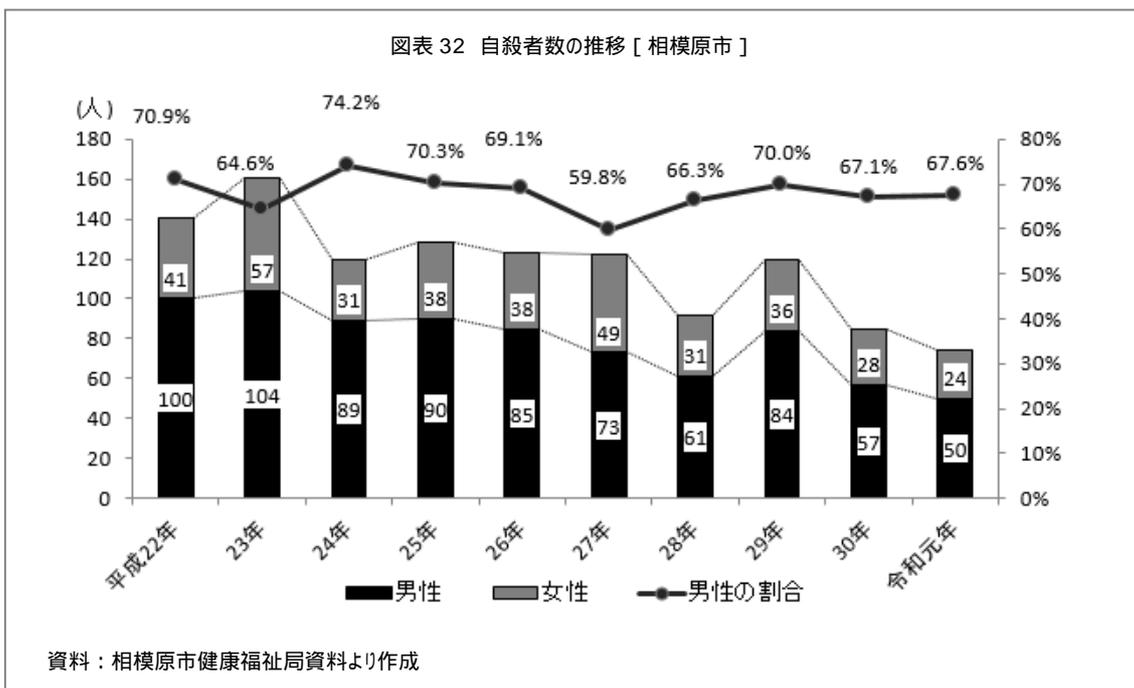
がん検診受診率の推移[相模原市]【図表 31】

相模原市におけるがん検診の受診率は、肺がんや大腸がんの受診率と比べ、女性特有の子宮がん及び乳がんの受診率は低い状況にあります。



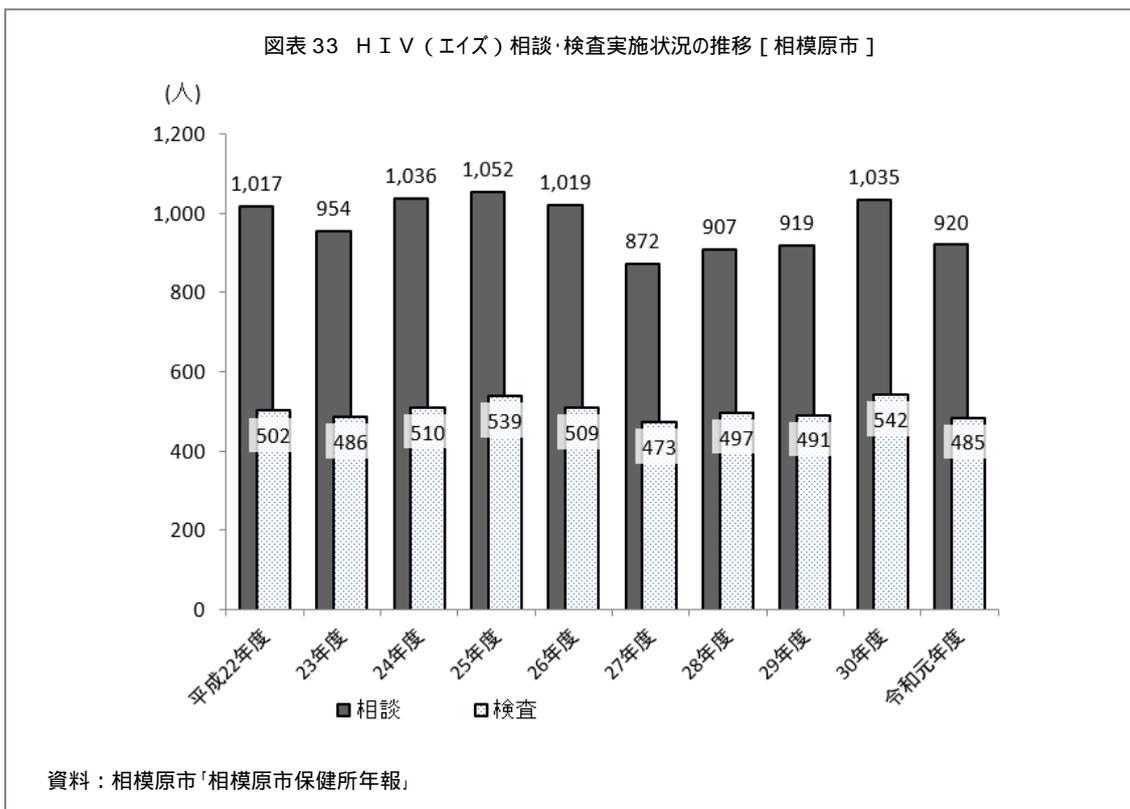
自殺者数の推移[相模原市]【図表 32】

本市の自殺者数の状況は、平成23年度をピークに減少傾向にあります。男女比では、男性が全体の約7割を占めています。



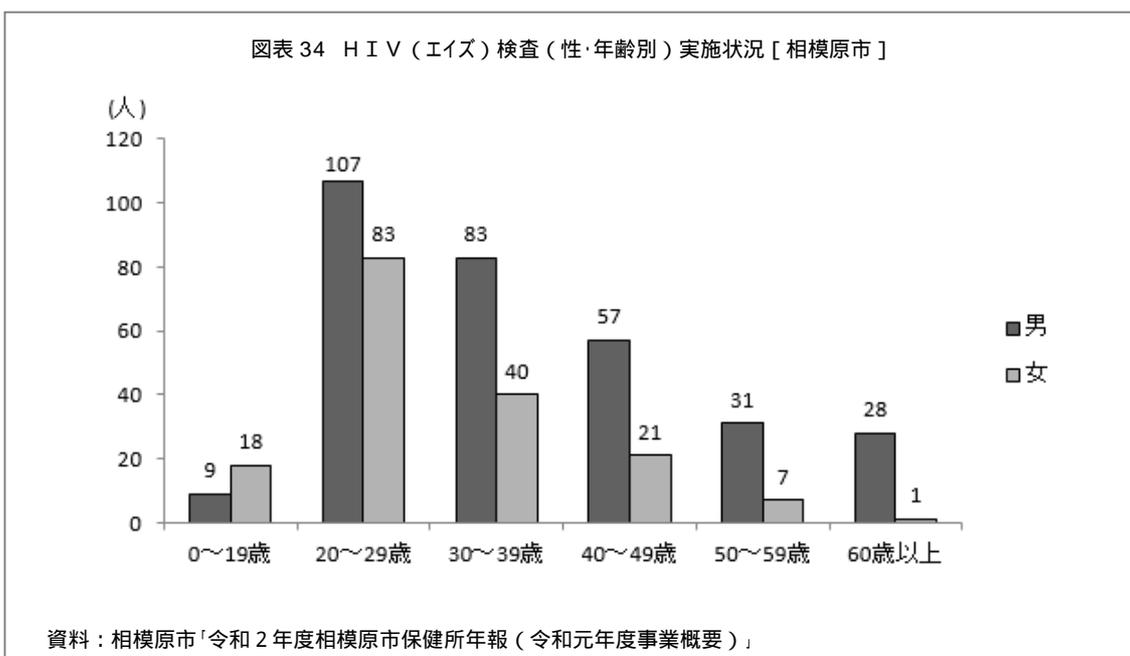
HIV(エイズ)相談・検査実施状況の推移[相模原市]【図表 33】

相談人数、検査人数ともに、平成27年度から30年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度においては減少しています。



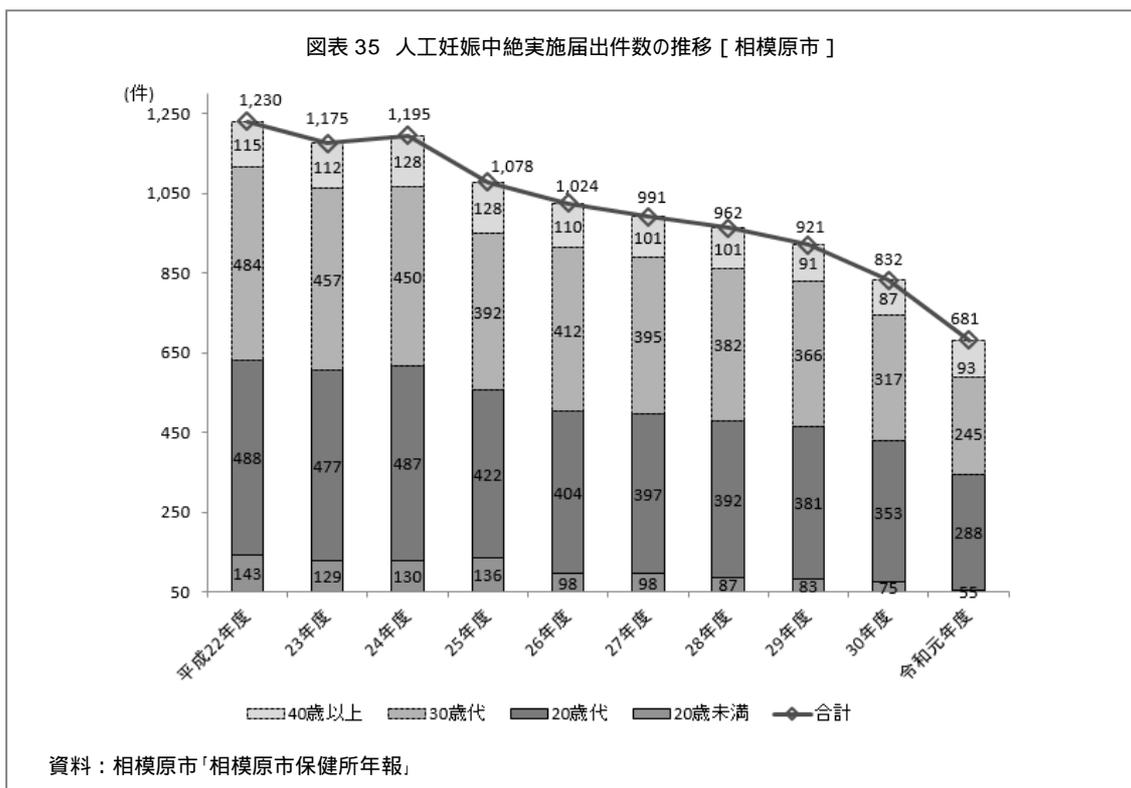
HIV(エイズ)検査(性・年齢別)実施状況[相模原市]【図 34】

全ての年代において、女性よりも男性の検査の実施が多くなっています。



人工妊娠中絶実施届出件数の推移 [相模原市] 【図表 35】

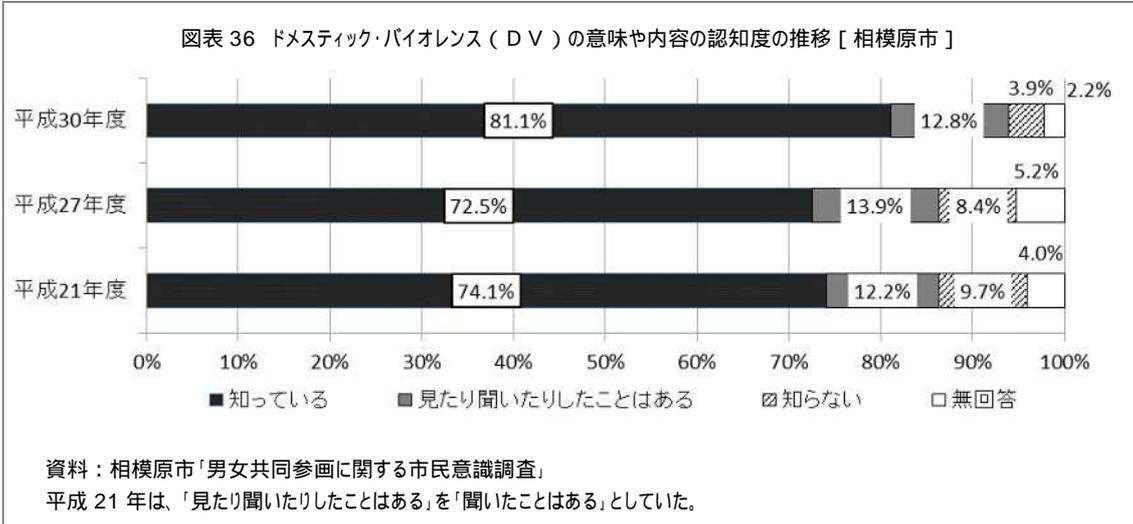
人工妊娠中絶の状況は、全ての年代において減少傾向にあります。



(6) 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

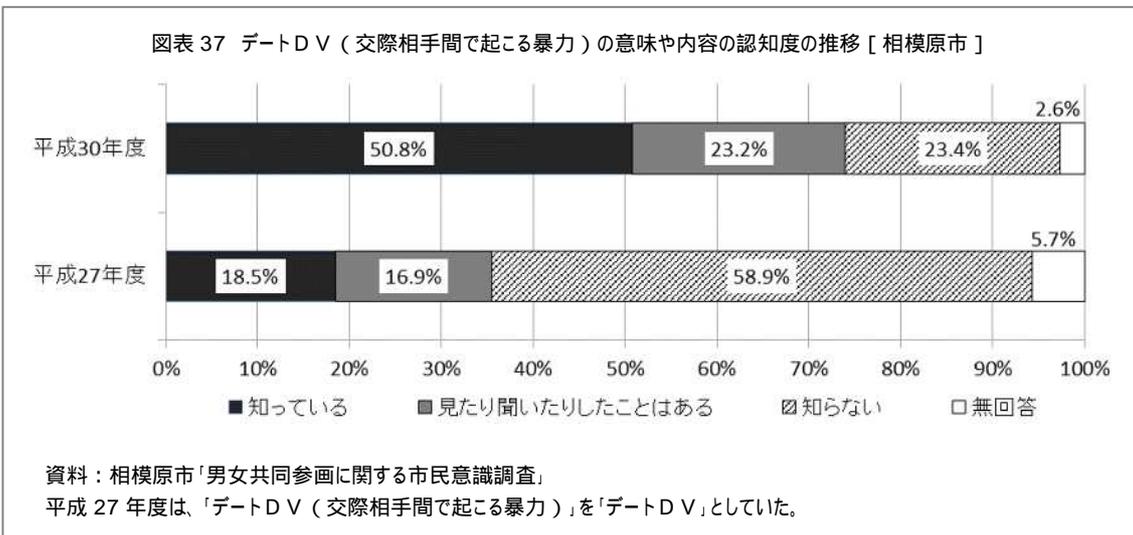
ドメスティック・バイオレンス(DV)の意味や内容の認知度の推移[相模原市]【図表 36】

ドメスティック・バイオレンス(DV)の意味や内容を「知っている」、「見たり聞いたりしたことはある」人の割合は増加傾向にあり、平成30年度は93.9%となっています。



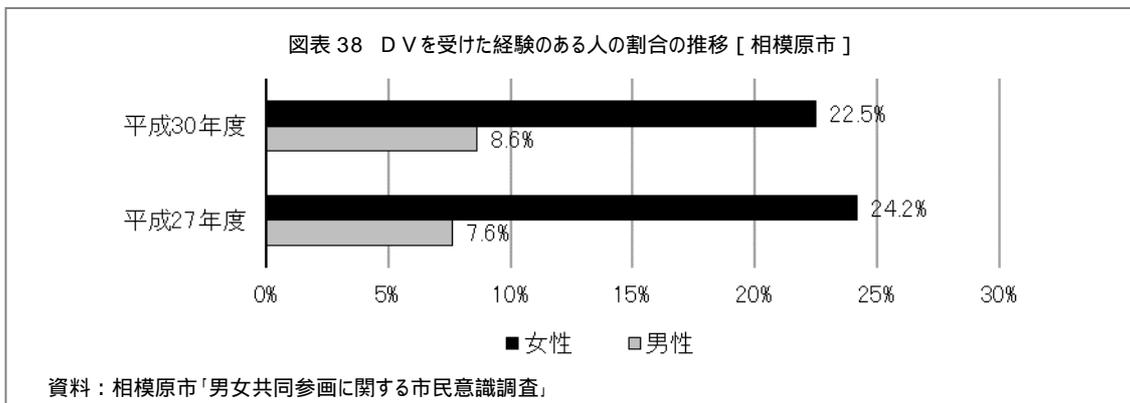
デートDV(交際相手間で起こる暴力)の意味や内容の認知度の推移[相模原市]【図表 37】

デートDVの意味や内容を「知っている」、「見たり聞いたりしたことはある」人の割合は、平成27年度から約2倍に増加し、平成30年度においては74.0%となっています。



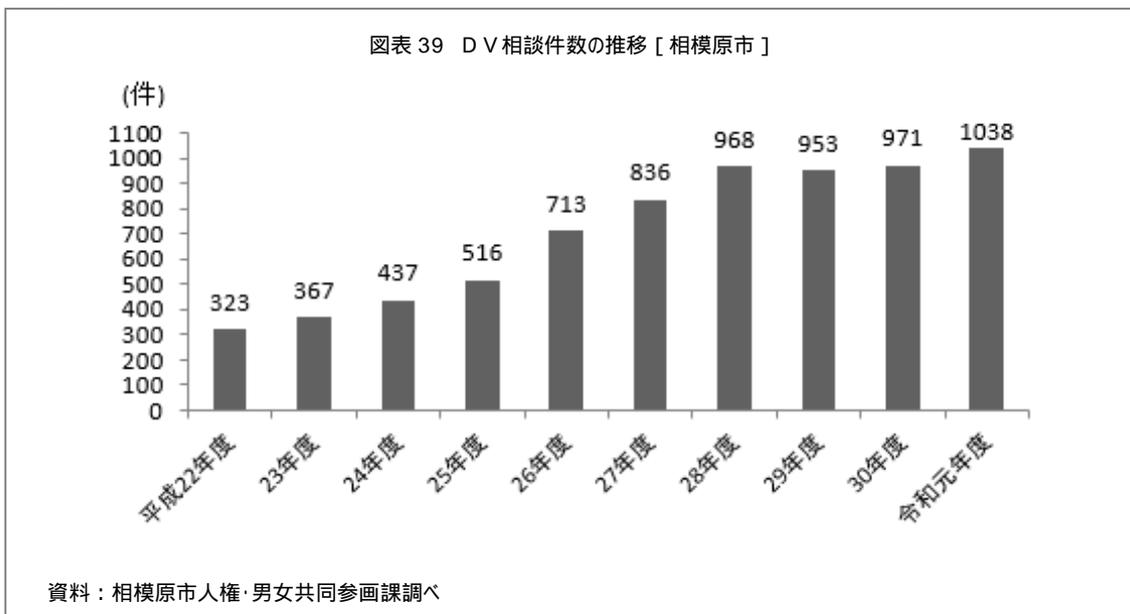
DVを受けた経験のある人の割合の推移[相模原市]【図表 38】

DVを受けた経験のある人の割合はおおむね横ばいで推移しており、平成30年度における女性の被害経験者は、男性の約2.6倍となっています。



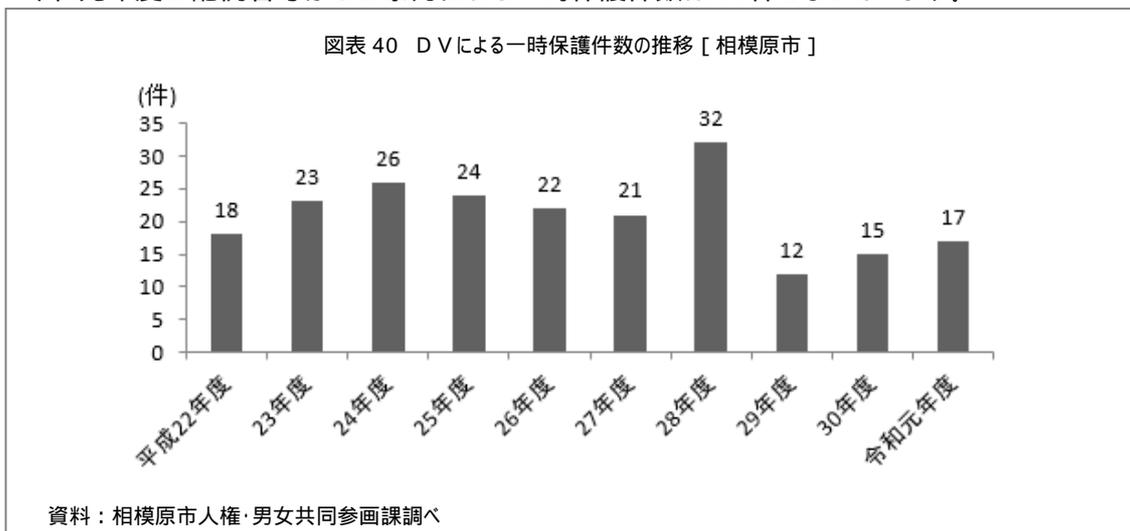
DV相談件数の推移[相模原市]【図表 39】

DV相談件数はおおむね増加傾向にあり、令和元年度の件数は1,038件で、9年前(平成22年度)の3倍強となっています。



DVによる一時保護件数の推移[相模原市]【図表 40】

令和元年度の配偶者等からの暴力による一時保護件数は17件となっています。



令和元年度 男女共同参画の 推進に関する施策の実施状況

(第2次さがみはら男女共同参画プラン2-1進捗状況)

(1)基本方針ごとの進捗状況(主な取組と評価、課題及び取組の方向性)

基本方針 男女共同参画への理解促進

【主な取組】

男性や子ども、若者世代等を含め幅広い層へ男女共同参画の意識啓発を図るため、男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)を中心に各種講座や講演会等を開催しました。

効果的な啓発を行うため、男女共同参画啓発冊子「ともに」等を作成し、市関係機関や小中学校、民間事業所等へ配布したほか、市ホームページ等多様な媒体を活用し情報発信を行いました。

人権・男女共同参画職場推進員を通じて、男女共同参画の意識を職員全体に浸透させるとともに、市の施策への男女共同参画の視点の積極的な導入を図りました。

さがみはら男女共同参画推進員との協働により、男女共同参画意識の醸成につながるイベントの実施や啓発物品の配布といった各種啓発活動を実施しました。

小学5年生を対象とした男女共同参画啓発冊子「こんな子いるよね」の作成・配布や、市内の公立小中学校へ出向いて講座を実施する等、子どもの頃から男女共同参画への理解を深めるための事業を実施しました。

男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、外国の文化に触れる体験講座を開催し、多様な文化や価値観への理解を深める機会を提供しました。

【評価】

男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)を中心とした男女共同参画啓発講座の開催や市民との協働による様々な啓発事業、小中学校等の教育・学習の場における啓発、さらには、多様な媒体による情報発信等を通じ、男女共同参画への理解促進を着実に進めることができました。

平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、“男は仕事”、“女は家庭”という考え方についてどう思うかたずねたところ、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた人を合算した「賛成派」は41.2%となっており、男女別で見ると、男性のほうが女性よりも「賛成派」の割合が高くなっています。また、“男は仕事”、“女は家庭”という考え方へ賛成する理由については、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」、「妻が家庭を守ったほうが、子どもの成長などにとって良いと思うから」が6割を超えて高くなっています。こうしたことから、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、特に男性の意識が強いことが伺えます。

【課題及び取組の方向性】

男女共同参画の理解促進のため、継続して啓発活動を行う必要があります。特に、男女間での意識の差もあることから、男性を対象とした啓発事業を重点的に実施する等、これまで以上に情報発信や啓発事業の内容を充実させるとともに、家庭や地域、職場、学校等あらゆる場で男女共同参画の裾野を広げる取組を進めていくことが必要です。

【主な取組】

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、市審議会等における委員の改選時に事前協議を実施したほか、「相模原市女性人材名簿」に基づき、市民公募において女性の人材を必要とする部署へ情報を提供する等、女性委員の登用を推進する取組を進めました。

市女性職員の管理職への登用や女性教員の校長・副校長¹への登用を推進するとともに、自治会活動への女性の積極的な登用、参画について協力を求める等の取組を進めました。

市女性職員の活躍推進に向けて、メンター制度²の実施やロールモデル事例の紹介等、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に規定する特定事業主行動計画に基づく各種取組を実施しました。

男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、女性の人材育成を目指す講座の開催等を通じ、男女共同参画への理解を深め、さまざまな視点から継続的に学習し、積極的に社会に参画することのできる人材の育成を図りました。

【評価】

市審議会等への女性委員の登用率は令和元年度末で33.3%となっており、前年度に比べて、0.6ポイント減少しています。登用率減少の要因としては、委員の推薦を行う団体に女性がいなかったり又は極端に少ないことや、女性の候補者がすでに他の審議会等委員に選任されており、委員就任ができない状態となっていること等が挙げられます。

令和2年4月における市の管理職(教職員を除く。)に占める女性の割合は、19.6%となっており、前年に比べて0.8ポイント増加しています。また、市立小学校の校長・副校長¹に占める女性の割合は45.8%となっており、高い水準を維持していますが、市立中学校については14.1%となっており、依然として高いとは言えない状況です。平成28年度における事業所の女性管理職の割合は「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」の目標値と同数の15.0%となり、取組の成果が徐々に数値に表れてきています。

【課題及び取組の方向性】

市審議会等における女性委員の登用率については、令和元年度の目標値40%とは隔たりがあり、引き続き政策・方針決定過程への女性の参画を推進する必要があるとともに、社会の様々な分野に参画することのできる人材の育成や人材輩出のための事業も継続的に行う必要があります。

令和元年における女性活躍推進法の一部改正等により、さらなる女性の活躍が求められる中、より一層政策・方針決定過程への女性の参画を推進していく必要があります。

¹ 平成28年度までは教頭、平成29年度からは副校長として任命している。

² メンター(助言者、指導者)が、直属の上司とは異なった視点から働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、職員のキャリア形成について助言などをする制度

【主な取組】

市内の事業所等の男女共同参画の推進に関する自主的な取組を支援するため、事業所の研修に専門の講師を派遣しました。

ポジティブ・アクション³を推進するため、公共調達の際に男女共同参画を推進する事業所を評価する方法として、平成29、30年度の入札参加登録から工事の主観点数項目「男女共同参画の取組状況」について、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として設定しました。

女性の就業機会の拡大を図るため、男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において就業・再就職支援講座等を実施しました。また、市就職支援センターにおいては、キャリアアカウンセリングや女性を対象とした求職者支援講座を実施しました。

就業経験が少なく、ビジネスにおける経験や知識が不足している女性起業希望者に対するセミナーや交流会を開催しました。また、男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、女性起業家が作成した製品を展示するとともに、販売会を開催し、その活動を支援しました。

女性起業希望者への支援としてセミナーの開催や販売支援等の事業を実施したほか、起業しやすい環境を整えるため、「これから創業する個人」又は「市内で創業して1年未満の中小企業者」に対し、創業支援融資制度に基づき、支払利子と信用保証料の一部を助成しました。

【評価】

事業所が実施する男女共同参画に係る研修への支援や市の入札参加資格審査における男女共同参画の取組に対する加点制度の設定、女性の就業・再就職支援、女性起業家支援等を通じ、男女がともに働きやすい環境づくりを着実に進めることができました。

しかし、平成30年度に実施した男女共同参画に関する事業所調査では、回答のあった事業所のうち、約半数(284社中134社)で女性の正規従業員の比率が20%未満となっています。

また、男性一般労働者の給与水準を100とした場合の女性一般労働者の給与水準は74.3となっており(内閣府「男女共同参画白書 令和2年版」)、労働分野における男女の実質的な機会と待遇の均等が達成されておらず、取組の成果は十分とはいえない状況です。

【課題及び取組の方向性】

育児・介護休業法が改正され、保育園等に入れない場合、2歳まで育児休業の取得が可能になる等、制度面の整備はされてきましたが、今後も、働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮できる社会の実現のため、事業所におけるポジティブ・アクションの一層の推進とともに、各種制度の周知とその利用促進、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を経営者等に対して積極的に行うことが必要です。

令和元年における女性活躍推進法の一部改正により、一般事業主行動計画を策定する義務のある事業主の範囲が拡大された中、より一層働く場における女性の活躍を推進していく必要があります。

³ 男女間に生じている格差を積極的に解消しようとする取組

【主な取組】

働きながら安心して育児や介護ができる地域社会の実現のため、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、成果を上げている企業を表彰するとともに、その取組を市ホームページ等で紹介しました。

事業所におけるワーク・ライフ・バランス⁴を促進するため、四縣市(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市)の共催で講演会及びシンポジウムを開催しました。

子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するため、「さがみはら子ども応援プラン(相模原市子ども・子育て支援事業計画)」に基づき、待機児童解消に向けた取組や放課後の子どもたちの安全な居場所づくりの推進等、すべての子育て家庭に対する総合的な支援に取り組みました。

増大する保育需要に対応するため、認可保育所の新規整備や認定保育室の認可保育所への移行等により、保育所の定員増を図りました。

子育てに取り組む男性向けのハンドブック「お父さんといっしょ」を配布する等、男性の育児への参画を支援しました。

【評価】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と家庭の両立の必要性について積極的に周知啓発に取り組むとともに、子育て、介護に係る様々な事業を実施しました。こうした中、市の男性職員(教職員を除く。)の育児休業取得割合は、前年度実績4.48%から令和元年度8.51%に、男性教職員の育児休業取得割合は前年度実績1.15%から令和元年度4.34%に上昇しており、十分とはいえないまでも、増加傾向にあります。

また、令和元年度は、利用申込みの多い地域での認可保育所の新設や相模原市認定保育室から認可保育所への移行、幼稚園から認定こども園への移行などにより、822人の認可保育所等の定員増を図る等、子育て環境の整備・充実といった点については、着実に成果をあげています。

【課題及び取組の方向性】

ワーク・ライフ・バランスは、生活が充実することで仕事への意欲が高まり業務の質や成果の向上につながる等、事業所はもとより、従業員にとってもメリットがあることを積極的に啓発していくことが重要であり、そのためには、ワーク・ライフ・バランスの重要性やその効果についての意識の醸成が大きな課題です。

ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、就労環境の整備や育児・介護に対する支援策を推進するとともに、事業所の経営者等に対し、男性・女性従業員を問わず育児休業等を積極的に取得できる環境づくりに取り組んでいただく等の意識改革の促進を図っていく必要があります。併せて、従業員のワーク・ライフ・バランスに対する意識改革の促進も図っていく必要があります。

また、令和元年における女性活躍推進法の一部改正等により、さらなる女性の社会進出に伴う保育需要等の増に対応できるよう、引き続き、対策を図っていく必要があります。

⁴ 仕事と生活の調和。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態

【主な取組】

男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、男女がともに心と体の健康を日常生活の中で維持、増進できるように知識や技術を習得する学習機会を提供しました。

「第3次相模原市食育推進計画」に基づき、家庭や学校、地域、その他の関係機関等が連携・協力しながら、講座の開催や食育の普及啓発を実施し、生涯を通じた健康づくりの支援を図りました。

思春期や妊娠・出産期等ライフステージ⁵に応じた相談体制を整え、専門家による相談を実施し、助言・指導を行いました。

がんの早期発見・早期治療を図るためがん検診を推進しました。女性特有のがん検診(子宮頸がん・乳がん)については、特定の年齢に達した女性に無料クーポン券及び検診手帳を送付し、受診率向上に向けた取組を行いました。

HIV(エイズ)をはじめとする性感染症予防に関して、市内の中学生・高校生を対象に講演会を実施しました。

学校において、体育科や保健体育科、特別活動の中で性に関する指導を実施しました。また、教員に対して「性に関する指導の手引き(実践編)」を周知するとともに、家庭用性教育読本「さわやか」を小学校4年生の保護者に、ダイジェスト版を小学校1年生の保護者に配布しました。

【評価】

生涯を通じた健康支援に関しては、がん検診の推進等各種事業を実施していますが、自分が健康であると感じている市民の割合は72.2%(目標値80.0%)、日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合は80.3%(目標値85.0%)と、目標値には届いておらず、引き続き、ライフステージに応じた健康づくりの支援を図っていく必要があります。

また、性に関する理解については、教育・啓発の実施により、平成28年度に実施した相模原市母子保健計画に係るアンケート調査(高校生用)において、性感染症を予防する方法を正確に知っている高校生の割合が、40.4%と前回調査時(平成23年度)から7.2ポイントの増となる等、取組の成果が表れてきています。

【課題及び取組の方向性】

今後も男女が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた課題に対応できる相談体制の強化や様々な健康支援事業を引き続き展開していく必要があります。

性に関する理解の促進に向けては、学校や家庭の果たす役割は重要であり、教育啓発を一層推進していく必要があります。

また、女性は、妊娠や出産等、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠・出産期等のライフステージにおける健康支援事業を充実させることが必要です。

⁵ 幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等人間の一生をいくつかに分けて考えた段階

【主な取組】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV⁶防止法」)及び「さがみはらDV対策プラン」に基づき設置した「相模原市配偶者暴力相談支援センター」(相談専用電話)において、DV被害者の相談支援を実施しました。

住民基本台帳事務における支援措置(DV防止法の被害者の住所を探索することを防止すること)を行うとともに、支援措置申出者等に関わる情報保護の徹底を図りました。

警察や庁内の関係機関等で構成する「配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議」を開催する等、関係機関や民間団体等との連携を図りました。

国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日～11月25日)」期間中に、DV防止イベント(講演会)・DV被害者サポート講座の開催、商業施設における啓発グッズの配布等を実施し、市民や地域等への普及啓発活動を積極的に行いました。

市内の高校生や中学生に対しデートDV⁷に関する啓発カードを作成・配布するとともに、市内大学の学園祭においてパネル展示や啓発物品の配布を行い、若年層へ向けた予防啓発に取り組みました。

相談員に対し、男性DV相談スーパーバイズを実施し、被害・加害を問わず、男性からのDV相談により適切に対応できるよう、相談技能の向上を図りました。

【評価】

相模原市配偶者暴力相談支援センターを中心に、DV被害者に対する切れ目のない支援と、暴力防止に向けた予防啓発に取り組みました。また、男性DV相談スーパーバイズを実施し、被害・加害を問わず男性からのDV相談に、より適切に対応できるよう、相談技能の向上を図りました。

平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、「デートDV」を「知っている」、「見たり聞いたりしたことはある」市民の割合は、平成27年度から約2倍に増加した74.0%となっており、デートDVに関する各種啓発活動の成果が表れてきています。

【課題及び取組の方向性】

DV被害者の支援にあたっては、早期発見・早期支援が重要であり、庁内・庁外関係機関が連携し、相談者の視点に立った相談から保護・支援にいたる一連の相談体制のさらなる充実を図るとともに、今後も被害の発生や連鎖を防ぐため、女性だけでなく、子どもから若い世代、高齢者まで、様々な機会を捉えて意識啓発を図ることが必要です。

また、近年問題となっているデートDV防止のための啓発等についても、引き続き実施していく必要があります。

⁶ 配偶者等からの暴力のこと。

⁷ 交際相手からの暴力のこと。

(2) 女性活躍推進の重点取組施策の進捗状況(主な取組と評価、課題及び取組の方向性)

男女共同参画社会基本法の実施法と位置づけられる女性活躍推進法において、地方自治体には、女性の職業生活における活躍に係る推進計画の策定が求められています。

本市ではこれまで、女性活躍の推進に資する取組を含む「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」に基づき、男女共同参画施策の推進を図ってきました。また、令和元年度に同プランの計画期間が終了するまでは、同プランから女性の活躍推進に資する施策を抽出し、再掲し、これに位置づけた取組について、女性活躍推進の視点を持って一層の推進を図ることとして、平成29年3月に「女性活躍推進法に係る重点取組施策」を定めました。

これらのことを踏まえ、令和元年度末には「さがみはら女性活躍推進プラン」を盛り込んだ「第3次さがみはら男女共同参画」を策定し、市推進計画としても位置付けています。

女性活躍推進に係る重点取組施策

| 「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」該当箇所 | 女性活躍推進に係る重点取組施策 |
|--|--|
| 施策の方向5 「市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」 | 審議会等への女性の積極的登用 女性の管理職等への登用推進 |
| 施策の方向6 「事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への参画の拡大」 事業所に関する部分が該当 | 事業所における女性の積極的登用の促進 能力開発のための研修機会等の拡充支援 |
| 施策の方向8 「雇用における男女平等な機会と待遇の確保の促進」 | 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 格差是正措置の具現化にむけた取組の促進 労働相談の充実 若年者等就職支援とキャリア教育の充実 働く男女の健康管理の推進 |
| 施策の方向9 「能力発揮促進のための支援」 | 女性の就業継続のための環境整備 女性の就業・再就職の支援 多様な働き方への支援 |
| 施策の方向10 「男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり」 | 仕事と生活の両立のための意識啓発 事業所による取組の支援 事業所としての市役所の取組の推進 |
| 施策の方向11 「多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実」 | 子育て環境の整備・充実 介護を支える環境の整備・充実 |

【主な取組(再掲)】

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、市審議会等における委員の改選時に事前協議を実施したほか、「相模原市女性人材名簿」に基づき、市民公募において女性の人材を必要とする部署へ情報を提供する等、女性委員の登用を推進する取組を進めました。

事業所における女性の活躍推進を図るため、市内事業所の管理職等を対象に、女性が働きやすくなる職場環境の実現の視点から主にハラスメントについてのセミナーを開催しました。

ポジティブ・アクションを推進するため、公共調達の際に男女共同参画を推進する事業所を評価する方法として、平成 29、30 年度の入札参加登録から工事の主観点数項目「男女共同参画の取組状況」について、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として設定しました。

女性の就業機会の拡大を図るため、男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において就業・再就職支援講座等を実施しました。また、市就職支援センターにおいては、キャリアアカウンティングや女性を対象とした求職者支援講座を実施しました。

増大する保育需要に対応するため、認可保育所の新規整備や認定保育室の認可保育所への移行等により、保育所の定員増を図りました。

【評価】

令和元年度末の市審議会等への女性委員の登用率は、前年度比0.6ポイント減の33.3%となっており、女性の政策・方針決定過程への参画については、十分に成果が出ていない状況です。

一方、男女がともに働きやすい環境づくりについては、入札参加登録における工事の主観点数項目への「男女共同参画の取組状況」の設定や就業・再就職支援講座等の実施により、取組を着実に進めることができました。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進についても、子育て環境の整備等を中心に、着実に進めることができました。

【課題及び取組の方向性】

関係機関や企業・団体の主体的な取組との連携のもと、政策・方針決定過程における女性の参画拡大をさらに推進していく必要があります。

また、男女がともに働きやすい環境づくりに向けて、経営者等に対し、各種制度の周知や固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を積極的に行っていくことが必要となります。

加えて、女性の社会進出に伴う保育需要等の増加に対応できるよう、引き続き、対策を図っていく必要があります。

(3) 指標・数値目標の進捗状況

第2次男女共同参画プラン21では、計画の推進状況をより明確にするため、基本方針ごとに指標及び数値目標を設定し全部で47項目あります。

このうち、最新の数値が目標値に達しているものが11項目、目標には達していないもののプラン策定時と比較し改善しているものが23項目、策定時の数値以下となっているものが12項目、その他が1項目となっています。

目標に対して低い進捗状況にある項目については、目標の数値に近づくよう、これまで以上に積極的に施策に取り組んでいく必要があります。

| | 指標項目 | 女性活躍 | プラン策定時の数値 | 最新値 (調査時期) | 目標値 (R1年度) |
|------------------------------------|--|------|---|---|--------------------|
| 基本方針 男女共同参画への理解促進 | | | | | |
| 1 | 社会全体での男女の平等感について、平等だと感じる市民の割合 | | 16.3% (H21) | 12.1% (H30) | 30.0% |
| 2 | 男は仕事、女は家庭という考え方に否定的な市民の割合 | | 28.8% (H21) | 57.0% (H30) | 55.0% |
| 3 | 学校教育の場で男女が平等であると思う市民の割合 | | 78.5% (H21) | 78.2% (H30) | 90.0% |
| 4 | 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 | | | H27年度実施 H30年度実施 | 計画期間内に2回 |
| 5 | 多文化理解を深めるために実施する事業の参加者数 | | 3,310人 (H21) | 7,172人 (R1) | 4,200人 |
| 6 | 日常生活の中で市民と外国人市民が交流している割合 | | 11.1% (H22) | 12.4% (R1) | 16.2% |
| 基本方針 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 | | | | | |
| 7 | 審議会等における女性委員の登用率 | | 27.8% (H22) | 33.3% (R1) | 40.0% |
| 8 | 管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く) *教職員とは、校長、学校に勤務する教員及び事務職員並びに管理栄養士及び栄養士をいう。(2) | | 14.1% (1) | 19.6% (R2.4.1) | 30.0% |
| 9 | 教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合(2) | | 31.2% (1) | 35.3% (R2.4.1) | 40.0% |
| 10 | 事業所における女性管理職の割合 | | 9.8% (H20) | 15.0% (H28) | 15.0% |
| 11 | 小中学校PTAにおける女性の会長の割合 | | 30.8% (H23) | 30.2% (R2) | 基準値(平成23年度の数値)を上回る |
| 12 | 自治会における女性の会長の割合 | | 4.4% (H23) | 8.2% (R2) | 10.0% |
| 13 | まちづくり会議における女性委員の割合 | | 21% (H23) | 25.1% (R2) | 40.0% |
| 14 | 人材育成講座等 の開催回数 ソレイユの事業体系 [自己開発事業]と [女性の就労・継続支援事業]に基づき実施した講座 | | 36回 (H22) | 50回 (R1) | 基準値(平成23年度の数値)を上回る |
| 基本方針 男女がともに働きやすい環境づくり | | | | | |
| 15 | 職場において、男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合 | | 15.3% (H21) | 18.8% (H30) | 30.0% |
| 16 | セクシュアル・ハラスメントを自分が直接経験したことがある市民の割合 | | 13.3% (H21) | 13.2% (H30) | 0.0% |
| 17 | ポジティブ・アクションに取り組む事業所数の割合 | | 15.9% (H21) | 13.0% (H30) | 40.0% |
| 18 | 30歳代女性の労働力率 (30~34歳 35~39歳) | | 56.2% 【国;61.6%】 55.2% 【国;62.3%】 (H17) | 70.6% 【国;73.5%】 68.8% 【国;72.7%】 (H27) | 全国平均を上回る (H27) |
| 19 | 30歳代有配偶者女性の労働力率 (30~34歳 35~39歳) | | 42.0% 【国;48.2%】 47.9% 【国;54.6%】 (H17) | 50.2% 【国;56.9%】 53.4% 【国;60.5%】 (H27) | 全国平均を上回る (H27) |

| 基本方針 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | | | | | |
|--------------------------------|--|--|----------------|-----------------|------------|
| 20 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた見直しの推進率 | | 10.5% (1) | 40.3% (H28) | 35.0% |
| 21 | ワーク・ライフ・バランスという言葉の意味と内容を知っている、聞いたことがある市民の割合 | | 30.2% (H21) | 53.4% (H30) | 50.0% |
| 22 | 育児・介護休業法という言葉の意味と内容を知っている市民の割合 | | 49% (H21) | 51.4% (H30) | 81.1% |
| 23 | 男性が育児・介護休業を取得することに理解を示す男性の割合 | | 88.2% (H21) | 90.0% (H30) | 100.0% |
| 24-1 | 男性の育児休業の取得割合(教職員を除く職員) | | 1.77% (1) | 8.51% (R1年度) | 13.0% |
| 24-2 | 教職員の男性の育児休業の取得割合 *教職員とは、校長、学校に勤務する教員及び事務職員並びに管理栄養士及び栄養士をいう。(2) | | (1) | 1.82% (R1) | 13.0% |
| 25 | 子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合【 37にも掲載】 | | 56.1% (H22) | 60.1% (H30) | 60.2% |
| 26 | 子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合 | | 51.1% (H22) | 55.5% (H30) | 68.4% |
| 27 | 子どもを必要とときに預けられる場(人・場所)がある市民の割合 | | 72.2% (H22) | 70.3% (H30) | 75.1% |
| 28 | 介護サービス利用者の満足度 | | 68.8% (H20) | 89.1% (R1) | 75.0% |
| 29 | 地域活動への参加率 (自治会をはじめとする地域のまちづくり活動) | | 32.8% (H22) | 29.4% (H30) | 37.4% |
| 30 | 市民活動への参加率 (NPOなどの活動) | | 14.2% (H22) | 7.3% (H30) | 16.1% |
| 31 | 地域社会において、男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合 | | 41.1% (H21) | 43.1% (H30) | 50.0% |
| 32 | 健康と感じている高齢者の割合 | | 78.4% (H22) | 80.7% (R1) | 80.3% |
| 33 | 障害福祉サービスなどに満足している市民の割合 | | 54.9% (H20) | 63.8% (H28) | 66.7% |
| 34 | 社会参加を行う高齢者の割合 | | 61.0% (1) | 73.4% (R1) | 65.0%(H28) |
| 基本方針 生涯を通じた健康支援と性に関する理解 | | | | | |
| 35 | 自分が健康であると感じている市民の割合 | | 73.9% (H22) | 72.2% (H30) | 80.0% |
| 36 | 日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合 | | 76.3% (H22) | 80.3% (H30) | 85.0% |
| 37 | 子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合【 25にも掲載】 | | 56.1% (H22) | 60.1% (H30) | 60.2% |
| 38 | スポーツを定期的に行う市民の割合 | | 58.4% (H22) | 58.0% (H30) | 65.0% |
| 39 | 性感染症を予防する方法を正確に知っている高校生の割合 | | 30.5% (H19) | 40.4% (H28) | 100.0% |
| 40 | 薬物乱用の有害性を正確に知っている中・高校生の割合 | | 76% (H19) | 74.0% (H28) | 100.0% |
| 41 | 市立小中学校における「性に関する指導」の授業、講座等の実施率 | | 100% (H22) | 100% (R1) | 毎年100% |
| 42 | 市立小学校4年生以上の子どもがいる家庭への性教育啓発誌の配布率 | | 100% (H22) | 100% (H30) | 毎年100% |
| 43 | 市立中学校の子どもがいる家庭で、性について子どもと話すことのある家庭の割合 | | 53.6% (H19) | 35.0% (H28) | 80.0% |
| 基本方針 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 | | | | | |
| 44 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の認知度 | | 76.1% (H21) | 85.2% (H30) | 100.0% |
| 45 | DV被害にあった際、「相談しなかった」市民の割合 | | 64.3% (H21) | 60.8% (H30) | 33.0% |
| 46 | DVにかかわる相談場所をどこも知らない市民の割合 | | 38.6% (H21) | 23.6% (H30) | 20.0% |

注 (1)は、平成27年度に指標・目標値を変更もしくは追加したもの。

注 (2)は、平成29年度に指標の表記を変更したもの。変更後の表記で記載

注 女性活躍推進に係る重点取組施策(p37参照)に位置づけられる事業については、「女性活躍」欄に を記載

(4) 事業の実施状況【令和元年度実施事業】

男女共同参画に関する施策を推進していくため、第2次さがみはら男女共同参画プラン21に掲げる61の施策に基づき、延べ354事業(うち再掲89事業)が実施されました。事業を実施した所管課は62課で、各事業について自己評価を行いました。

その結果、予定どおり実施した(予定していなかったが実施した)事業(新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容を変更(事業の縮小や、回数・会場変更等を含む。)して実施したものを含む。)が337事業(95.2%)、概ね予定どおり実施したが、検討が必要な事業(新型コロナウイルス感染症の影響による事業内容等の検討の必要性を除く。)が9事業(2.5%)、実施できなかった事業(新型コロナウイルス感染症の影響による中止又は延期を除く。)が3事業(0.8%)、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は令和2年度以降に延期した事業が2事業(0.6%)でした。

今後の進め方については、事業内容等の拡充を図るものが8事業、事業執行の手段や方法の変更、類似事業との整理・統合などを行うものが2事業で、その他は現状どおり事業を継続する、となっています。

実施状況の見方

| No. | 施策の方向(施策名) | No. | 内容 | 事業名 | 女性活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗状況 | 今後の取組及び課題 | 進捗 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|-----|---|-----|-------------------|--------------------|------|--|------|---------------------------------------|----|-----------|------------|
| 2 | 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進(①教育・学習における男女平等の推進) | 9 | 家庭における男女共同参画意識の醸成 | 家庭生活における男女共同参画推進事業 | 女性活躍 | 身近な生活の場における男女共同参画推進事業を実施した。 ・11本 ・参加者 275人 | A | 身近なところから男女共同参画を考えるきっかけとなるよう今後も事業実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

再掲されている内容欄の(「配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援」においては施策名欄の)を記載

女性活躍

女性活躍推進に係る重点取組施策(p37参照)に位置づけられる事業については、を記載しています。

所管課による自己評価

- 「進捗状況」について
事業の目的に照らし合わせて、進捗状況を評価しています。

| |
|--|
| <p>A：予定どおり実施した(予定していなかったが実施した。) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容を変更(事業の縮小や、回数・会場変更等を含む。)して実施したものを含む。</u></p> <p>B：概ね予定どおり実施したが、検討が必要 <u>新型コロナウイルス感染症の影響による事業内容等の検討の必要性を除く。</u></p> <p>C：実施できなかった(新型コロナウイルス感染症の影響による中止又は延期を除く。)</p> <p>Z：新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は令和2年度以降に延期した。</p> |
|--|

- 「今後の取組及び課題」について
今後の事業の方向性や取組で配慮する点、課題について、プランの趣旨や男女共同参画の視点を踏まえて記載しています。
- 「進め方」について
進め方では、プランに掲げる「施策の方向」の推進に向けた今後の対応を記載しています。

| | |
|-------|--|
| 拡 充 | ：事業内容等の拡充を図ったもの |
| 継 続 | ：現状どおり事業を継続したもの <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業執行の手段や方法、回数等を変更して実施したものを含む。</u> |
| 見 直 し | ：事業執行の手段や方法の変更、類似事業と整理・統合などを行ったもの <u>新型コロナウイルス感染症の影響による見直しを除く。</u> |
| 廃 止 | ：事業を廃止したもの |

再掲

「事業の実施状況」内に、同一事業が再掲されている場合には、その内容欄の（「配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援」においては施策名欄の ）を記載しています。

男女共同参画への理解促進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|---|--------------------------------------|-------------------------------|--|--|--|---|-----|-----------------|--------------------|
| 1 男女共同参画の 視点に立った社会 制度・慣行の 見直しと意識の 改革 (男女共同参 画の意識形成に 向けた広報・啓 発の推進) | 1 男女共同参画を 推進する講演 会、講座等の開 催 | 男女共同参画社会を 目指した意識啓発事 業 | | 男女共同参画社会づくりの 必要性に気づくことを目的に した講座等を開催した。 ・17本 ・参加者 2,338人 | A | 男女共同参画社会実現 のため、学校や市民の学 習会等、あらゆる機会を捉 えて固定的性別役割分担 意識の解消に向けた事業 を実施していく。 | 継続 | | 人権・男 女共同参 画課 |
| | 2 男女共同参画に 関する意識啓発 のための情報発 信 | 情報誌「ともに」発行 | | 男女共同参画についての認 識を多くの市民に広めるた めに、啓発誌を発行した。 ・年2回、各号8,000部 第66号(10月) 第67号(4月) | A | 各号ごとに時宜にかなう テーマを設定するととも に、身近で具体的な内容 を提供するなど、よりわか りやすい紙面の充実に努 める。 | 継続 | | 人権・男 女共同参 画課 |
| | 3 市職員研修等の 充実 | 相模原市職員への意 識啓発 | | 人権・男女共同参画職場推 進員を設置し、それぞれの職 場において人権・男女共同 参画を推進するための意識 啓発を行った。 | A | 市が実施する施策に男女 共同参画の視点を積極的 に導入するため、今後も 引き続き実施する。 | 継続 | | 人権・男 女共同参 画課 |
| (多様な主体 と連携した広報・ 啓発の推進) | 4 市民協働による 取組の推進 | 男女共同参画推進 員と連携した地域啓 発事業 | | 市民からの公募による「さが みはら男女共同参画推進 員」と連携し、「アリオ橋本」で 啓発活動を行った。 ・啓発イベントの実施 ・啓発物品の配布 | A | 地域における男女共同参 画のさらなる推進のため、 今後も引き続き推進員と 連携し、啓発活動を実施 する。 | 継続 | 4,74, DV -4- | 人権・男 女共同参 画課 |
| | 5 多様な主体との 連携 | ソレイユさがみにおけ る共催事業の実施 | | 男女共同参画に関する事業 を企業や地域団体、市民・大 学生等と連携して開催した。 ・共催事業 19本 ・参加者 1,882人 (男性 566人、女性 1,289 人 その他 27人) | A | 男女共同参画を一層推進 するために、企業、地域 団体、市民等の多様な主 体と連携しながら、今後も 事業を展開する。 | 継続 | | 人権・男 女共同参 画課 |
| (メディアにお ける男女共同参 画の推進) | 6 人権を尊重した 情報発信の推進 | 男女共同参画の視点 に立った表現につい て啓発 | | 職場推進員を通じて、男女 共同参画の視点を積極的に 導入することとしており、表現 についてもさまざまな機会を 捉えて啓発を行った。 | A | 広報等における表現が、 男女の性別イメージの固 定化につながるのではない よう、さまざまな機会を捉 えて啓発を行う。 | 継続 | | 人権・男 女共同参 画課 |
| | 7 メディア・リテラ シーの向上 | ソレイユさがみ情報 コーナー整備 | | ソレイユさがみにおいて、男 女共同参画の関係図書を配 架し、広く市民に対する啓発 と情報提供に努めた。 | A | 今後も図書の充実に努 め、引き続き啓発・情報提 供を行う。 | 継続 | 7,90,94, 103 | 人権・男 女共同参 画課 |
| | | 情報モラル「相模原」 プランの推進 | | 指導主事が学校を訪問する サポート研修、情報教育担 当者を対象とした情報モラル 研修を実施し、情報モラル 「相模原」プランの推進を 図った。 まちかど講座 4団体実施 参加者数:582名 | A | 今後も時代に合った情報 モラル教育による子ども達 のモラルの向上に努め る。 | 継続 | | 教育セン ター |
| | 情報モラルハンドブッ クの改訂 | | 改定した情報モラルハンド ブックを活用して、道徳等で 情報モラル意識向上のため の授業を実践した。 | A | 子どもたちの情報モラル 意識向上のために、情報 モラルハンドブックを活用 した授業実践を推進す る。 | 継続 | | 教育セン ター | |

男女共同参画への理解促進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|--|----------------------|---------------------------------|----------|---|----------|---|-----|-----------|------------|
| | 8 有害情報からの 青少年保護 | 青少年を取り巻くインターネット上の有害情報対策の啓発 | | 青少年健全育成啓発リーフレットを作成し、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会へ周知するとともに、市ホームページ上に掲載した。 | A | 令和3年度より別リーフレットと統合し、今後も継続して実施する。 | 継続 | | こども・若者支援課 |
| | | 社会環境実態調査の実施 | | 青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため県からの依頼を受け社会環境実態調査を実施した。調査期間は7～9月。 | A | 今後も継続して実態調査を行う。 | 継続 | 8,104 | こども・若者支援課 |
| 2 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進 (教育・学習における男女平等の推進) | 9 家庭における男女共同参画意識の醸成 | 家庭生活における男女共同参画推進事業 | | 身近な生活の場における男女共同参画推進事業を実施した。 ・11本 ・参加者 275人 | A | 身近なところから男女共同参画を考えるきっかけとなるよう今後も事業実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 地域課題や生活課題を捉えた公民館における女性学級・講座等の実施 | | 公民館において女性学級を実施した。 ・6学級 57回 ・延べ 863人参加 | A | 公民館における事業は公民館振興計画に基づき実施しており、男女の学習機会提供に継続して取り組む。 | 継続 | 9,15 | 生涯学習課 |
| | 10 学校教育における男女平等教育の充実 | 小中学校等向け啓発事業 | | 市内の公立小中学校へ出向いて、講義や生徒との対話を行うなど、子どもの頃から男女共同参画への理解を深める事業を実施した。 ・3校 ・参加者 554人 | A | 子どもたちが個性と能力を発揮できる大人に育つよう、今後も引き続き子どもの頃から男女共同参画への理解を深める取組を実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 男女共同参画啓発冊子「こんな子いるよね」発行 | | 男女平等教育の推進のための啓発冊子を作成し、市内の公立小学5年生約5,800人に配布した。 | A | 今後も教育委員会と連携しながら事業を継続して実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 児童・生徒に対する男女平等教育に関する取組 | | 特別の教科道徳や特別活動等の学校教育全般での男女平等教育を推進した。 | A | 係分担任や名簿、班編成など学校生活全般における男女平等意識の定着を図る。 | 継続 | | 学校教育課 |
| | | 人権・福祉教育推進校における研究の推進 | | 人権・福祉教育推進校において研究を推進した。 (令和元年～2年) ・旭中学校 ・橋本小学校 ・宮上小学校 ・旭小学校 | A | 研究成果を市内人権・福祉教育担当者会で発信・共有し、学校における人権研修の充実を図る。 | 継続 | | 学校教育課 |
| | | 中学校の技術・家庭における男女共修の推進 | | 全中学校において男女共修の授業を実施した。 | A | 今後も日常的に男女共修で授業を実施する。 | 継続 | | 教育センター |
| | | 中学校の保健体育における男女共修の推進 | | 約80%の学校で完全男女共修の授業を実施した。 | B | 今後も日常的に男女共修での授業展開を働きかける。 | 継続 | | 教育センター |
| | | 性差によらない名簿の推進 | | 性差によらない名簿づくりを行った。 ・小学校実施率 100% ・中学校実施率 100% | A | 今後も各学校の要請に応じて実施する職員向け人権研修の中で、男女共同の意識の定着を図る。 | 継続 | | 学校教育課 |

男女共同参画への理解促進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------------|---------------|---|---|--|--|--------------|--------------------|
| (多様な選択 を可能にする教 育・学習機会の 充実) | 11 教育関係者への 研修・啓発の充 実 | 人権・福祉教育研修 | | 人権福祉教育担当者研修講 座を実施した。 「子どもの人権について考 える」 令和元年11月26日(火) 参加者数109人 | A | 多様な視点で人権・福祉 教育研修を推進していく 必要がある。 | 継続 | | 教育セン ター |
| | | 人権・福祉教育担当 者会や各校における 人権教育研修 | | ・人権教育研修を実施した (指導主事による学校での研 修実施のべ49校)。 ・人権・福祉教育担当者会 の実施(年2回実施) | A | 人権教育推進に向けて研 修の充実を図る。 | 継続 | | 学校教育 課 |
| | 12 キャリア教育の 充実 | 教育活動や授業改 善に対する学校への 指導・助言 | | 教育活動全般を通してキャ リア教育の充実に努めるよ う、校内研修や研究会で助 言した。 | A | キャリア教育の推進につ いて、教育センターと連携 し、さらに研究・研修を充 実する。 | 継続 | 12,46 | 学校教育 課 |
| | 13 多様な学習機 会の提供 | 公民館における各 種講座等を実施 | | 公民館において男の料理教 室、パパと子どものクッキ ング教室を実施した。 4公民館 5回 78人参加 | A | 公民館における事業は公 民館振興計画に基づき実 施しており、男女の学習 機会提供に継続して取り 組む。 | 継続 | | 生涯学習 課 |
| | 14 学習グループ への支援 | さんかくサロンの 開催 | | 市民の自発的な交流の中 から男女共同参画に繋がる 話し合いをしようとする 中、参加者相互のコミュニ ケーションを深める場を提 供した。 ・11回 ・参加者 207人 | A | 参加者の自発的・積極 的な話し合いの中から男 女共同参画に繋がる交流 が生まれるよう、今後も 継続して実施する。 | 継続 | | 人権・男 女共同 参画課 |
| | | | 市民企画講座の 開催 | | 男女共同参画の課題解決 に向けた講座や講演会等 を企画、実施を希望する 団体やグループに対して、 講師謝礼の支援や会場提 供等を行った。 ・5団体 | A | 今後も市民団体の男女 共同参画に関する自主活 動をサポートする。 | 継続 | |
| | | 女性学習グル ープ研究会の 開催 | | 女性学習グループ研究集 会「さがみはらのゆたかな 社会教育の創造をめざし て～公民館・地域に民主 主義を紡ぐ学び～」を 実施した。 ・参加人数 37人 | A | 女性の立場から地域に 根差した学習活動を展 開している団体に対し、 継続して支援を行う。 | 継続 | | 生涯学習 課 |
| | 15 エンパワ ーメント支 援の充実 | ウィメンズカ レッジの 開催 | | 女性の再就職を支援する ことにより、積極的に社 会に参画することができる 人材の育成を図った。 ・全5回 延べ参加者77 人 | A | 今後も男女共同参画の 視点を持ち社会に参画 することのできる人材 の育成に必要な、体系 的な学習プログラムや 効果的な実施方法を 検討し、さまざまな 分野で活躍できる人 材の育成をめざす。 | 継続 | 15,35,8 0 | 人権・男 女共同 参画課 |

男女共同参画への理解促進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|---------------------|---|---------------------------------|---|---|-----------------------------------|---|-----|------------|------------|
| | | 女性起業家支援事業 | | 就業経験が少なく、ビジネスにおける経験や知識が不足している女性起業希望者に対して、セミナーを開催した。また、起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるように、ワークショップや交流会を開催した。 ・セミナー(全5回) 27人 ・ワークショップ&交流会 2回 計47人 | A | セミナーや交流会に参加しても起業に結びつかないケースがあったため、確実な事業継続を促進する必要がある。このため、産業支援機関との連携を強化したり、起業前に出店できる機会の確保などインキュベーション機能の強化に取り組む。 | 継続 | 15,54 | 産業支援課 |
| | | 地域課題や生活課題を捉えた公民館における女性学級・講座等の実施 | | 公民館において女性学級を実施した。 ・6学級 57回 ・延べ 863人参加 | A | 公民館における事業は公民館振興計画に基づき実施しており、男女の学習機会提供に継続して取り組む。 | 継続 | 9,15 | 生涯学習課 |
| 3 | 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供(男女共同参画に関する調査・研究) | 16 男女共同参画社会の実現に向けた調査・研究 | | 令和元年度は実施予定・実績ともになし。 市民の男女共同参画に関する意識や考え方を把握し、今後の男女共同参画施策を推進する基礎的資料とするもの。 | A | 市民の男女共同参画についての現状や意識・考え方を把握し、男女共同参画施策の推進の基礎的資料とするため、第3次さがみはら男女共同参画プランの計画期間内(R2年度~R9年度)に複数回実施を予定している。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 17 男女共同参画に関する調査・研究への支援 | 男女共同参画に関わる研究活動等助成事業 | 女性を取り巻く様々な問題の解決を図るための活動及び男女平等意識の向上をめざした意識調査などの活動に対する助成金の交付や施設提供等について、周知を図った。 | B | 今後も事業の周知に努め、市民による主体的な研究活動等の促進を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 男女共同参画に関わる研究活動等支援事業 | 研究活動等を始めようとする団体や、研究活動等の経験が浅い団体に対する助言や指導を行うアドバイザーの派遣について、周知を図った。 | B | 今後も事業の周知に努め、市民による主体的な研究活動等の促進を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 | |
| (多様な広報媒体による情報収集・提供) | 18 情報の収集と提供 | ソレイユさがみ情報コーナー整備 | | 男女共同参画への理解を深めるため図書やビデオ・資料等を提供するとともに、ホームページや情報誌を通して広く市民に向け情報の発信を行った。 ・蔵書数 6,594冊 ・行政資料 1,986冊 ・ビデオ、DVD 163本 | A | 男女共同参画推進に関する幅広い知識や情報の収集・発信を今後も引き続き行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 4 | 多文化共生と国際理解の促進(国際理解・交流活動の促進) | 19 国際理解・国際交流の推進 | 多文化共生推進事業 | 関係機関と連携し、多文化理解を促進する体験講座を開催した。 ・1回 ・参加者 647人 | A | 今後も多文化を体験し、新たな視点を得るきっかけとなる機会を提供する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | | 市民活動団体と連携した事業を実施 | さがみはら国際交流ラウンジにおいて、国際交流や国際理解を深めるイベントや講座などを開催した。 | A | 市内の大学や企業、団体などと連携し、イベントや講座への参加促進を図る。 | 継続 | | 国際課 |
| | | | 英語多読コーナーの充実 | 利用の多い初級・中級の資料を中心に、英語多読向けの資料を収集した。 冊数:100冊 | A | 利用者のニーズにあわせて選書を進め、資料の充実を図る。 | 継続 | | 相模大野図書館 |

男女共同参画への理解促進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|-----------------------|-------------------------------|------------------------|----------|---|----------|--|-----|-----------------|---------|
| | | 英語多読をテーマにした図書館活用講座の実施 | | 英語多読向けの図書を使用し、英語力向上のコツを学ぶ講座を実施した。 実施日:令和元年7月7日 参加者:50人 | A | 通常図書館活用講座は毎回テーマを変更して実施するものだが、英語多読をテーマとしたものが好評だったため、同様のテーマでの実施を検討する。 | 継続 | | 相模大野図書館 |
| | | 五大陸考古学講座 | | 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の機運醸成を図るため、「五大陸考古学」をテーマにした外国の考古学に関する講座を開催した。 (回数:全6回[6回目は中止]・延参加者数:666人) | A | 博物館で開催する講演会には、テーマなどにより男女の参加比や年齢層に差もあるが多くの市民の参加がある。 コロナ禍のため、これまでどおりの形態での講演会開催は難しいが、今後も市民の学習ニーズに応えられる事業を行ってきたい。 | 継続 | | 博物館 |
| | 20 情報の収集と提供 | 情報提供の推進 | | 市のホームページで生活情報や行政情報、緊急時に必要な情報などを外国語でお知らせする「くらしのガイド」を更新した。 また、フェイスブックで外国語の情報発信を行った。 | A | ホームページやフェイスブックなど、多様なツールにより情報提供を図る。 | 継続 | | 国際課 |
| (国際教育の推進) | 21 国際理解のための教育の推進 | ALT派遣事業 | | 61人のALTを市内の中学校・小学校に配置し、授業やその他の活動を通して、国際理解を深めた。 | A | 今後も継続して、ALTの派遣を行う。 | 継続 | | 学校教育課 |
| | 22 母語及び日本語の習熟の支援 | 日本語巡回指導講師、日本語指導等協力者の派遣 | | (派遣回数) 日本語巡回指導講師3,012回 日本語指導等協力者1,035回 | A | 日本語を母語としない児童・生徒の支援を引き続き行う。 | 継続 | | 学校教育課 |
| (外国人が安心して暮らせるための環境整備) | 23 相談体制や情報提供の充実 [No.87に再掲] | 市民活動団体と連携した事業を実施 | | さがみはら国際交流ラウンジにおいて、ボランティアによる相談会を定期的実施した。また、弁護士、行政書士、ソーシャルワーカー等による相談会を実施した。 | A | 相談ボランティアの人材確保や相談に関わる各機関との連携を図る。 | 継続 | 23,87 | 国際課 |
| | | 「外国人相談」及び「外国人法律相談」の実施 | | 入管法改正に伴い、情報提供及び相談を多言語で行うため、既存の外国人相談に加え令和元年10月より相談体制の拡充を次のとおり図った。 市民相談員を言語面で補助する非常勤職員を新規に配置(中央区役所市民相談室) 6言語対応の通訳電話を新規に導入(各区役所市民相談室) スマートフォン、タブレットを新規に設置し、それらを使用した情報提供及び30言語対応のアプリによる翻訳(各区役所市民相談室) [中央区役所市民相談室] ・外国人相談 英語(月曜日) 開設日数増 タガログ語(火曜日) 新規 中国語(水曜日) ベトナム語(木曜日) 新規 スペイン語(金曜日) ポルトガル語(金曜日) 英語(第3水曜日) 相談件数 284件 ・外国人法律相談 第4木曜日 相談件数 5件 [緑区役所市民相談室] 相談件数 0件 [南区役所市民相談室] 相談件数 1件 | A | 外国人法律相談について令和3年度より通訳電話を使用し、各区役所市民相談室に実施を拡充 中央区役所市民相談室において東京出入国在留管理局横浜支局と連携した在留資格に関する専門相談について令和3年度中に新規実施予定 | 拡充 | 23,87,D V-1- | 区政推進課 |

男女共同参画への理解促進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|----------------|------------|------------------|----------|---|----------|----------------------------------|-----|-----------|--------|
| | | 外国語版子育てガイドの発行 | | 8言語(英・中国・ポルトガル・タガログ・ベトナム・韓国・スペイン・クメール語)を外国人登録等の窓口に配架するほか、母子健康手帳交付時等に配布した。 | A | 各言語を適宜更新し、発行していく。 | 継続 | 23,87 | こども家庭課 |
| | 24 学習機会の提供 | 市民活動団体と連携した事業を実施 | | 外国人に対し防災意識の啓発を行うため、「防災バスツアー」を開催したほか、日本語を無料で教える日本語教室の支援(会場確保やボランティアの資質向上のための研修会の実施、必要書籍の購入など)を行うことによって学習機会の充実を図った。 | A | ホームページやフェイスブックなどを活用し、学習機会の周知を図る。 | 継続 | | 国際課 |

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

| | 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|---|---------------------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|--|---------------------|---|-----|-----------|------------|
| 5 | 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大(審議会等への女性の積極的登用) | 25 審議会等への女性の登用の促進 | 審議会等の委員登用における事前協議の推進 | | 審議会等の委員選任の際に、事前協議を通して女性の登用を要請するとともに、委員選任に係るガイドラインを全庁送付し、女性登用促進を図った。 | A | 事前協議を始めてから審議会等の女性委員登用率は上昇しているが、平成28年度をピークに減少傾向にあるため、事前協議をより一層徹底し、女性の参画拡大をめざす。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 26 女性が参画しやすい環境の推進 | 会議等における保育の実施 | | 審議会等の委員選任に係るガイドラインの中で、保育を必要とする委員への配慮を要請した。 | A | 今後も女性の政策・方針決定過程への参画を促進する環境づくりに努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | (女性の管理職等への登用推進) | 27 女性職員の職域拡大と管理職等への登用 | 女性職員の管理職への登用 | | 女性職員の管理職への登用を図った。 令和2年4月1日現在 19.6% (前年より0.8ポイント増加) | B | 令和2年度の目標値30%までは大幅な開きがあるが、管理職研修への派遣や幅広い職域への配置などにより、引き続き、女性職員の育成に努める。 | 継続 | | 職員課 |
| | | 28 女性教員の校長・副校長への登用 | 女性教員の校長・教頭への積極的登用 | | 女性教員の校長・副校長への積極的登用を図った。 【令和2年4月1日現在の市女性教員の登用状況】 ・小学校 校長 70人中 23人(32.8%) 副校長73人中 42人(59.1%) ・中学校 校長 35人中 4人(11.4%) 副校長 37人中 6人(16.6%) ・義務教育教育学校 校長1人中0人(0%) 副校長2人中1人(50%) | B | 小学校と中学校の登用に大幅な開きがある。今後も女性教員の人材育成と積極的な活用を図る。 | 継続 | | 教職員人事課 |
| | | 29 女性のキャリア形成への支援 | 職員ささえあい子育てプランの実施 | | ・管理職研修や男性職員の育児休業経験談の発信を通じて、制度周知・意識啓発を行った。 ・ガイドブック、子育て制度チェックシートを活用した制度周知、意識啓発を行った。 ・子が出生した職員に対し、個別に子育て制度を案内するとともに所属長にも配慮を要請した。 ・職員評価制度において、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組を管理職の評価項目の基準行動とした。 ・多様なワークスタイルの創出に向け、サテライトオフィス勤務及び在宅勤務制度を導入した。 ・7月及び8月に行っている朝型勤務・早期退庁において、勤務時間の区分を追加し、ライフスタイルに合わせて柔軟な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。 | A | 制度対象者だけでなく管理職に対して、子育てに関する制度の周知、意識啓発を継続して行うことにより、制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組む。 | 継続 | 29,64 | 職員課 |
| | | 各種制度の周知 | | 管理職研修等で各種制度の周知に努めた。 | A | 今後も継続して各種制度の周知に努める。 | 継続 | | 教職員人事課 | |

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|--|----------------------------|--|----------|--|----------|--|-----|-------------------|------------|
| | | 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施 | | ・メンティ(後輩職員)がメンター(先輩職員)に助言・指導等を求めることができるメンター制度を実施した。 ・若手職員や育児休業復帰後の職員等が、先輩職員と交流することで、仕事と家庭の両立方法等を学び、モチベーション向上やワークライフバランスの実現につなげることを目的に、座談会形式でロールモデルセミナーを実施した。 ・女性職員に女性活躍推進の意義を理解し、意欲的に働ける職場環境づくりを考えるための研修を実施した。 | A | メンター制度については、職員がより制度を利用しやすくなるよう、メンティ募集期間の拡大等見直しを行い、今後も継続して実施する。 女性職員に対し、引き続き女性活躍推進に関する研修の実施や、外部研修機関等への派遣を行う。 | 継続 | 29,64 | 職員課 |
| 6 事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大(事業所、地域、団体等における女性の積極的登用の促進) | 30 事業所等における女性登用の促進 | 市の入札制度における優遇措置等の調査・検討 | | 平成28年度から評価型競争入札において、女性技術者の雇用状況を評価項目として設定し、平成29年度からは総合評価方式において、次世代法及び女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として設定した。 | A | 実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。 | 継続 | 30,43,61 | 契約課 |
| | | 市の入札参加資格審査における男女共同参画の取組状況を基にした加点制度の調査・検討 | | 平成29・30年度の入札参加登録から、工事の主観点数項目「男女共同参画の取組状況」について、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として追加した。 | A | 実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。 | 継続 | 30,43,61 | 契約課 |
| | 31 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 | ポジティブ・アクションに関する情報発信 | | ソレイユさがみの情報コーナーにおいて、ポジティブ・アクションに取り組むことの重要性やメリットについて情報提供した。 | A | より効果的な情報の提供について検討し、今後も継続実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 男女共同参画研修等支援事業 | | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 6回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 31,33,39,42,57,60 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 事業所における女性活躍の促進(情報発信等) | | 事業所における女性活躍を促進するため、女性活躍推進に取り組むメリットや、女性活躍に繋がる研修等支援事業を掲載したチラシを作成し、商工会議所会員企業等に配布した。 | A | 今後も事業所における女性活躍が推進されるよう、積極的な情報発信を行っていく。 | 継続 | 31,39,60 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 啓発及び情報提供 | | ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりのために、パンフレット等を活用し、意識啓発を図った。 | A | 今後も意識啓発に努める。 | 継続 | 31,39,42 | 産業・雇用政策課 |

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|------------------------------------|----------------------|--------------------|----------|--|----------|--|-----|-------------------|------------|
| | 32 地域、団体等における女性参画の促進 | 新任自治会長研修会の開催 | | 左記研修会のテキストのひとつである「自治会活動の手引き」において、自治会活動への女性の積極的な登用、参画について協力を求めるページを掲載し、意識啓発を図った。 【参加者数】 ・6/8(土) 55名(南区) ・6/9(日) 98名(中央区) ・6/15(土) 59名(緑区) 中央区のみ全自治会長を対象に研修会を実施 | A | 新任の自治会長のみならず、すべての自治会長に対して「自治会活動の手引き」を配布し、更なる意識啓発を図る。 | 継続 | 32,75 | 市民協働推進課 |
| | | 相模原市地域婦人団体連絡協議会の支援 | | 会の円滑な運営のもと、計画した事業実施にむけての支援を行った。 「心の健康づくり」をテーマに課題別研修会を実施した。 地区別研修会の実施 ・松葉町婦人会 1回 28名参加 | A | 引き続き、会の運営が、より自主的・主体的に行われるよう支援する。 | 継続 | 32,35,74,75,80 | 生涯学習課 |
| (能力開発のための研修機会等の拡充支援) | 33 研修機会等の拡充支援 | 男女共同参画研修等支援事業 | | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 6回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 31,33,39,42,57,60 | 人権・男女共同参画課 |
| 7 女性の人材育成への支援 (指導的役割を担う女性の人材育成) | 34 エンパワメント支援の充実 | 女性の創業支援 | | 自らの特技や趣味を活かし起業を目指す女性を支援するため、ソレイユさがみ内に女性起業家の作品を展示するボックスを設置するとともに、販売会や販売促進に繋がる講座を開催した。 ・販売会開催回数 12回 ・来場者 3,106人 ・講座参加者数 13人 | A | 今後も販売会の拡充などにより、女性起業家の支援を継続する。 | 継続 | 34,54 | 人権・男女共同参画課 |
| | 35 指導者・後継者の育成 | ウィメンズカレッジの開催 | | 女性の再就職を支援することにより、積極的に社会に参画することができる人材の育成を図った。 ・全5回 延べ参加者77人 | A | 今後も男女共同参画の視点を持ち社会に参画することのできる人材の育成に必要な、体系的な学習プログラムや効果的な実施方法を検討し、さまざまな分野で活躍できる人材の育成をめざす。 | 継続 | 15,35,80 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 相模原市地域婦人団体連絡協議会の支援 | | 会の円滑な運営のもと、計画した事業実施にむけての支援を行った。 「心の健康づくり」をテーマに課題別研修会を実施した。 地区別研修会の実施 ・松葉町婦人会 1回 28名参加 | A | 引き続き、会の運営が、より自主的・主体的に行われるよう支援する。 | 継続 | 32,35,74,75,80 | 生涯学習課 |

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績 (令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------|----------|---|----------|---|-----|-----------|-----------------|
| (男女共同参画の実現を目指す人材の発掘・登用) | 36 女性団体等の育成・支援 | ソレイユさがみにおけるサーラ企画講座の実施 | | 地域のさまざまな分野で活動する団体が、活動の中で蓄積した能力を講師として活かし幅広い分野の事業を企画・運営した。 ・11講座実施 | A | 今後も、女性のエンパワメントがつながるよう、各団体の持つ能力や技術を活かした事業展開を行い、講座内容の充実を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | 37 女性団体等の連携・ネットワークの充実 | ソレイユさがみ男女共同参画フェスティバルの開催 | | 男女共同参画について市民が考える機会として、男女共同参画推進週間に合わせて実施した。 ・来場者数 4,056人 | A | 今後も市民が男女共同参画について理解を深める機会として、啓発イベントを開催していく。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | 38 女性人材情報の整備・提供 | 相模原市女性人材名簿の活用 | | 政策及び方針決定過程への女性の参画を促進するため、多方面にわたる人材を「相模原市女性人材名簿」として登録するとともに、主に市審議会等の委員選任において女性の人材を必要とする部署へ、人材情報を提供した。 ・登録人数 11人 (R1年度末時点) | A | 今後も引き続き、女性人材名簿の充実及び活用促進に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 生涯学習情報システムによる情報の収集・提供 | | インターネットを利用し、講座・イベント、指導者・人材、団体・サークル、施設に関する情報を提供した。 | A | 今後もインターネットを利用した情報の収集・提供を行う。 | 継続 | | 生涯学習課(生涯学習センター) |

男女がともに働きやすい環境づくり

| | 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|---|---|--|-------------------------------|-------------------|---|--|--|---|-------------------------------------|--------------------|
| 8 | 雇用における男女 平等な機会と 待遇の確保の促進 (雇用分野 における男女の 均等な機会と待 遇の確保の促進) | 39 職場における男 女共同参画の促 進 | 男女共同参画研修 等支援事業 | | 市内の事業所等が開催する 男女共同参画の推進に関する 研修や学習会等へ専門家 を講師として派遣し、職場な どにおける男女共同参画の 広がりや実践の拡大に向け た取り組みを進めた。 ・実施回数 6回 | A | 今後も事業の周知の拡大 を図り、事業所に向けた 啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 31,33,3 9,42,57, 60 | 人権・男 女共同参 画課 |
| | | | 事業所における女性 活躍の促進(情報発 信等) | | 事業所における女性活躍を 促進するため、女性活躍推 進に取り組むメリットや、女性 活躍に繋がる研修等支援事 業を掲載したチラシを作成 し、商工会議所会員企業等 に配布した。 | A | 今後も事業所における女 性活躍が推進されるよう、 積極的な情報発信を行っ ていく。 | 継続 | 31,39,6 0 | 人権・男 女共同参 画課 |
| | | | 啓発及び情報提供 | | ワーク・ライフ・バランスに配 慮した社会環境づくりのため に、パンフレット等を活用し、 意識啓発を図った。 | A | 今後も意識啓発に努め る。 | 継続 | 31,39,4 2 | 産業・雇 用政策課 |
| | (格差是正措 置の具現化に向 けた取組の促進) | 42 積極的改善措 置(ポジティブ・ アクション)の普 及促進 | ソレイユさがみ女性 相談事業 | | 女性を取り巻く様々な問題に ついて相談業務を行うととも に相談内容に応じた情報提 供を行った。 ・相談件数 1,701件 (うち職業問題88件 5.1%) | A | 今後も相談しやすい環境 づくりに努める。 | 継続 | 40,44,5 3,68,72, 86,92,9 3 | 人権・男 女共同参 画課 |
| | | | 事業所調査の実施 | | 令和元年度は実施予定・ 実績ともになし。 市民の男女共同参画に関す る意識や考え方を把握し、 今後の男女共同参画施策を 推進する基礎的資料とするも の。 | A | 市民の男女共同参画につ いての現状や意識・考え 方等を把握し、男女共同 参画施策の推進の基礎的 資料とするため、第3次さ がみはら男女共同参画プ ランの計画期間内(R2年 度～R9年度)に複数回実 施を予定している。 | 継続 | | 人権・男 女共同参 画課 |
| | | | 41 労働実態調査の 実施 | 雇用促進対策基本 調査の実施 | | 市内事業所に働く勤労者の 実態を把握して、勤労行政 の基本資料とするとともに、 労働環境の改善に資するこ とを目的に、4年に1度実施 する。(直近は平成28年度) | - | 今後も4年に1度の調査を 継続し、市内事業所や勤 労者の実態把握に努め る。 | 継続 | |
| | | | 男女が働きやすい職 場環境に向けた広 報・啓発 | | ソレイユさがみ「女性の再 チャレンジ情報コーナー」に おいて、就労の場における 男女の均等な機会と待遇の 確保に向けた情報を発信し た。 | A | 男女が性別に関わりなく 個性と能力を発揮できる 職場環境を整備するた め、今後も情報提供・普及 啓発活動を継続的に行 う。 | 継続 | | 人権・男 女共同参 画課 |
| | | | 男女共同参画研修 等支援事業 | | 市内の事業所等が開催する 男女共同参画の推進に関す る研修や学習会等へ専門家 を講師として派遣し、職場な どにおける男女共同参画の 広がりや実践の拡大に向け た取り組みを進めた。 ・実施回数 6回 | A | 今後も事業の周知の拡大 を図り、事業所に向けた 啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 31,33,3 9,42,57, 60 | 人権・男 女共同参 画課 |

男女がともに働きやすい環境づくり

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|----------------------|----------------------|--|----------|---|----------|---|-----|-------------------------|------------|
| | | 啓発及び情報提供 | | ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりのために、パンフレット等を活用し、意識啓発を図った。 | A | 今後も意識啓発に努める。 | 継続 | 31,39,42 | 産業・雇用政策課 |
| | 43 男女共同参画推進事業所等の優遇措置 | 市の入札制度における優遇措置等の調査・検討 | | 平成28年度から評価型競争入札において、女性技術者の雇用状況を評価項目として設定し、平成29年度からは総合評価方式において、次世代法及び女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として設定した。 | A | 実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。 | 継続 | 30,43,61 | 契約課 |
| | | 市の入札参加資格審査における男女共同参画の取組状況を基にした加点制度の調査・検討 | | 平成29・30年度の入札参加登録から、工事の主観点数項目「男女共同参画の取組状況」について、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として追加した。 | A | 実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。 | 継続 | 30,43,61 | 契約課 |
| | | さがみはら産業集積促進方策(STEP50)に基づく雇用奨励金交付措置 | | 進出企業の市内立地に係り、新規の正規雇用(女性450)を見込んだ事業計画書を認定した。 | A | 引き続き製造業における女性の活躍を支援する。 | 継続 | | 産業・雇用政策課 |
| (労働相談の充実) | 44 相談体制の充実 | 労働相談の実施 | | 労使関係、賃金、労働時間等の労働条件、解雇問題などについて、労働相談を実施した。 ・中央区役所市民相談室 ・毎週木曜日 ・相談件数 120件 | A | 今後も労働問題に関する相談事業を継続的に行う。 | 継続 | | 区政推進課 |
| | | ソレイユさがみ女性相談事業 | | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 1,701件(うち職業問題88件 5.1%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | 40,44,53,68,72,86,92,93 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 労働に関する相談先をホームページ等で情報提供 | | 市民相談室や労働基準監督署で開設している労働に関する相談の窓口案内を市ホームページにて情報提供を行った。 | A | 今後も労働に関する情報提供を継続して実施する。 | 継続 | | 産業・雇用政策課 |
| (若年者等就職支援とキャリア教育の充実) | 45 若年者等への就業支援 | 女性のためのキャリア教育 | | 女性の就業に関する意識啓発のため、キャリアデザインや自分らしい生き方・働き方に関する講座を開催した。 ・3本 ・参加者 83人 | A | 今後も、女性の就業に関する意識啓発に繋がるよう、ニーズに合った事業を展開する。 | 継続 | 45,50 | 人権・男女共同参画課 |
| | | さがみはら正社員就職面接会 | | 正社員を希望する求職者の就業の機会を確保することを目的に実施した。 ・参加求職者132人、採用者数18人 | A | より参加者等が増加するよう、内容を再検討し実施する。 | 継続 | | 産業・雇用政策課 |

男女がともに働きやすい環境づくり

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|----------|---|----------|---|-----|-----------|------------|
| | | 若者サポートステーション事業 | | 若者の社会への適応力を高めるための講座等を実施した。 ・回数:89回 ・参加者:810人 | A | 今後も若者の社会への適応力を高める講座等を実施する。 | 継続 | 45,53 | 産業・雇用政策課 |
| | 46 キャリア教育の充実 | さがみはら職場体験事業 | | 外部機関とも連携し、「さがみはら中学生職場体験事業実行委員会」を組織し、長期職場体験を実施している市内の24中学校を支援し、5,484名の生徒が延べ1,892の事業所で、職場体験を行った。 | A | さらに協力事業所の拡大に努め、中学校間の情報交換を密に行う。 | 継続 | 46,50 | 学校教育課 |
| | | 教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言 | | 教育活動全般を通してキャリア教育の充実に努めるよう、校内研修や研究会で助言した。 | A | キャリア教育の推進について、教育センターと連携し、さらに研究・研修を充実する。 | 継続 | 12,46 | 学校教育課 |
| (働く男女の健康管理の推進) | 47 働く人の健康づくりへの支援 | 働く人の健康づくり地域・職域連携事業 | | ・働き盛り世代の健康づくり推進のため、「働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会」において、市内における地域職域連携を図った。 ・連絡会 2回 ・作業部会 4回 ・連絡会事業の実施 中小企業訪問 5社 リーフレット「わが家わが社の健康経営～中小企業紹介編2019～」を5000部作成 健康づくり懇談会 7回 ・職域保健における各種大会等の普及啓発事業を実施した。 | A | ・関係機関や団体が主体的に健康づくりやワークライフバランスに取り組めるよう、地域・職域連携の推進を継続する。 ・個人での健康づくりには限界があるため事業所全体での健康づくりを推進出来るように、経営者等のキーパーソンへいかに働きかけていくかが課題である。 | 継続 | | 健康増進課 |
| | | 相模原市勤労者福祉サービスセンター(あじさいメイツ)事業への支援 | | 勤労者等の健康の維持増進に資する事業を支援した。 ・健康診断の実施 ・人間ドック、婦人科検診受診者への補助 ・健康維持増進教室の開催 | A | 今後も健康診断等への支援を行う。 | 継続 | 47,48 | 産業・雇用政策課 |
| | 48 働く女性の健康管理に関する情報提供 | ソレイユさがみ情報コーナー整備 | | 男女の生涯にわたる健康管理など、男女共同参画に関する書籍を収集し、男女共同参画の弊害となる問題の解決に向けての情報発信を行った。 | A | 関係機関と連携を図りながら今後も啓発を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | ポスター・チラシによるがん検診受診勧奨 | | 駅での街頭キャンペーンや市内関係施設等におけるポスター・チラシ等による啓発を行った。 | A | 今後もポスター・チラシ等による啓発を行うとともに、より効果的な啓発方法を検討していく。 | 継続 | | 健康増進課 |
| | | 相模原市勤労者福祉サービスセンター(あじさいメイツ)事業への支援 | | 意識啓発のため、会報に健康やワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットを同封するなどの広告宣伝事業を支援した。 | A | 今後も広告宣伝事業への支援を行う。 | 継続 | 47,48 | 産業・雇用政策課 |
| 9 能力発揮促進のための支援(女性の就業継続のための環境整備) | 49 キャリア形成・キャリアアップを支援する講座等の開催 | 女性の就業支援講座 | | 女性の就労支援、就労継続支援のため、技能や知識の習得に繋がる講座を開催した。 ・6本 ・参加者 109人 | A | 女性がさまざまな分野でより一層活躍できるよう、今後も多様な講座を開催する。 | 継続 | 49,51,63 | 人権・男女共同参画課 |

男女がともに働きやすい環境づくり

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|----------------|----------------------|----------------|----------|---|----------|--|-----|-------------------|------------|
| (女性の就業・再就職の支援) | 50 適切な職業選択を促すための意識啓発 | 女性の就業に関する啓発事業 | | 女性の就業に関する意識啓発のため、キャリアデザインや自分らしい生き方・働き方に関する講座を開催した。 ・3本 ・参加者 83人 | A | 今後も、女性の就業に関する意識啓発に繋がるよう、ニーズに合った事業を展開する。 | 継続 | 45,50 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 無料職業紹介事業 | | 市就職支援センターにおいてキャリアカウンセリングを実施した。 女性を対象とした求職者支援講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止(1回予定) キャリアカウンセリング件数 5,001件 | A | 今後も市就職支援センターにおいてキャリアカウンセリングや、女性を対象とした求職者支援講座を継続して実施する。 | 継続 | 50,51,53,55,56,84 | 産業・雇用政策課 |
| | | さがみはら職場体験事業 | | 外部機関とも連携し、「さがみはら中学生職場体験事業実行委員会」を組織し、長期職場体験を実施している市内の24中学校を支援し、5,484名の生徒が延べ1,892の事業所で、職場体験を行った。 | A | さらに協力事業所の拡大に努め、中学校間の情報交換を密に行う。 | 継続 | 46,50 | 学校教育課 |
| | 51 就業支援のための講座等の開催 | 女性の就業支援講座 | | 女性の就労支援、就労継続支援のため、技能や知識の習得に繋がる講座を開催した。 ・6本 ・参加者 109人 | A | 女性がさまざまな分野でより一層活躍できるよう、今後も多様な講座を開催する。 | 継続 | 49,51,63 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 無料職業紹介事業 | | 市就職支援センターにおいてキャリアカウンセリングを実施した。 女性を対象とした求職者支援講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止(1回予定) キャリアカウンセリング件数 5,001件 | A | 今後も市就職支援センターにおいてキャリアカウンセリングや、女性を対象とした求職者支援講座を継続して実施する。 | 継続 | 50,51,53,55,56,84 | 産業・雇用政策課 |
| | | 自立支援教育訓練給付金の支給 | | 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母及び父子家庭の父が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練修了後、給付金を支給した。 支給額 対象講座の受講料の60%相当額(上限20万円、下限1万2千円) ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の金額から当該給付金の支給額を差し引いた額 給付件数 13件 | A | 今後も継続して給付金を支給する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給付課 |

男女がともに働きやすい環境づくり

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容 等 | 所管課 |
|----------------|----------------------------|----------------------------------|----------|---|----------|--|-----|---------------|--------------------|
| | | 高等職業訓練促進 給付金の支給 | | 母子家庭の母及び父子家庭 の父の就職に有利となり、か つ生活の安定に資する資格 の取得を促進するため、養 成校での受講期間のうち一 定期間について高等職業訓 練促進給付金及び高等職業 訓練が修了した後に修了支 援給付金を支給することによ り、生活の負担の軽減を図 り、資格取得を容易にした。 給付件数 29件 | A | 今後も継続して給付金を 支給する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試 験合格支援事業 | | ひとり親家庭の親が、より良 い条件で就職することを支援 するため、高卒認定試験合 格のための指定講座修了 時、及び高卒認定試験合格 時に受講費用の一部を支給 する制度について、周知を 行った。 | B | 今後も事業の周知に努 め、受講費用の一部を支 給する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | ひとり親家庭高等職 業訓練促進資金貸 付事業 | | 高等職業訓練促進給付金を 活用して養成機関に在学し、 就職に有利な資格の取得を 目指すひとり親家庭の親に 対し、高等職業訓練促進資 金を貸付けた。 貸付件数 入学準備金 6件 就職準備金 7件 | A | 今後も継続して資金の貸 付を行う。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | 母子・父子自立支援 プログラム策定事業 | | 児童扶養手当受給者に対 し、個別に面接を実施し、本 人の生活状況、就業への意 欲、資格取得の取組等につ いて状況把握を行い、自立 支援プログラムを策定した。 策定件数 15件 | A | 今後も継続して自立支援 プログラムを策定する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | ひとり親家庭等日常 生活支援事業 | | ひとり親家庭の父母等の病 気などによる家庭機能の低 下の事態に対し、家庭生活 支援員を派遣し日常生活を 円滑に営むための手助けを 行うことにより、当該家庭の福 祉の増進に努めた。 派遣実績 29件 | B | 生活援助は委託事業者を 変更し、今後も継続して家 庭生活支援員の派遣を行 う。(子育て支援は休止) | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | ひとり親家庭等生活 向上事業 | | ひとり親家庭等の親自身が 生活の中で直面する諸問題 の解決や児童の精神的安定 を図るため、ひとり親家庭及 び寡婦への生活支援事業を 実施した。 生活支援講習会 年4回 情報交換会 年6回 | A | 今後も継続してひとり親家 庭等への生活支援事業を 実施する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | 52 再就職支援のた めの講座等の開 催 | 女性の再就職支援講 座 | | 女性の再就職を支援するた めの講座を開催した。 ・参加者 7人 | A | 今後も女性の再就職支援 につながる事業を実施す る。 | 継続 | | 人権・男 女共同参 画課 |
| | | 女性の活躍応援事業 | | 女性の再就職支援等を目的 とした講座を実施した。 ・回数:17回 ・参加者:219人 | A | 今後も女性の再就職支援 等を目的とした講座を継 続して実施する。 | 継続 | | 産業・雇 用政策課 |

男女がともに働きやすい環境づくり

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|----------------|---------------|-----------------|----------|---|----------|--|-----|-------------------------------------|------------|
| | | 働く女性支援講座の実施 | | 仕事と家庭の両立を目指して働く女性を支援する講座を実施した。 1回実施、参加者6人 | A | 今後も働く女性を支援するための事業を実施する。 | 継続 | 52,58 | 産業・雇用政策課 |
| | 53 情報提供・相談の充実 | ソレイユさがみ女性相談事業 | | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 1,701件 (うち職業問題88件 5.1%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | 40,44,5 3,68,72, 86,92,9 3 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 無料職業紹介事業 | | 市就職支援センターのホームページにて、求人情報や求職者支援講座について情報提供を行った。 | A | 今後も求人等の情報提供を継続して実施する。 | 継続 | 50,51,5 3,55,56, 84 | 産業・雇用政策課 |
| | | 若者サポートステーション事業 | | 若者サポートステーションのホームページにて、求職者向けの講座について情報提供を行った。 | A | 今後も求職者向けの講座等について情報提供を行う。 | 継続 | 45,53 | 産業・雇用政策課 |
| (多様な働き方への支援) | 54 女性の起業への支援 | ソレイユさがみ情報コーナー整備 | | ソレイユさがみ情報コーナーにおいて、起業に関する図書を購入し情報を提供するとともに、「女性の再チャレンジ情報コーナー」において、多様な働き方を支援する情報を提供した。 | A | 今後も起業セミナーや相談等支援に関する情報を提供していく。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 女性の創業支援 | | 自らの特技や趣味を活かし起業を目指す女性を支援するため、ソレイユさがみ内に女性起業家の作品を展示するボックスを設置するとともに、販売会や販売促進に繋がる講座を開催した。 ・販売会開催回数 12回 ・来場者 3,106人 ・講座参加者数 13人 | A | 今後も販売会の実施などにより、女性起業家の支援を継続する。 | 継続 | 34,54 | 人権・男女共同参画課 |
| | | チャレンジショップ支援事業 | ○ | より効果的な支援ができるよう、実施方法の見直しを行っているため、令和元年度は事業を実施しなかった。 | C | ・経営が上手いかずに廃業する商業者がいるなど、継続性に課題がある。 ・準備が不足したまま起業してしまう人も多くいる。 ・魅力的な店舗開業のノウハウや人脈を広げる機会、起業前お試し出店の機会等を提供するなど、段階的に支援が必要 上記の理由により事業は一時凍結している。 | 見直し | | 産業支援課 |
| | | 女性起業家支援事業 | | 就業経験が少なく、ビジネスにおける経験や知識が不足している女性起業希望者に対して、セミナーを開催した。また、起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるように、ワークショップや交流会を開催した。 ・セミナー(全5回) 27人 ・ワークショップ&交流会 2回 計47人 | A | セミナーや交流会に参加しても起業に結びつかないケースがあったため、確実な事業継続を促進する必要がある。このため、産業支援機関との連携を強化したり、起業前に出店できる機会の確保などインキュベーション機能の強化に取り組む。 | 継続 | 15,54 | 産業支援課 |

男女がともに働きやすい環境づくり

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績 (令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 内容等 | 所管課 |
|----------------|----------------------------------|------------------------|----------|---|----------|--|-----|-------------------|----------|
| | | 創業支援融資制度 | | 「これから創業する個人」又は「市内で創業して1年未満の中小企業者」を支援するため、創業支援融資制度に基づき、支払利息と信用保証料の一部を助成した。 実行件数 31件 134,100千円 利息補給金 145件 7,614千円 信用保証料補助金 31件 2,247千円 | A | 起業しやすい環境を整えることを目的として、平成26年度から県制度より利用者負担率が低く、起業者の事務手続きの軽減等が図られる市独自の創業支援融資制度を新設したもので、今後も利用拡大を図る。 | 継続 | | 産業支援課 |
| | | 起業に関する相談先をホームページ等で情報提供 | | 起業に関する相談に応じたほか、産業振興財団等の支援機関が実施する各種相談会、セミナー等について情報提供した。 | A | 今後も各種相談会、セミナー等の情報提供を継続して実施する。 | 継続 | | 産業支援課 |
| | | ビジネス相談 | | 会社・NPO法人設立等の相談や情報提供を行なう「ビジネス相談(創業相談会)」を月4回実施した。 ・相談実施件数120件(うち女性相談者50件) | A | 起業の相談が多く、また職種も多岐にわたっているため、今後もそれらに対応できる情報提供を継続的に行う。 | 継続 | | 橋本図書館 |
| | 55 多様な働き方についての情報提供や相談の充実、学習機会の提供 | 無料職業紹介事業 | | 市就職支援センターにおけるキャリアカウンセリング時に、必要に応じて求職者支援講座の案内を行った。 | A | 今後も継続してキャリアカウンセリング時に求職者支援講座の案内を行う。 | 継続 | 50,51,53,55,56,84 | 産業・雇用政策課 |
| | 56 パートタイム労働法、労働者派遣法等の普及・啓発の促進 | 無料職業紹介事業 | | 市就職支援センターにおけるキャリアカウンセリング時に、必要に応じて関係法令や制度の周知を行った。 | A | 今後も継続してキャリアカウンセリング時に関係法令や制度の周知を行う。 | 継続 | 50,51,53,55,56,84 | 産業・雇用政策課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| | 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----|--|------------------------------------|-----------------------------|----------|---|----------|--|-----|-------------------|-------------------------------------|
| 10 | 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり(仕事と生活の両立のための意識啓発) | 57 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発 | 男女共同参画研修等支援事業 | | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 6回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 31,33,39,42,57,60 | 人権・男女共同参画課 |
| | | | 仕事と家庭両立支援推進企業表彰事業 | | 働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指して、仕事と家庭との両立支援を行うため、成果を上げている企業を表彰した。 受賞企業 3社 | A | 今後も仕事と家庭との両立に成果をあげている企業を表彰を継続して実施する。 | 継続 | 57,58 | 産業・雇用政策課 |
| | | | 四縣市共催によるワーク・ライフ・バランス関連事業の実施 | | 県内のワーク・ライフ・バランスの普及啓発に向け、四都市の共催で、講演会及びシンポジウムを開催した。 | A | 今後も四都市共催で講演会等を実施する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 産業・雇用政策課 こども・若者政策課 |
| | | 58 男性の育児・介護休業制度等の利用促進のための啓発 | 仕事と家庭両立支援推進企業表彰事業 | | 働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指して、仕事と家庭との両立支援を行うため、成果を上げている企業を表彰した。 受賞企業 3社 | A | 今後も仕事と家庭との両立に成果をあげている企業を表彰を継続して実施する。 | 継続 | 57,58 | 産業・雇用政策課 |
| | | | 働く女性支援講座の実施 | | 仕事と家庭の両立を目指して働く女性を支援する講座を実施した。 1回実施、参加者6人 | A | 今後も働く女性を支援するための事業を実施する。 | 継続 | 52,58 | 産業・雇用政策課 |
| | | | 九都県市ワーク・ライフ・バランス推進連絡会議 | | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業として、仕事と家庭両立支援推進企業表彰について埼玉版ウーマノミクスサイトで情報発信した。 | A | 埼玉版ウーマノミクスサイト及び各市ホームページを活用し、引き続き情報発信を行う。 | 継続 | 0 | 産業・雇用政策課 |
| | | 59 男性が参加しやすい家事、育児、介護に関する学習機会や情報の提供 | 男性参画促進事業 | | 男性の地域や家庭への積極的な参画を促す講座を実施した。 ・4本 ・男性保護者参加者 22名(延べ) | A | 男性の地域や家庭への参画を促すため、今後も継続して取り組む。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | | 啓発冊子「お父さんといっしょ」作成・配布 | | 子育てに取り組む男性向けのハンドブック「お父さんといっしょ」を、母子健康手帳交付時に一緒に配布した。 ・令和元年度 約5,500部配布 | A | 男性の育児への参画を支援するため、今後も継続してハンドブックを発行する。 | 継続 | 59,67 | 人権・男女共同参画課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|----------------------|--|---------------------------------------|---|--------------------------|--|-----|-----------------------|------------|
| (事業所による取組の支援) | 60 事業所等における研修等の支援 | 男女共同参画研修等支援事業 | | 市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践の拡大に向けた取り組みを進めた。 ・実施回数 6回 | A | 今後も事業の周知の拡大を図り、事業所に向けた啓発や情報提供を行う。 | 継続 | 31,33,39 ,42,57,60 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 事業所における女性活躍の促進(情報発信等) | | 事業所における女性活躍を促進するため、女性活躍推進に取り組むメリットや、女性活躍に繋がる研修等支援事業を掲載したチラシを作成し、商工会議所会員企業等に配布した。 | A | 今後も事業所における女性活躍が推進されるよう、積極的な情報発信を行っていく。 | 継続 | 31,39,60 | 人権・男女共同参画課 |
| | 61 男女共同参画推進事業所等の優遇措置 | 市の入札制度における優遇措置等の調査・検討 | | 平成28年度から評価型競争入札において、女性技術者の雇用状況を評価項目として設定し、平成29年度からは総合評価方式において、次世代法及び女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として設定した。 | A | 実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。 | 継続 | 30,43,61 | 契約課 |
| | | 市の入札参加資格審査における男女共同参画の取組状況を基にした加点制度の調査・検討 | | 平成29・30年度の入札参加登録から、工事の主観点数項目「男女共同参画の取組状況」について、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として追加した。 | A | 実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。 | 継続 | 30,43,61 | 契約課 |
| | 62 事業所内保育施設への支援 | 地域型保育給付費 | | 市が認可した事業所内保育事業者に対し、国基準に基づく地域型保育給付費を支給した。 対象 3施設 | A | 今後も継続して国基準に基づく地域型保育給付費を支給する。 | 継続 | | 保育課 |
| | 63 育児・介護休業中の男女に対する支援 | 女性の就業支援講座 | | 女性の就労支援、就労継続支援のため、技能や知識の習得に繋がる講座を開催した。 ・6本 ・参加者 109人(延べ) | A | 女性がさまざまな分野でより一層活躍できるよう、今後も多様な講座を開催する。 | 継続 | 49,51,63 | 人権・男女共同参画課 |
| 勤労者生活資金融資制度 | | | 市ホームページ、中央労働金庫において、生活資金融資制度の情報提供を行った。 | A | 今後も継続して生活資金融資制度の情報提供を行う。 | 継続 | | 産業・雇用政策課 | |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|--------------------|--------------------|----------------------------|----------|--|----------|--|-----|------------|--|
| (事業所としての市役所の取組の推進) | 64 育児・介護休業制度等の利用促進 | 職員ささあい子育てプランの実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修や男性職員の育児休業経験談の発信を通じて、制度周知・意識啓発を行った。 ・ガイドブック、子育て制度チェックシートを活用した制度周知、意識啓発を行った。 ・子が出生した職員に対し、個別に子育て制度を案内するとともに所属長にも配慮を要請した。 ・職員評価制度において、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組を管理職の評価項目の基準行動とした。 ・多様なワークスタイルの創出に向け、サテライトオフィス勤務及び在宅勤務制度を導入した。 ・7月及び8月に行っている朝型勤務・早期退庁において、勤務時間の区分を追加し、ライフスタイルに合わせて柔軟な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。 | A | 制度対象者だけでなく管理職に対して、子育てに関する制度の周知、意識啓発を継続して行うことにより、制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組む。 | 継続 | 29,64 | 職員課 |
| | | 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ・メンティ(後輩職員)がメンター(先輩職員)に助言・指導等を求めることができるメンター制度を実施した。 ・若手職員や育児休業復帰後の職員等が、先輩職員と交流することで、仕事と家庭の両立方法等を学び、モチベーション向上やワークライフバランスの実現につなげることを目的に、座談会形式でロールモデルセミナーを実施した。 ・女性職員に女性活躍推進の意義を理解し、意欲的に働ける職場環境づくりを考えるための研修を実施した。 | A | メンター制度については、職員がより制度を利用しやすくなるよう、メンティ募集期間の拡大等見直しを行い、今後も継続して実施する。 女性職員に対し、引き続き女性活躍推進に関する研修の実施や、外部研修機関等への派遣を行う。 | 継続 | 29,64 | 職員課 |
| | | 職員厚生会による育児休業者を対象としたセミナーの開催 | | <ul style="list-style-type: none"> 職員厚生会による育児休業者を対象としたセミナーの開催した。 親子体操(2回開催) ・参加職員:44名 ・子:44名 | A | 今後も継続してセミナーを開催する。 | 継続 | | 職員厚生課 |
| | | 九都県市ワーク・ライフ・バランス推進連絡会 | | <ul style="list-style-type: none"> 九都県市ワークライフバランス推進連絡会で決定した一斉定時退庁の取組[8月7日(水)]を実施した。 | A | 今後も庁内関係各課が連携を図りながら積極的なワーク・ライフ・バランスへの取組を進める。 | 継続 | | 職員課 人権・男女共同参画課 こども・若者政策課 産業・雇用政策課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|--|---------------------|----------------------|----------|---|----------|--|-----|------------|------------|
| | 65 労働時間短縮 | 時間外勤務の縮減に向けた取組の実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「夏の朝型勤務・早期退庁」や各局への時間外勤務実績の詳細情報提供など、既存の取組を継続・徹底した。 ・職員一人当たりの月平均時間外勤務時間14.1時間(令和元年東日本台風の災害対応等により大きく増加) ・ノー残業デー実施率90.0% | A | 平成29年度から令和元年度までの3年間で、職員一人当たりの月平均時間外勤務時間を13.6時間から12.0時間とする縮減目標に向け、取組をすすめてきたが、現時点において令和2年度以降の縮減目標が未設定である。令和元年度から時間外勤務時間の上限を月45時間・年360時間とし、年次休暇取得計画表の活用により年次休暇の取得を促進するなど、取組の強化を図っており、令和2年度以降も継続して取り組んでいく。 | 継続 | | 職員課 |
| 11 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実 (子育て環境の整備・充実) | 66 子育てにおける男女共同参画の促進 | 男女共同参画による子育て支援事業 | | <p>男女共同参画の視点を取り入れた子育て支援事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12本 ・参加者 675人 | A | 子育てにおいて、固定的役割分担意識が強調されたり、女性の社会参画の促進が妨げられることのないよう、男女共同参画の視点に立った取り組みを行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | 67 子育て情報の提供と学習機会の充実 | 啓発冊子「お父さんといっしょ」作成・配布 | | <p>子育てに取り組む男性向けのハンドブック「お父さんといっしょ」を、母子健康手帳交付時に一緒に配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 約5,500部配布 | A | 男性の育児への参画を支援するため、今後も継続してハンドブックを発行する。 | 継続 | 59,67 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 保育所等子育て広場事業 | | <p>保育所及び認定こども園において、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導・子育てサークルの活動支援などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園等:97園 ・公立保育園:15園 | A | 今後も継続して活動への支援を実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |
| | | コミュニティ保育事業 | | <p>在宅で子育てをしている保護者のグループに対して補助金を交付し、活動を支援した。また、公立保育所が窓口となり、研修会(年2回)を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象グループ数:20 | A | 今後も継続して活動等への支援を実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|-------------------|---------------------|----------|--|----------|---|-----|---------------------------------|---|
| | | 私立幼稚園地域子育て支援推進事業 | | 未就園児の親子登園や子育て相談の実施など、幼稚園の専門的機能を活かしながら、地域における子育て支援を行っている園に対し、私立幼稚園地域子育て支援推進事業補助金を交付した。 幼稚園18園 認定こども園21園 | A | 今後も継続して助成等を実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |
| | | 子育てガイドの発行 | | 子育て家庭の利便性の向上のため、母子の医療・健康に関する情報、各種手当・助成制度などの子育て情報をまとめた「子育てガイド」を発行した。 25,000部発行 | A | 今後もガイドブックを継続して発行する。 | 継続 | | こども家庭課 |
| | | 各種講座の開催 | | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 | Z | 子育て支援に寄与する講座を継続して実施する。 | 継続 | | 青少年学習センター |
| | | 情報誌(青少年学習センター通信)の発行 | | 青少年学習センター事業について周知するための情報紙を発行した。 年12回(毎月1日発行) 各号1,200部 | A | 子育てに特化したものではないが、今後も紙面を工夫し、わかりやすい情報提供に努める。 | 継続 | | 青少年学習センター |
| | | 公民館における子育て支援講座等の実施 | | 公民館において講座等を実施した。 17公民館 34事業 160回 2,899人参加 | A | 公民館における事業は公民館振興計画に基づき実施しており、子育て支援講座等の実施について、継続して取り組む。 | 継続 | | 生涯学習課 |
| | 68 子育てに関する相談体制の充実 | ソレイユさがみ女性相談事業 | | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 1,701件 (うち子育て問題30件 1.8%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | 40,44,53 ,68,72,8 6,92,93 | 人権・男女共同参画課 |
| | | おやこひだまり相談室 | | 継続的にきめ細かな指導が必要な児童と保護者に対し、心理相談員、保育士、保健師が相談を受け、児童の発達促進及び育児支援を実施した。 ・相談件数 212 件 | A | 心理職による個別的な育児相談の場で、ニーズも高く、今後も継続的な取り組みを行う。 | 継続 | | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | こんにちは赤ちゃん事業 | | 児童虐待の早期発見・対応及び予防に結びつけることを目的に生後4か月までの乳児がいる家庭を母子訪問相談員・保健師が訪問し、心身の状況・養育環境等の把握や育児不安・悩み等に対する助言及び子育て支援に関する情報の提供を実施した。 ・家庭訪問件数 4,396 件 | A | 訪問実施率は92.7%。引き続き全家庭へ訪問することを目標に取り組みを進める。 | 継続 | 68,91 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|--------------------------|--------------------------|----------|--|----------|---|-----|------------|---|
| | | 母子保健相談 | | 妊娠・出産や育児等に関して保健師等が電話や所内面接により助言指導を実施した。 ・庁内相談件数2,168件 ・電話相談件数1,501件 城山・津久井・相模湖・藤野担当は、庁内育児相談のみ指定日に行う。 | A | 身近な相談場所として機能しており、今後も相談事業を実施する。 | 継続 | 68,90,91 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | 子どもとその家庭についての相談 | | 子どもやその家族の総合相談を行った。 相談件数 児童虐待 1022人 児童虐待以外 858人 | A | 市民に身近な相談窓口として、子どもやその家族の総合相談を行い、児童虐待の相談、通告を一義的に受ける役割を担う。相談件数が、増加する中で、職員の資質の向上に向けた研修の充実を図る。 | 継続 | | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | 保育所・児童保育施設への入所相談 | | 保育所への入所希望をする保護者からの相談に随時対応した。 | A | 今後も保護者からの相談対応を継続して行う。 | 継続 | | 城山保健福祉課 津久井保健福祉課 相模湖保健福祉課 藤野保健福祉課 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | 児童に関する専門的な相談・支援、児童虐待への対応 | | 児童に関する相談・支援、安全確認等を行った。 育成相談209件 養護相談42件 障害相談1,202件 保健相談0件 非行相談21件 虐待相談1,641件 | A | 引き続き、児童に関する相談・支援、安全確認等に努める。 | 継続 | | 児童相談所相談支援課 |
| | | 青少年教育相談の実施 | | 来所・電話での総合的な教育相談を実施した。 ・相談件数15,294件 | A | 年々、相談内容は多岐にわたり複雑化している。また、保護者による相談が増加している。今後も保護者等の相談ニーズを把握しながら、相談体制の充実を図る。 | 継続 | | 青少年相談センター |
| 69 | 多様な保育サービスの提供と保育施設等の整備・充実 | 保育所整備推進事業 | | 令和元年度に822人の保育所定員増を図った。 (整備内訳) ・認可保育所等の新設:7施設 ・認定保育室の認可化:2施設 ・認定こども園への移行:5施設 ・保育所等の定員改定:137人 | A | 今後も保育所の定員増を図る。 | 継続 | | 保育課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|--------------|-------------------|----------|---|----------|--|-----|------------|------------|
| | | 支援保育推進事業 | | 保育所等において支援・配慮が必要な児童の受け入れを行った。 ・支援対象児童数:569人 | A | 新規開設園を中心に受入施設の拡充を図る。 | 継続 | | 保育課 |
| | | 延長保育、休日保育事業 | | ・保育所・認定こども園・小規模保育事業所等164園(公立園含む)で延長保育を実施した。 ・保育所1園で休日保育を実施した。 | A | ・延長保育については新規開設園を中心に実施施設の拡充を図る。 | 継続 | | 保育課 |
| | | 一時保育事業 | | 保育所、認定こども園、小規模保育事業所等120園(公立園含む)で一時保育を実施した。 | A | 新規開設園を中心に実施施設の拡充を図る。 | 継続 | | 保育課 |
| | | 病児・病後児保育事業 | | 市内3施設で病児・病後児保育事業を実施した。 | A | 今後も継続して病児・病後児保育事業を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| | | 認定保育室運営助成事業 | | 認定保育室助成費(市内)、認可化移行支援助成費(市内・市外)を補助した。 対象 24施設 児童数 延べ6,271人 | A | 今後も継続して助成を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| | | 私立幼稚園預かり保育 | | ・課業期間中預かり保育実施園:27園 ・夏季休業期間中預かり保育実施園:24園 ・学年始休業期間、冬季休業期間、学年末休業期間における預かり保育実施園:23園 ・認定こども園運営助成事業:22園 認定こども園の設置者に対し、当該認定こども園が実施する預かり保育事業の運営費等を補助した。 | A | 今後も継続して助成を実施する。 | 継続 | | 保育課 |
| | 70 子育て支援策の充実 | ソレイユさがみにおける一時保育 | | ソレイユさがみが主催する事業への参加者を支援するために一時保育を行った。 ・保育利用 48人 | A | 利用状況や利用者のニーズを踏まえながら、引き続き安心して事業に参加できる環境の整備に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | ファミリー・サポート・センター事業 | | 「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結びつけ、援助会員による子どもの預かりや送迎などのサポートを行った。 令和元年3月末現在 会員数 2,677人 利用会員 1,986人 援助会員 631人 両方会員 60人 活動件数 10,613件 | A | 今後も継続してファミリー・サポート・センター事業を実施する。 | 継続 | | こども家庭課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|----|--------------------|----------|---|----------|---|-----|------------|-----------|
| | | 子育て広場事業の推進 | | 地域子育て支援拠点事業を市内4か所で実施し、つどいの場の提供や子育てに関する相談、情報提供等を行った。 | A | 今後も継続して子育て広場事業を実施する。 | 継続 | | こども家庭課 |
| | | ふれあい親子サロン事業 | | 保護者の育児不安を解消するため、こどもセンター等を活用した「親子で集える場」を設定し、子育て情報を提供しながら地域の育児力を高め、安心して子育てができるよう支援を行った。 27会場で月1回(8月を除く)実施 延べ実施回数 261回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2/20以降の36回は休止 延べ参加者数 16,082人 | A | 今後も継続してふれあい親子サロンを実施する。 | 継続 | | こども家庭課 |
| | | 児童館運営事業 | | 子どもに健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操を育む施設として運営を行った。 利用者数 年間304,439人 施設数 児童館:23館、児童室:1室 | A | 地域における子育て支援施設として、今後も児童館の活用を促進する。 | 継続 | | こども・若者支援課 |
| | | こどもセンター運営事業 | | 児童館としての機能とともに、児童クラブの機能も備えた総合的な施設として運営を行った。 利用者数 年間698,473人 施設数 24館 | A | 地域における子育て支援、子ども施策の中心的な拠点として、各施策の展開、情報提供等の充実を図る。 | 継続 | | こども・若者支援課 |
| | | 放課後児童健全育成事業(児童クラブ) | | 放課後、帰宅しても保護者が就労等のために家庭にいない原則小学校低学年(1~3年生)の児童に対し、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図った。 市立児童クラブ数 68クラブ 入会児童数 5,454人(令和元年5月1日現在) 民間児童クラブ数 51クラブ(令和元年5月1日現在) | A | 女性の社会進出等により、児童クラブの入会申請数が増加傾向にある中で、待機児童解消に向け、施設整備等を行い、定員拡大を図る。 | 拡充 | | こども・若者支援課 |
| | | 放課後子ども教室事業 | | 学校施設、こどもセンター及び児童館を活用して、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを行った。 学校施設実施数 4校 こどもセンター実施数 24館 児童館実施数 23館 | A | こどもセンター・児童館で実施する放課後子ども教室事業(連携型)の実施施設について拡大を図る。 | 拡充 | | こども・若者支援課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|-------------------|-----------------------|------------------|----------|---|----------|--|-----|-------------------------|------------|
| | | 子育て広場事業 | | 乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる集いの場として、子育て経験を持つ地域の方々などによる実行委員会に委託し、集いの場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する講習会等を行った。 参加者数 27,990組、60,548人(大人 28,697人、乳幼児 31,851人) | A | 今後も地域の子育て支援の集いの場として、こどもセンターを活用し、実施箇所や回数の拡大を図る。 | 拡充 | | こども・若者支援課 |
| | | 保育所等子育て広場事業 | | 保育所及び認定こども園において、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導・子育てサークルの活動支援などを実施した。 ・私立保育園等:97園 ・公立保育園:15園 | A | 今後も継続して活動への支援を実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |
| | | コミュニティ保育事業 | | 在宅で子育てをしている保護者のグループに対して補助金を交付し、活動を支援した。また、公立保育所が窓口となり、研修会(年2回)を開催した。 ・対象グループ数:20 | A | 今後も継続して活動等への支援を実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |
| | | 私立幼稚園地域子育て支援推進事業 | | 未就園児の親子登園や子育て相談の実施など、幼稚園の専門的機能を活かしながら、地域における子育て支援を行っている園に対し、私立幼稚園地域子育て支援推進事業補助金を交付した。 幼稚園18園 認定こども園21園 | A | 今後も継続して助成等を実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |
| (介護を支える環境の整備・充実) | 71 介護における男女共同参画の促進 | 男女共同参画による介護支援事業 | | 男女共同参画の視点を取り入れた介護支援講座を開催した。 ・1本 ・参加者 17人 | A | 介護において、固定的役割分担意識が強調されたり、女性の社会参画の促進が妨げられることのないよう、男女共同参画の視点に立った取り組みを行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | 72 介護に関する相談体制と情報提供の充実 | ソレイユさがみ女性相談事業 | | 女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 1,701件(うち介護問題3件 0.2%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | 40,44,53,68,72,86,92,93 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 家族介護教室等の開催 | | 高齢者を介護している家族等がいきいきと生活できるよう、家族介護教室を開催した。 開催数 183回 | A | 介護者の心身の健康づくりや介護者相互の交流及び仲間づくりを通じて、高齢者を介護している家族等がいきいきと生活できるように、今後も家族介護教室の開催を通じて支援する。 | 継続 | | 地域包括ケア推進課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|---------------|---------------------------------|----------|---|----------|---|-----|------------|--|
| 73 | 介護サービスの 充実 | 地域包括支援センター及び窓口における相談・支援 | | 地域包括支援センターにおいて、相談を実施した。 相談実績 地域包括支援センター 155,594件 | A | 今後も継続して相談等を実施する。 | 継続 | | 地域包括ケア推進課 |
| | | 介護保険や在宅福祉サービスに関する相談、情報提供 | | 相談内容に応じて、高齢者支援センター(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業所等と連携して相談等を実施した。 | A | 今後も継続して相談等を実施する。 | 継続 | | 城山保健福祉課 津久井保健福祉課 相模湖保健福祉課 藤野保健福祉課 |
| | | 介護保険啓発用パンフレットの作成 | | 65歳到達の方に、被保険者証に「介護保険のてびき」を同封し、介護保険の啓発に努めた。 「すこやか介護保険」15,000部 「介護保険のてびき」14,000部発行 | A | 内容の見直しを行いながら、引き続きパンフレットを発行する。 | 継続 | | 介護保険課 |
| | | 市ホームページ上での市民、介護支援専門員及び事業者への情報提供 | | 事業者や市民に対して、広報やホームページで情報提供を行った。 | A | 内容の見直しを行いながら、引き続きホームページでの情報提供を行う。 | 継続 | | 介護保険課 |
| | | 介護給付適正化事業 | | ・要介護認定の適正化 調査票の点検の全件実施 ・ケアプラン点検の実施 ・住宅改修の点検 申請内容の点検の実施 ・縦覧点検、医療突合 月1回の実施 ・介護給付費通知 年2回の発送 | A | 第7期高齢者保健福祉計画に基づき、計画的に推進していく。 | 継続 | | 介護保険課 |
| | | 介護サービス事業者指導 | | 介護サービス事業者の指導事業所の育成・支援を目的に、事業所運営、サービス提供及び介護報酬請求の適正化に関する指導を行った。 対象事業所数 集団指導……1,837件 実地指導……316件 | A | ・集団指導においては、訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導等の医療機関が行う介護サービス(みなし指定)指導を実施する。 | 継続 | | 福祉基盤課 |
| | | 介護人材確保・定着・育成事業 | | ・事業所が行うキャリアアップに向けた研修や市高齢者福祉施設協議会が行う研修への支援 ・認知症介護指導者等研修や訪問介護員研修、喀痰吸引等研修の実施 ・就職相談会や次代を担う介護職員等勤続表彰の開催 ・新任介護職員等応援交流会の開催 ・介護の魅力PR動画の放映 | A | 引き続き、介護人材の定着の促進を図るとともに、将来を担う人材の確保・育成を図るための取り組みを強化していく必要がある。 | 継続 | | 福祉基盤課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| | 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----|------------------------------------|--------------------|----------------------|----------|--|----------|---|-----|----------------|------------|
| 12 | 地域における男女共同参画の促進 (男女の地域社会への参画促進) | 74 地域社会への男女共同参画の促進 | 男女共同参画推進員と連携した地域啓発事業 | | 市民からの公募による「さがみはら男女共同参画推進員」と連携し、「アリオ橋本」で啓発活動を行った。 ・啓発イベントの実施 ・啓発物品の配布 | A | 地域における男女共同参画のさらなる推進のため、今後も引き続き推進員と連携し、啓発活動を実施する。 | 継続 | 4,74,DV-4- | 人権・男女共同参画課 |
| | | | 相模原市地域婦人団体連絡協議会の支援 | | 会の円滑な運営のもと、計画した事業実施にむけての支援を行った。 「心の健康づくり」をテーマに課題別研修会を実施した。 地区別研修会の実施 ・松葉町婦人会 1回 28名参加 | A | 引き続き、会の運営が、より自主的・主体的に行われるよう支援する。 | 継続 | 32,35,74,75,80 | 生涯学習課 |
| | | 75 地域における女性の登用促進 | 新任自治会長研修会の開催 | | 左記研修会のテキストのひとつである「自治会活動の手引き」において、自治会活動への女性の積極的な登用、参画について協力を求めるページを掲載し、意識啓発を図った。 【参加者数】 ・6/8(土) 55名(南区) ・6/9(日) 98名(中央区) ・6/15(土) 59名(緑区) 中央区のみ全自治会長を対象に研修会を実施 | A | 新任の自治会長のみならず、すべての自治会長に対して「自治会活動の手引き」を配布し、更なる意識啓発を図る。 | 継続 | 32,75 | 市民協働推進課 |
| | | | 相模原市地域婦人団体連絡協議会の支援 | | 会の円滑な運営のもと、計画した事業実施にむけての支援を行った。 「心の健康づくり」をテーマに課題別研修会を実施した。 地区別研修会の実施 ・松葉町婦人会 1回 28名参加 | A | 引き続き、会の運営が、より自主的・主体的に行われるよう支援する。 | 継続 | 32,35,74,75,80 | 生涯学習課 |
| | (男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進) | 76 多様な主体との連携・協働 | 相模原のこどものまち | | 地域団体等との連携のもと、こどもが仮想の「まち」の運営を通して、自身の将来のキャリアを考える事業として開催した。 | A | 多様な主体と連携しながら互いの専門性やネットワークを活かして、男女共同参画の推進における様々な課題の解決に向けた取組みを行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | | ちびっ子タウン | | 地域団体等との連携のもと、こどもが仮想の「まち」の運営を通して、自身の将来のキャリアを考える事業として開催した。 | A | 多様な主体と連携しながら互いの専門性やネットワークを活かして、男女共同参画の推進における様々な課題の解決に向けた取組みを行う。 | 継続 | 0 | 人権・男女共同参画課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|--------------------------------------|-----------------------------|----------|--|----------|---|-----|------------|------------|
| | 77 男女共同参画を推進する団体の支援 | 市民団体への活動支援 | | ソレイユさがみ団体登録制度により、市民団体の自主活動をサポートした。また、地域における男女共同参画の課題解決をめざす団体に対して、会場の提供等を行った。 ・団体登録 98団体 ・登録団体連絡会の開催 2回 ・市民企画講座の実施 5本 ・男女共同参画に関わる研究活動等助成 0件 | A | 地域に男女共同参画が浸透していくよう、引き続き団体の支援を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | 78 防災、環境などの分野へ男女共同参画の視点が反映されるための環境整備 | 女性の擁護にたった災害対策 | | 避難所運営等の防災の取組への女性の参画を図るため、相模原市立男女共同参画推進センター「ソレイユさがみ」が主催する講演会へ講師として参加した。 | A | 平成30年度に相模原市立男女共同参画推進センターと連携して行ったアンケート及び意見交換会において得た、避難所運営における課題や意見を、避難所運営マニュアルの改訂の際に反映させる。 | 継続 | | 危機管理課 |
| | | 環境教育の推進 | | 毎年、小学4年生向けに発行している、啓発冊子について、相模原市の環境に特化し、SDGsやクールチョイスなど新たな環境に関するトピックスを盛り込んだ冊子への全面改訂を実施し、配布を行った。 令和元年度 配布部数 6,600部 | A | 適宜内容を見直しつつ、継続して配布する。 | 継続 | | 環境政策課 |
| | | 家庭や地域における環境学習の機会の提供 | | エコネットの輪登録団体数が96団体となった。また、公民館等で38回環境学習講座を実施した。 | A | 引き続き、内容を充実し、登録団体数の増加を図る。 | 継続 | | 環境政策課 |
| | | 環境情報センターによる環境行動の実践に向けた情報の提供 | | センターNEWSを2回発行した。また、メールマガジンを14回送信した。さらに、環境学習事業に2,279人が参加した。 | A | 引き続き、内容を充実し、購読者(参加者)数の増加を図る。 | 継続 | | 環境政策課 |
| | | 各主体の協働の取組の推進 | | 地域で活動する市民、事業者、大学、行政の協働で、環境保全活動や環境教育実践活動の発表・展示の場を設け、普及啓発を進めるため、実行委員会形式によりさがみはら環境まつりを開催した。 ・開催日 6月30日(日) ・場所 ミウイ橋本インナーガーデン・杜のホールはしもと多目的室 ・出展数 31ブース ・その他 環境ショータイム、さがみ風っ子ISOの取組発表など | A | 引き続き事業を継続する。令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響で中止 | 継続 | | 環境政策課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|---------------------------------|----|-----------------------|----------------------------|----------|--|----------|--|-----|----------------|------------|
| | | | 消防団活動への女性の参画促進 | | 火災予防運動や歳末火災特別警戒に合わせ、女性団員による消防団車両を活用した広報活動の実施や、消防団が作成する広報紙などで女性の活動をPRすることにより、消防団活動への女性の参画を促進した。 | A | 平成24年度から、主に予防・広報を担当する女性分団のほか、現場活動を行う分団に女性を配属している。女性団員の活動を積極的に支援し、消防団活動への女性の参画をさらに促進する。 | 継続 | | 消防総務課 |
| (NPO活動・ボランティア活動への参画促進のための環境整備) | 79 | NPO 活動、ボランティア活動の支援の充実 | ボランティア活動への理解促進のための情報の収集・提供 | | 市民活動を支援する拠点である「さがみはら市民活動サポートセンター」で、会議等の場の提供、市民活動活性化のための情報の収集・提供及び相談に対するアドバイス等を行った。 【利用実績(延べ数)】 ・会議室 4,985名 ・オープンスペース 3,397名 ・相談 279名 | A | ・今後も、様々な分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する活動を支援する拠点として、活動の場の提供や情報の発信などの支援事業に取り組んでいく。 ・市民のニーズの多様化や複雑化などによる市民活動の高まりに対し、「さがみはら市民活動サポートセンター」の機能の充実を図る。 | 継続 | | 市民協働推進課 |
| | | | 相模原市社会福祉協議会ボランティアセンター事業の推進 | | 市民の福祉活動への参加の促進を図るために設置されている社会福祉協議会のボランティアセンターの運営支援を行った。 | A | 引き続きボランティアの活動の機会の提供や情報発信の支援を行う。 | 継続 | | 地域包括ケア推進課 |
| (地域リーダーの育成) | 80 | 地域における人材育成 | ウィメンズカレッジの開催 | | 女性の再就職を支援することにより、積極的に社会に参画することができる人材の育成を図った。 ・全5回 延べ参加者77人 | A | 今後も男女共同参画の視点を持ち社会に参画することのできる人材の育成に必要な、体系的な学習プログラムや効果的な実施方法を検討し、さまざまな分野で活躍できる人材の育成をめざす。 | 継続 | 15,35,80 | 人権・男女共同参画課 |
| | | | 青少年指導委員の育成 | | 研修会等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期とした。 | Z | 今後も継続して研修会等を実施する。 | 継続 | | こども・若者支援課 |
| | | | 相模原市地域婦人団体連絡協議会の支援 | | 会の円滑な運営のもと、計画した事業実施にむけての支援を行った。 「心の健康づくり」をテーマに課題別研修会を実施した。 地区別研修会の実施 ・松葉町婦人会 1回 28名参加 | A | 引き続き、会の運営が、より自主的・主体的に行われるよう支援する。 | 継続 | 32,35,74,75,80 | 生涯学習課 |
| | | | スポーツ推進委員の指導者研修 | | スポーツ推進委員の資質向上を目的に研修等を行った。 スポーツ推進委員講習会(ファミリーバドミントン審判講習会等) (215名) スポーツ推進委員研修会(AED研修)(61名) スポーツ推進委員スポーツ講習会(ストレッチ及びアイスブレイキング)(69名) | A | 委員の資質向上を目的としていることから、更なる参加者増を目指す。 | 継続 | | スポーツ課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| | 施策の方向 (施策名) | | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----|--|----|-----------------------|---|----------|---|----------|---|-----|------------|-----------|
| 13 | 誰もがいきいきと暮らせる環境の整備 (高齢者や障害者の生活安定と自立支援) | 81 | 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備 | あんしんセンター事業 | | 日常生活において、財産の保全又は管理が困難な高齢者及び障害者等の権利を擁護し、在宅生活の安定を図るため、日常生活自立支援事業及び成年後見事業を実施した。 ・書類等預かりサービス(高齢者2件、障害者15件) ・日常的金銭管理サービス等(高齢者52件、障害者86件) ・法人後見受任 補佐・補助含む(高齢者16件、障害者12件) | A | 今後も制度の普及・啓発に努め、利用の促進を図る。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | | | 精神障害者保健福祉手帳の交付 | | 精神障害者保健福祉手帳の交付を行った。 令和元年度申請件数5,753件(新規・更新・変更・再交付等) 令和元年度承認件数4,811件 | A | 今後も継続して手帳の交付を行う。 | 継続 | | 精神保健福祉課 |
| | | | | 身体障害者手帳、療育手帳の交付 | | 身体障害者手帳、療育手帳の交付を行った。 令和元年度 身体障害者手帳交付件数(新規等及び紛失等再交付)2,151件 療育手帳交付件数(新規等及び紛失等再交付)1,294件 | A | 今後も継続して手帳の交付を行う。 | 継続 | | 障害者更生相談所 |
| | | | | 障害者に関する各種判定 | | 障害者に関する各種判定を行った。 ・補装具費支給判定、処方及び適合判定 906件 ・更生医療支給判定 95件 ・医学的・心理学的・職能的判定 15件 ・療育手帳判定 289件 | A | 今後も継続して判定を行う。 | 継続 | | 障害者更生相談所 |
| | | | | シルバー人材センターによる一般労働者派遣事業 | | 高齢者の就業機会を確保し、提供するため、シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う、一般労働者派遣事業を実施した。 受託実績:48件(34人の会員が派遣社員として就業) | A | 請負または委任業務と一般労働者派遣事業とのすみ分けを行い適正な就業に努める。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | | | シルバー人材センターによるワンコインサービス(相模シルバーそよ風サービス)事業 | | 依頼者の快適な住環境等、生活の質的向上の維持を図るため、地域貢献的な生活支援サポート事業として、日常の暮らしのちょっとした困りごとに対し、センターの会員が短時間で支援するワンコインサービスを実施した。 受託実績:579件(就業実人員129人) | A | 一つひとつ親切、丁寧に作業することで地域の信頼を得て、また次の受注に繋げることで、センター及び事業を広く周知する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|--------------------|-----------------------|----------|---|----------|---|-----|------------|---|
| | | 福祉用具購入費支給 | | 介護認定を受けた高齢者に対して、福祉用具購入費用の9割、8割又は7割を保険給付した。(10万円を限度) 福祉用具購入費支給件数 2,510件 | A | 制度周知及び適正化を検討する。 | 継続 | | 介護保険課 |
| | | 住宅改修費支給 | | 介護認定を受けた高齢者に対して、住宅改修費用の9割、8割又は7割を保険給付した。(20万円を限度) 住宅改修費支給件数 2,134件 | A | 制度周知及び適正化を検討する。 | 継続 | | 介護保険課 |
| | | 障害者合同面接会 | | 障害者向けの雇用の創出、促進に向けて面接会を開催した。 参加者:394人 就職者:62人 | A | 今後も継続して面接会を開催する。 | 継続 | | 産業・雇用政策課 |
| | | 市営住宅入居選考時優遇措置 | | 市営住宅入居決定者のうち選考時優遇措置を実施した。 高齢者世帯数 4世帯 障害者世帯数 9世帯 計 13世帯 | A | 引き続き、実施する。なお、団地内のコミュニティの低下が課題である。 | 継続 | 81,84 | 市営住宅課 |
| | 82 高齢者や障害者の社会参加の支援 | 障害者スポーツ講座、障害者ふれあい文化講座 | | 障害者の社会参加を促進するため講座を開催した。 ・スポーツ講座の開催 【講座種類】13種類 【講座数】44回 【参加者数】1,311名 ・ふれあい文化講座の開催 【講座種類】11種類 【講座数】16回 【参加者数】417名 | A | 引き続き、障害者の社会参加を促進するために学習機会や情報提供の充実に努める。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | 精神障害者の社会参加促進のための事業 | | 精神障害者の社会参加促進のため、講演会及びセミナーを行った。 エンパワメント講演会:1回 リカバリー講演会:2回 WRAP出前講座:4回 障害受容事業セミナー:緑区・中央区開催5回、南区開催5回 | A | 市民に対する精神保健福祉の普及啓発を精神障害当事者とともに継続することで、精神障害者が地域で自分らしく暮らしながら社会参加の機会が得られるように取り組む。 | 継続 | | 精神保健福祉センター 緑、中央、南高齢・障害者相談課 |
| | | 相模原市精神障害者地域交流事業 | | 高次脳機能障害講演会を実施した。 令和元年9月14日(1日間) 延91人来場 | A | 今後も高次脳機能障害の普及啓発を続ける。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | メンタルヘルス市民講座 | | メンタルヘルス市民講座を開催した。(こころのメンテナンスセミナー～精神科診察室からみえるメンタルヘルス～) 開設回数1回、 参加者数119人 | A | 引き続き、こころの健康に対する関心を高めるとともに、精神疾患への理解を深めながら適切な対応がとれるよう普及啓発を実施する。 | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 精神保健福祉センター |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|----|------------------------------|----------|--|----------|---|-----|------------|---|
| | | うつ病家族の集い | | うつ病で療養中の方の家族を対象に、うつ病に対する正しい理解を基礎として、日常生活の過ごし方や社会復帰について、家族としての対応や、家族自身の心の健康を保つための工夫等を学ぶためのうつ病家族の集いを開催した。 開催回数 4回、 参加者数 延べ33人 | A | 引き続き、家族が病気を学ぶ機会と家族が交流する場を提供する。 | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |
| | | 統合失調症家族教室 | | 統合失調症の方の家族を対象に、統合失調症の病態に関する正しい知識や再発予防についての理解を深めてもらうために、統合失調症家族教室を開催した。 (緑障害福祉相談課) 開催回数 4回 参加者数 延べ42人 (中央障害福祉相談課) 開催回数 3回 参加者数 延べ35人 (南障害福祉相談課) 開催回数 4回 参加者数 延べ24人 | A | 引き続き、家族が病気を学ぶ機会と家族が交流する場を提供する。 | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |
| | | 老人クラブによる地域貢献やスポーツ・レクリエーション活動 | | 社会奉仕の日統一活動、友愛活動、及び各種スポーツ・レクリエーション事業等を実施した。 会員数 13,649人 | A | 若年会員の加入促進運動の推進、組織活性化のための充実強化を支援する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | 高齢者の地域活動支援事業 | | 地域活動への橋渡しとなるような養成・育成講座を開催した。 ・地域活動入門講座 2回、参加者46名 ・地域活動支援事業公開講座 2回、参加者62名 ・50代から始める地域活動マッチング相談会 中止 | A | マッチング相談会は事業内容・参加団体の充実を図る。地域活動入門講座は、講師や日程の調整を行い、新たな参加者の獲得を目指す。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | シニアWebサイトの開設 | | 市のホームページ内に独自サイトを開設した。 | A | 更新を随時行っていくなど、より見やすいホームページの維持に努める。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | シルバー人材センターによる生きがいのための就労の支援 | | 臨時的かつ短期的な就業その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供した。 会員数 3,221人 受託件数 24,407件 就業延人員 268,605人 | A | 受託事業の拡大による就業率の向上、就業機会の確保・提供を図るため、センターの策定した「中期計画」の着実な実行について支援する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|--------------|-------------------------------|----------|---|----------|--|-----|------------|--|
| | | 老人福祉センター、ふれあいセンター等による高齢者福祉の向上 | | 主に高齢者の福祉の向上に寄与するために運営した。(6施設) 年間利用者数:236,361人 | A | 利用者のニーズを反映した講座の開催等で利用者増を図る。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | あじさい大学による学習機会の充実 | | 高齢者の方々が学習活動を通じて仲間づくりと知識の習得を図った。 < 通年講座 > 入学者949人(男性361人、女性588人) 修了者801人 < 短期講座 > 修了者96人(男性37人、女性59人) | A | 自主自立の考え方に基づく大学運営の理念を堅持し、応募率やアンケート調査等に基づきニーズに対応した学科構成とする。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| 83 | 相談体制の充実と情報提供 | 各種障害サービスの窓口業務 | | ケースワーカー等による相談、指導を実施した。 (緑障害福祉相談課) ・身体知的福祉相談 4,420件 ・精神保健福祉相談 1,264件 (中央障害福祉相談課) ・身体知的福祉相談 10,320件 ・精神保健福祉相談 1,901件 (南障害福祉相談課) ・身体知的福祉相談 10,788件 ・精神保健福祉相談 3,599件 | A | 相談体制の充実と情報提供を行う。 | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |
| | | 高齢者や障害者に関する相談・情報提供 | | 高齢者や障害者の相談内容に応じて、高齢者支援センター(地域包括支援センター)や関係機関と連携して相談等を実施した。 障害者に関する相談件数 ・城山保健福祉課 - 件 ・津久井保健福祉課 622件 ・相模湖保健福祉課 347件 ・藤野保健福祉課 143件 | A | 今後も継続して相談等を実施する。 | 継続 | | 城山保健福祉課 津久井保健福祉課 相模湖保健福祉課 藤野保健福祉課 |
| | | 高齢者介護家族電話相談事業 | | 高齢者の介護家族や高齢者からの健康や介護についての相談を24時間受け付けた。 相談件数:2,365件 | A | 高齢化の進展に伴い、事業を継続し市民からの相談に対応する。 | 継続 | | 高齢・障害者支援課 |
| | | 栄養改善事業 | | | | 市民が利用しやすい事業となるように、令和元年度より地域リハビリテーション活動支援事業へ集約としたため。 | 廃止 | | 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|--------------------|-------------------------|----------------|----------|---|----------|--|-----|------------|---|
| | | 口腔機能向上事業 | | 口腔機能に課題のある方を対象に嚙む、飲み込む力を高めるための指導を実施した。 通所型 3コース 15回 59人(延) | A | 今後も継続して対象者への指導を実施する。 | 継続 | | 高齢・障害者支援課 |
| | | もの忘れ相談 | | 月1~2回、開催1回につき2件定員。医師による認知症についての対応方法や医療などについての相談を実施した。 15回 延相談者数26人 | A | 今後も継続して相談を実施する。 | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |
| | | 講演会・講座等の開催 | | 認知症講演会を実施した。 認知症の病態、症状、治療、接し方など 3回170名 | A | 今後も継続して講演会等を実施する。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 | 継続 | | 緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 |
| (ひとり親家庭の生活安定と自立支援) | 84 ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | | ・児童とその養育者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、ひとり親家庭や父か母に重度の障害がある家庭などの医療費を助成した。 【対象者】 健康保険に加入している方で、母子家庭、父子家庭、父か母に重度の障害がある家庭、父母がいない家庭などの児童(原則として高校卒業まで)とその養育者 【所得制限額】 父又は母等...192万円 + 扶養1人につき38万円 扶養義務者等...236万円 + 扶養1人につき38万円 及び をともに下回ることが必要 【扶助費(平成30年度)】 金額(円) 368,773,650円 人数(月平均) 10,308人 件数(年間合計) 143,671件 一人当たり医療費(年額) 35,775円 | A | 今後も継続して医療費の助成を行う。 | 継続 | | 子育て給付課 |
| | | 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | | 母子家庭の母、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金など12種類の資金の貸し付けを実施した。(平成14年度までは神奈川県事業) 貸付実績母子 253件 父子 10件 寡婦 1件 | A | 今後も継続して貸付を実施する。 | 拡充 | | 子育て給付課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|----|----------------------------------|----------|---|----------|---|-----|------------|------------|
| | | 自立支援教育訓練 給付金の支給 | | 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母及び父子家 庭の父が自主的に行う職業 能力の開発を支援するた め、指定の職業訓練修了 後、給付金を支給した。 支給額 対象講座の受講 料の60%相当額(上限20万 円、下限 1万2千円) ただし、雇用保険法による 教育訓練給付金の受給資格 のある者については、上記の 金額から当該給付金の支給 額を差し引いた額 給付件数 13件 | A | 今後も継続して給付金を 支給する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | 高等職業訓練促進 給付金の支給 | | 母子家庭の母及び父子家庭 の父の就職に有利となり、か つ生活の安定に資する資格 の取得を促進するため、養 成校での受講期間のうち一 定期間について高等職業訓 練促進給付金及び高等職業 訓練が修了した後に修了支 援給付金を支給することによ り、生活の負担の軽減を図 り、資格取得を容易にした。 給付件数 29件 | A | 今後も継続して給付金を 支給する。 拡充内容:支給期間の上 限を3年から4年に延長。 また、養成機関の課程の 最後の12月は支給額を4 万円増額。 | 拡充 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | ひとり親家庭高等職 業訓練促進資金貸 付事業 | | 高等職業訓練促進給付金を 活用して養成機関に在学し、 就職に有利な資格の取得を 目指すひとり親家庭の親に 対し、高等職業訓練促進資 金を貸付けた。 貸付件数 入学準備金 6件 就職準備金 7件 | A | 今後も継続して資金の貸 付を行う。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | 母子・父子自立支援 プログラム策定事業 | | 児童扶養手当受給者に対 し、個別に面接を実施し、本 人の生活状況、就業への意 欲、資格取得の取組等につ いて状況把握を行い、自立 支援プログラムを策定した。 策定件数 15件 | A | 今後も継続して自立支援 プログラムを策定する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試 験合格支援事業 | | ひとり親家庭の親が、より良 い条件で就職することを支援 するため、高卒認定試験合 格のための指定講座修了 時、及び高卒認定試験合格 時に受講費用の一部を支給 する制度について、周知を 行った。 | B | 今後も事業の周知に努 め、受講費用の一部を支 給する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | 母子福祉資金等の利 子補給 | | 福祉資金の貸し付けを受け、 その年分の償還を完了した 借受者に対し、利子補給を 実施した。 給付件数 22件 | A | 今後も継続して利子補給 を行う。 | 継続 | | 子育て給 付課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|---------------------------|----------------------|----------|--|----------|---|-----|---------------------------|---|
| 85 | ひとり親家庭の 支援に関する情 報提供 | ひとり親家庭等日常 生活支援事業 | | ひとり親家庭の父母等の病 気などによる家庭機能の低 下の事態に対し、家庭生活 支援員を派遣し日常生活を 円滑に営むための手助けを 行うことにより、当該家庭の福 祉の増進に努めた。 派遣実績 29件 | B | 生活援助は委託事業者を 変更し、今後も継続して家 庭生活支援員の派遣を行 う。(子育て支援は休止) | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | ひとり親家庭等生活 向上事業 | | ひとり親家庭等の親自身が 生活の中で直面する諸問題 の解決や児童の精神的安定 を図るため、ひとり親家庭及 び寡婦への生活支援事業を 実施した。 生活支援講習会 年4回 情報交換会 年6回 | A | 今後も継続してひとり親家 庭等への生活支援事業を 実施する。 | 継続 | 51,84 | 子育て給 付課 |
| | | 無料職業紹介事業 | | 市就職支援センターにて、 キャリアカウンセリングを行い 求人情報の提供や、必要に 応じて求職者支援講座の案 内を行った。 | A | 今後も継続してキャリアカ ウンセリングを行い、求人 情報の提供や、必要に応じ て求職者支援講座の案 内を行う。 | 継続 | 50,51,53 ,55,56,8 4 | 産業・雇 用政策課 |
| | | 市営住宅入居選考 時優遇措置 | | 市営住宅入居決定者のうち 選考時優遇措置を実施し た。 ひとり親世帯数 18世帯 | A | 引き続き、実施する。な お、団地内のコミュニティ の低下が課題である。 | 継続 | 81,84 | 市営住宅 課 |
| | | 関係各課と連携した 情報提供 | | 被保護世帯のひとり親家庭 に対して、各子育て支援セ ンター等関係機関と連携しな がら、訪問時や窓口対応時 に生活安定と自立につながる 支援を実施した。 | A | 引き続き、関係機関と連 携して情報提供を実施す る。 | 継続 | | 緑生活支 援課 中央生活 支援課 南生活支 援課 |
| | | 保育所等子育て広場 事業 | | 保育所及び認定こども園に おいて、子育て家庭に対す る育児不安等についての相 談指導・子育てサークルの活 動支援などを実施した。 ・私立保育園等:97園 ・公立保育園:15園 | A | 今後も継続して活動への 支援を実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |
| | | コミュニティ保育事業 | | 在宅で子育てをしている保 護者のグループに対して補 助金を交付し、活動を支援し た。また、公立保育所が窓口 となり、研修会(年2回)を開 催した。 ・対象グループ数:20 | A | 今後も継続して活動等へ の支援を実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |
| | | 私立幼稚園地域子 育て支援推進事業 | | 未就園児の親子登園や子育 て相談の実施など、幼稚園 の専門的機能を活かしなが ら、地域における子育て支 援を行っている園に対し、私 立幼稚園地域子育て支援推 進事業補助金を交付した。 幼稚園18園 認定こども園21園 | A | 今後も継続して助成等を 実施する。 | 継続 | 67,70,85 | 保育課 |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|------------|------------------------------------|----------|--|----------|--|-----|---------------------------------|---|
| | | 関係各課と連携した 情報提供 | | ・こども家庭課から送付され たパンフレットを窓口にて配 布した。 ・相談内容により適切な関係 機関に繋げた。 | A | 今後も関係各課と連携し た情報提供を実施する。 | 継続 | | 城山保健 福祉課 津久井保 健福祉課 相模湖保 健福祉課 藤野保健 福祉課 |
| | | 母子・父子家庭相談 | | 母子・父子家庭の相談を実 施した。 相談件数4,802件 | A | 社会状況等の変化に伴 い、相談内容が複雑化す る中で、より専門的な知識 が求められるため、相談 員の資質の向上に向けた 研修の充実を図る。 | 継続 | 85,86 | 緑子育て 支援セン ター 中央子育 て支援セ ンター 南子育て 支援セン ター |
| | 86 相談体制の充実 | ソレイユさがみ女性 相談事業 | | 女性の自立と社会参加への 支援を目的に、女性からの 様々な相談を受けた。 ・相談件数 1,701件 (うち子育て・経済問題75件 4.4%) | A | 今後も相談しやすい環境 づくりに努める。 | 継続 | 40,44,53 ,68,72,8 6,92,93 | 人権・男 女共同参 画課 |
| | | 民生委員・児童委 員・主任児童委員に よる相談体制の充実 | | 民生委員・児童委員(主任児 童委員を含む)に対して児童 虐待に係る研修などを施し た。 | A | 引き続き、民生委員・児童 委員(主任児童委員を含 む)の資質向上を図るた め、研修実施に取り組む。 | 継続 | | 生活福祉 課 |
| | | 障害福祉相談員 | | 市内の障害者及びその家族 の実態を把握し、障害者の 療育、生活等の相談に応じ、 必要な助言等を行うため、市 内障害児者福祉団体等から 障害福祉相談員を設置し た。 障害福祉相談員:31人 実践活動:388件 相談助言:321件 | A | 相談員は、障害福祉団体 等から推薦のあった身体 障害者又は、知的障害 者、精神障害者の当事者 や保護者であり、身近に 相談できる存在となってい る。相談業務が円滑に遂 行できるよう、相談を受け るうえで困ったことや解決 が難しい案件については 適宜報告いただくものとす る。 | 継続 | | 高齢・障 害者福祉 課 |
| | | 母子・父子家庭相談 | | 「福祉のてびき」を用いて窓 口にて生活面での情報や児 童扶養手当等の制度説明を 実施した。 | A | 今後も継続して児童扶養 手当等の制度説明を実施 する。 | 継続 | | 城山保健 福祉課 津久井保 健福祉課 相模湖保 健福祉課 藤野保健 福祉課 |
| | | 母子・父子家庭相談 | | 母子・父子家庭の相談を実 施した。 相談件数 4,802件 | A | 社会状況等の変化に伴 い、相談内容が複雑化す る中で、より専門的な知識 が求められるため、相談 員の資質の向上に向けた 研修の充実を図る。 | 継続 | 85,86 | 緑子育て 支援セン ター 中央子育 て支援セ ンター 南子育て 支援セン ター |

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|------------------------|-----------------|-----------------------|----------|--|----------|---|-----|-----------------|-----------|
| | | 学校出張相談 | | ・青少年教育カウンセラーを市内全小中学校に派遣し、児童・生徒や保護者等からの相談を受けるとともに、教職員を対象に支援・助言や研修を実施した。 相談件数 小学校 28,946件 中学校 20,769件 ・学校のを請を受け、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、家庭環境に起因すると考えられる長期欠席等のケースの支援を実施するとともに、教職員を対象に子どもの貧困等についての研修を行い、貧困問題等に対する意識向上を図った。 受理件数 91件 | A | 授業観察を通じた本人のアセスメントや、教職員へのコンサルテーション等、校内支援体制の構築に向けた取組を実施し、さらに児童・生徒の健全育成をめざした相談活動を推進する。 福祉的側面からの本人、保護者への支援や、教職員へのコンサルテーションを実施し、生活支援や福祉制度につなぐ相談活動を推進する。 | 継続 | | 青少年相談センター |
| (外国人のための生活支援策・情報提供の充実) | 87 相談体制や情報提供の充実 | 市民活動団体と連携した事業を実施 | | さがみはら国際交流ラウンジにおいて、ボランティアによる相談会を定期的実施した。また、弁護士、行政書士、ソーシャルワーカー等による相談会を実施した。 | A | 相談ボランティアの人材確保や相談に関わる各機関との連携を図る。 | 継続 | 23,87 | 国際課 |
| | | 「外国人相談」及び「外国人法律相談」の実施 | | 入管法改正に伴い、情報提供及び相談を多言語で行うため、既存の外国人相談に加え令和元年10月より相談体制の拡充を次のとおり図った。 ・市民相談員を言語面で補助する非常勤職員を新規に配置(中央区役所市民相談室) ・6言語対応の通訳電話を新規に導入(各区役所市民相談室) ・スマートフォン、タブレットを新規に設置し、それらを使用した情報提供及び30言語対応のアプリによる翻訳(各区役所市民相談室) 【中央区役所市民相談室】 ・外国人相談 英語(月曜日) 開設日数増 タガログ語(火曜日) 新規 中国語(水曜日) ベトナム語(木曜日) 新規 スペイン語(金曜日) ポルトガル語(金曜日) 英語(第3水曜日) 相談件数 284件 ・外国人法律相談 第4木曜日 相談件数 5件 【緑区役所市民相談室】 相談件数 0件 【南区役所市民相談室】 相談件数 1件 | A | 外国人法律相談について令和3年度より通訳電話を使用し、各区役所市民相談室に実施を拡充 中央区役所市民相談室において東京出入国在留管理局横浜支局と連携した在留資格に関する専門相談について令和3年度中に新規実施予定 | 拡充 | 23,87,D V-1- | 区政推進課 |
| | | 外国語版子育てガイドの発行 | | 8言語(英・中国・ポルトガル・タガログ・ベトナム・韓国・スペイン・クメール語)を外国人登録等の窓口配架するほか、母子健康手帳交付時等に配布した。 | A | 各言語を適宜更新し、発行していく。 | 継続 | 23,87 | |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| 14 | ライフステージに応じた健康保持増進への支援（生涯を通じた健康づくりの支援） | 88 | ライフステージに応じた保健事業の充実 | 事業名 | 女性活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲*内容等 | 所管課 |
|----|---------------------------------------|----|--------------------|---------------------------------------|------|---|------|--|-----|--------|------------|
| | | | | 男女共同参画による健康支援事業 | | 男女がともに心と体の健康を、日常生活の中で維持、増進できるように知識や技術を習得する学習機会を提供した。 ・7本 ・参加者 528人 | A | 今後も生涯を通じた健康保持を支援する事業を継続する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | | | 健康フェスタの実施 | | 令和元年東日本台風の影響により中止 | C | 市民の健康づくりについての意識の高揚を図るため、「さがみはら市民健康づくり会議」と連携し継続していく。また、若年層をいかに多く参加させるか検討する。 | 継続 | | 健康増進課 |
| | | | | 気軽にできる「ラジオ体操」や「みんなの体操」を活用した健康づくり活動の推進 | | より多くの市民にラジオ体操等の正しい実践方法を広められるよう、講習会を実施した。 ラジオ体操指導者養成講習会 令和元年7月6日(土) 123名参加 ラジオ体操講習会 令和元年11月8日(金) 35名参加 | A | 緑子セン母子保健班 | 継続 | | 健康増進課 |
| | | | | 市民総ぐるみ健康づくり運動 | | 市民主体の健康づくり組織である「さがみはら市民健康づくり会議」と連携を図りながら同運動を展開した。 ・街頭キャンペーン 令和元年9月16日(月・祝) アリオ橋本店 アクアガーデン 272名参加 | A | 運動を中心とした事業実施が多い中で、「食と運動」や「合唱と運動」など運動以外の項目と複合的に事業を実施し、新たな市民参加を促すことで、一人ひとりの健康の増進を図る。 | 継続 | | 健康増進課 |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--------|--------------|----------|--|----------|--|-----|------------|----------|-----|-------------|--------|-----|------------|--------|-----|------|------|-----|------------|-------|------|-------------|--------|-----|------------|--------|-----|---|-----------------|----|--|-------|
| | | 子宮がん検診、乳がん検診 | | <p>子宮がん、乳がんの早期発見のため健診を実施した。</p> <p><子宮がん検診></p> <p>・対象者…20歳以上の女性</p> <p>・実施方法…集団検診(検診車、年55回)、施設検診(29医療機関)</p> <p>受診者数</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>R1年度</td> <td>前年比</td> </tr> <tr> <td>集団検診 2,689</td> <td>2,517</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>施設検診 26,818</td> <td>26,125</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>合 計 29,507</td> <td>28,642</td> <td>97%</td> </tr> </table> <p><乳がん検診></p> <p>・対象者</p> <p>【集団検診】</p> <p>(視触診+マンモグラフィ):40歳以上の女性で2年に1回の受診</p> <p>【施設検診】</p> <p>(視触診):30歳以上の女性</p> <p>(視触診+マンモグラフィ):40歳以上の女性で2年に1回の受診</p> <p>・実施方法…集団検診(検診車、年55回)及び施設検診(52医療機関)</p> <p>受診者数</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>R1年度</td> <td>前年比</td> </tr> <tr> <td>集団検診 1,745</td> <td>1,743</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>施設検診 24,673</td> <td>23,844</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>合 計 26,418</td> <td>25,587</td> <td>97%</td> </tr> </table> <p><受診率向上への取り組み></p> <p>・受診券の一斉送付…年度当初に、過去3年度内のがん検診受診者や20歳から70歳の節目年齢者、前年度転入者等に対し送付</p> <p>・国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施…特定の年齢に達した女性を対象に子宮頸がん及び乳がん検診無料クーポン券及び検診手帳を送付</p> | 30年度 | R1年度 | 前年比 | 集団検診 2,689 | 2,517 | 94% | 施設検診 26,818 | 26,125 | 97% | 合 計 29,507 | 28,642 | 97% | 30年度 | R1年度 | 前年比 | 集団検診 1,745 | 1,743 | 100% | 施設検診 24,673 | 23,844 | 97% | 合 計 26,418 | 25,587 | 97% | A | 今後も継続して検診を実施する。 | 継続 | | 健康増進課 |
| 30年度 | R1年度 | 前年比 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 集団検診 2,689 | 2,517 | 94% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設検診 26,818 | 26,125 | 97% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 29,507 | 28,642 | 97% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30年度 | R1年度 | 前年比 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 集団検診 1,745 | 1,743 | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設検診 24,673 | 23,844 | 97% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 26,418 | 25,587 | 97% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 女性の健康教室 | | <p>更年期(心身の変化・症状・更年期障害と治療方法など)について正しい知識の普及により女性の一生について社会的な理解を深め、生涯を通じた女性の健康を支援することを目的に実施した。</p> <p>・実施回数 2回</p> <p>・参加者数 23人</p> | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は開催を中止したが、女性の心と身体の変化を理解し、対処を学ぶ場として成果があるため、今後も感染症予防対策を講じ、継続して行う。 | 継続 | | 中央保健センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ストレス講演会 | | <p>市民が自分に合ったストレスの解消方法に取り組むことができるよう、こころの健康づくりやストレスへの適切な対応方法について知識の普及を図ることを目的に実施した。</p> <p>・講演会 未実施</p> | C | 講演会形式から、出張健康教育の形式とし、地域で実施していく。 | 見直し | | 中央保健センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生活習慣病予防事業 | | <p>生活習慣病についての知識を深め、疾病を予防するため生活習慣について体験等を通して学び、自己の健康管理意欲の向上を図ることを目的として以下の事業を実施した。</p> <p>・生活習慣病予防教室 11回/155人</p> <p>・病態別健康教育 3回/231人</p> <p>・栄養相談 46回/68人</p> | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月後半より事業を中止している。健康寿命延伸のため、生活習慣病予防は重要であることから、感染症予防対策を講じ、継続して行う。 | 継続 | | 中央保健センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|-------|--------------|----------|---|----------|--|-----|------------|-----------|
| | | 骨粗しょう症予防事業 | | 高齢者の骨折の主要因である骨粗しょう症を予防し、ねたきり者を減少させるため、骨粗しょう症予防の指導と骨密度測定(超音波法)を実施した。 ・健康教室 実施回数 6回 参加者数 342人 ・出張健康相談等(No.93「出張健康相談」の一部再掲) 実施回数 99回 参加者数 3,080人 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度実施分は全て開催中止となったが、引き続き予防に重点を置き、感染症予防対策を講じ、より多くの方が参加できるよう事業を実施する。 | 継続 | 88,93 | 中央保健センター |
| | | がん予防普及啓発 | | 年々罹患率が増加している乳・子宮がんの知識を広く普及するとともに、早期発見・早期治療の大切さを周知し、乳がん・子宮がん検診の受診率の向上と知識の普及を目的に実施した。 ・乳がん講演会×ピンクライトアップ/参加者69名 ・成人式における子宮がん啓発/ベルティの配布 3か所/554個 | A | 増加している乳・子宮がんによる死亡の現状を踏まえ、今後も継続した取組が必要である。事業評価によりさらに効果的な事業内容を検討する。 | 継続 | | 健康増進課 |
| | | 生活習慣病予防運動教室 | | 身体活動の維持、生活習慣病予防等に着眼し、身体活動の実践等を主にした以下の事業を実施した。 ・生活習慣病予防運動教室(プログラム制) 58回 839人 (出張型) 9回 131人 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月後半より中止しているが、感染症予防対策を講じ、運動習慣がない人を対象に、運動習慣の定着のための取り組みを継続する。 | 継続 | | 中央保健センター |
| | | いきいき百歳体操普及啓発 | | 住民運営による身近な通いの場となるいきいき百歳体操の実施団体に対し、支援を行った。 実施団体数:260団体 実参加者数:4,346人 | A | 引き続きいきいき百歳体操実施団体を増やし、拡充に努める。 | 継続 | | 高齢・障害者支援課 |
| 89 | 食育の推進 | 食育推進事業の実施 | | ・食育推進計画の推進を図るため、食育推進委員会及び食育推進計画検討ワーキングを開催した。 食育推進委員会 1回 食育推進検討ワーキング 2回 ・食育推進事業の実施 食育フェア 1回 369名 食育講座 10回 232名 普及啓発事業 13回 2479名 | A | 食育の関係機関や団体が地域において主体的に食育を推進することで、家庭や地域での食育の実践につながるよう推進する。 | 継続 | | 健康増進課 |
| | | 農業体験学習事業の実施 | | 市内小学校5,6年生を対象に農作業を通して農業への理解を深めてもらうために農業体験を実施した。 活動実績:田植え、草取り、生き物観察、農業めぐり、稲刈り、餅つき、料理体験(3回実施)の全8回 延べ参加人数:451人 | A | 農作業や料理体験を体験することで、農業の魅力や大切さ、市内農業や地場農産物に対する理解を深める貴重な機会となっていることから、今後も事業の拡充を図り、子供達への食育を推進する。 | 継続 | | 農政課 |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|-----------------|---------|---|--|---|--------------------------------|---------------------------------------|----------|---|---|
| | | 地域における地場農産物の普及や食文化(郷土料理)の伝承する事業の実施 | | 市主催の食育推進事業を保育園にて実施しているが、「ふるさとの生活技術指導士」の資格を持つ女性農業者を、講師として派遣した。 実施回数:12回 | A | 今後も継続して食育推進事業へ講師を派遣する。 | 継続 | | 農政課 |
| | | 教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言 栄養教諭の食育個別支援、食育担当者会の開催 | | ・各教科等での食育を実施した。 ・食育担当者会を実施した。 ・ネットワーク協議会を開催した。 ・栄養教諭により食育を個別支援した。 | A | 食育担当者会や食育個別支援などの取り組みを通して食育の推進を図る。 | 継続 | | 学校教育課 |
| (妊娠・出産に関する健康支援) | 90 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の啓発・普及 | | ソレイユさがみ情報コーナー整備 | A | 今後も図書の実充に努め、引き続き啓発・情報提供を行う。 | 継続 | 7,90,94,103 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 母子保健相談 | | 妊娠・出産や育児等に関して保健師等が電話や所内面接により助言指導を実施した。 ・庁内相談件数 2,168 件 ・電話相談件数 1,501 件 城山・津久井・相模湖・藤野担当は、庁内育児相談のみ指定日に行う。 | A | 身近な相談場所として機能しており、今後も相談事業を実施する。 | 継続 | 68,90,91 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | 91 | 妊娠・出産期における支援の実施 | | 妊婦と胎児の健康管理及び経済的負担の軽減のため、医療機関等で実施する妊婦健康診査に対し費用を助成した。平成28年1月受診分より制度を改正し、補助限度回数14回を16回に、補助限度額64,000円を90,000円に、高額助成回数も2回から3回に拡充した。 延べ受診者数60,920人 | A | 今後も継続して妊婦健康診査に対する費用助成を実施する。 | 継続 | | こども家庭課 |
| | 新生児聴覚検査 | | 新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うことにより、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、そのスクリーニング検査に必要な費用を助成する。 検査件数 3,383件 | A | 今後も継続して新生児聴覚検査に対する費用助成を実施する。 | 継続 | 0 | こども家庭課 | |
| | 母子保健相談 | | 妊娠・出産や育児等に関して保健師等が電話や所内面接により助言指導を実施した。 ・庁内相談件数 2,168 件 ・電話相談件数 1,501 件 城山・津久井・相模湖・藤野担当は、庁内育児相談のみ指定日に行う。 | A | 身近な相談場所として機能しており、今後も相談事業を実施する。 | 継続 | 68,90,91 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター | |
| | | 訪問指導(妊産婦) | | 妊娠届出や出生連絡票等により、必要な指導を保健師や母子訪問相談員(保健師、助産師、看護師)が家庭訪問により実施した。 ・訪問指導件数 4,666 件 | A | 安心して育児ができるよう、保健師が家庭訪問を実施。引き続き取組を継続する。 | 継続 | | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|-------------------|-------------|---------------|----------|--|----------|---|-----|---------------------------------|---|
| | | 母親・父親教室 | | 妊娠・出産または育児に関する日常生活に必要な知識及び技術の指導を行い、妊娠・出産による不安を解消するとともに、妊婦同士の友達づくりを目的に開催した。 ・開催コース数 17 コース ・参加者数 1,542 人 | A | 引き続き母子健康手帳交付時などに周知を行い、継続して実施する。 | 継続 | | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | こんにちは赤ちゃん事業 | | 児童虐待の早期発見・対応及び予防に結びつけることを目的に生後4か月までの乳児がいる家庭を母子訪問相談員・保健師が訪問し、心身の状況・養育環境等の把握や育児不安・悩み等に対する助言及び子育て支援に関する情報の提供を実施した。 ・家庭訪問件数 4,396 件 | A | 訪問実施率は92.7%。引き続き全家庭へ訪問することを目標に取り組みを進める。 | 継続 | 68,91 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | 92 不妊に関する支援 | ソレイユさがみ女性相談事業 | | 女性の自立と社会参加への支援を目的に、女性からの様々な相談を受けた。 ・相談件数 1,701件 (うちからだ34件 2.0%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | 40,44,53 ,68,72,8 6,92,93 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 特定不妊治療費助成事業 | | 特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図った。 助成件数745件 | A | 国の制度改正に伴い動向に注視しながら、継続実施を行う。 | 継続 | | こども家庭課 |
| (心とからだに関する相談等の充実) | 93 相談体制の充実 | ソレイユさがみ女性相談事業 | | 女性の自立と社会参加への支援を目的に、女性からの様々な相談を受けた。 ・相談件数 1,701件 (うちこころからだ780件 45.9%) | A | 今後も相談しやすい環境づくりに努める。 | 継続 | 40,44,53 ,68,72,8 6,92,93 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 精神保健相談 | | ・精神科医による精神保健相談を実施した。 相談件数33件 ・福祉職、保健師による随時相談の実施 来所相談 2,298件 電話相談 5,279件 文書等 694件 訪問 1,064件 小計 9,335件 合計 9,368件 | A | 引き続き相談体制の継続を図る。 | 継続 | | 精神保健福祉課 |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|------------------------|------------------|----------|--|----------|---|-----|-------------|---|
| | | 思春期相談等事業 | | 心身ともに著しく成長する思春期の悩みや不安等に関する相談に保健師等が助言、指導を実施した。また、中高生が赤ちゃんと保護者にふれあい、赤ちゃんの特徴や育児の様子を知り、生命の大切さを再確認するとともに自己肯定感を育てる教育事業を開催した。 ・思春期保健相談件数 204件 (電話育児相談・庁内育児相談からの再掲) ・赤ちゃんとふれあい体験教室 実施回数/参加者数 2回/210人(「思春期出前講座」と「赤ちゃんとふれあい体験教室」を同時開催で実施) | A | 保健相談は、思春期の子どもたちが気軽に利用できる相談窓口であり、継続して実施する。 赤ちゃんとふれあい体験教室は、地域の大学や中学校や高校と連携し、効果的に事業を実施する。 | 継続 | 93,102 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | 庁内健康相談・電話健康相談 | | 心身の健康に関する個別の相談に対して、保健師が電話や面接で随時必要な助言、指導を実施した。 ・庁内相談件数 1,126件 ・電話相談件数 1,051件 | A | 身近な相談場所として機能しており、今後も感染症予防対策を講じ、継続して取り組む。 | 継続 | | 中央保健センター |
| | | 出張健康相談 | | 保健師等が身近な地域(公民館・店舗等)に出向いて、生活習慣病に関する健康相談を実施した。 ・実施回数 164回 ・参加者数 6,589人 | A | 自らの健康に無関心な人へアプローチできる相談事業だが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月後半より中止している。 | 継続 | 88,93 | 中央保健センター |
| | | HIV(エイズ)等相談事業の実施 | | HIV(エイズ)等相談を実施した。 ・電話・面接による随時相談: 1件 ・火曜日(概ね月3回程度)、土曜日(月2回) 相談: 920件 | A | 今後においても積極的な周知や利便性等を考慮した相談事業を実施する。 | 継続 | 93100 | 感染症対策課 |
| | | ヤングテレホン相談 | | 青少年の抱えている悩みや不安について、青少年本人や青少年の養育上の悩みを持つ保護者からの電話や、Eメール相談を実施した。性に関することが最も多く、次いで養育に関する問題、友人関係の相談も増加した。 ・相談件数 326件 | A | 的確な電話相談や迅速なメール相談対応を心がけ、相談者のニーズに合わせた相談活動の推進を図る。 | 継続 | 93100 | 青少年相談センター |
| | 94 健康づくりに関する情報収集・提供の推進 | ソレイユさがみ情報コーナー整備 | | ソレイユさがみにおいて、男女共同参画の関係図書を配架し、広く市民に対する啓発と情報提供に努めた。 | A | 今後も図書の充実に努め、引き続き啓発・情報提供を行う。 | 継続 | 7,90,94,103 | 人権・男女共同参画課 |
| | | 地域リハビリ相談事業 | | 65歳以上の者で運動、口腔、栄養等に課題がある者に対して、生活機能の維持、向上に向けて相談・助言をした。 来所: 54回 64人(延) 訪問: 171回 171人(延) | A | 引き続き高齢者支援センターと連携し、運動、口腔、栄養等に課題がある者に生活機能の維持・向上に向けて専門職を派遣し、相談・助言をしていく。(一般介護予防事業) | 継続 | | 高齢・障害者支援課 |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 | |
|------------------------|---|---------------------------------|------------------------|--|---|---|---|---|---------------|--------|
| (生涯にわたるスポーツの活動支援) | 95 スポーツ・レクリエーション機会の充実 | 多様なスポーツ教室の充実 | | スポーツ・レクリエーション機会の充実を図るため、スケートタウンポイントレッスン(銀河アリーナ 2,740名) わくわく親子水泳講座(総合水泳場86組172名) 3B親子体操教室(北総合体育館 2組 施設閉鎖による中止) など、実施した。 | A | 健康促進や親子のスキップの機会増加など、今後もニーズに合わせた多様なスポーツ教室の充実を図る。 | 継続 | | スポーツ課 | |
| | | 総合型地域スポーツクラブの啓発事業・懇談会等の開催 | | 懇談会(8クラブ)及びPRイベント(12クラブ、583名)を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響によりPRイベントを一部中止 | A | 各クラブの情報共有の場として懇談会を実施するほか、PR事業を通じて市民へクラブの周知及び浸透を図る。 | 継続 | | スポーツ課 | |
| | | 快適なスポーツ施設の整備 | | 相模原総合補給廠共同使用区域のスポーツ・レクリエーション施設の整備工事及び設計を行った。 | A | スポーツ・レクリエーション機会の充実のため、今後もスポーツ施設及びレクリエーション施設の整備を進める。 | 継続 | | スポーツ課 | |
| | 96 スポーツ・レクリエーション活動の支援 | スポーツ団体・選手への支援 | | 相模原市スポーツ大会出場奨励金を交付した。 74件(499名)、約246万円 | A | 広報さがみはら等で広く市民への周知を行う。 | 継続 | | スポーツ課 | |
| | | スポーツ推進委員のニュースポーツ指導・普及活動 | | スポーツレクリエーション講習会を開催した。 3回開催、市民66名 | A | 広報さがみはら等で広く市民への周知を行い、参加者を増やす。 | 継続 | | スポーツ課 | |
| | | さがみはらネットワークシステムにおけるスポーツ情報の連携・充実 | | システム利用の推進を行い、市民のスポーツ利用の機会の増加に努めた。 (登録件数14,733件) | A | 登録件数の増加に伴う団体管理の問題解消及び無断キャンセルの減少など利用マナーの向上を行う。 | 継続 | | スポーツ課 | |
| | 15 性と健康をおびやかす問題への対策の推進 (性感染症予防対策の推進) | 97 性感染症予防対策のための体制の整備 | HIV(エイズ)等無料匿名検査の実施 | | 火曜日(概ね月3回程度)と土曜日(月2回)に、HIV(エイズ)等無料匿名検査を実施した。 HIV:485件 性器クラミジア:401件 梅毒:432件 | A | 今後においても積極的な周知や受検者の利便性等を考慮した相談・検査を実施する。 | 継続 | | 感染症対策課 |
| | | | 98 性感染症予防対策の推進 | HIV(エイズ)等予防講演会の開催 | | 教職員・養護教諭等を対象に「LGBTの子どもたち 現状と必要な支援」をテーマに開催した。 参加者:46名 | A | 今後においても、その時々における最新トピックスをテーマとした講演会を実施する。 | 継続 | |
| | | | 教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言 | | 体育科、保健体育科や特別活動における性に関する指導の実施と支援を行った。また、「性に関する指導の手引き」(実践編)を周知した。 | A | 教育活動全体を通じた性に関する指導への助言を行う。「性に関する指導の手引き」を活用した健康教育を推進する。 | 継続 | 98,99,101,102 | 教育センター |
| (健康をおびやかす問題についての教育と啓発) | 99 健康をおびやかす問題についての啓発活動の推進 | 薬物乱用防止に関する街頭啓発活動 | | 薬物乱用防止に関する街頭啓発活動を実施した。 年5回、延日数6日間 | A | 今後も薬物乱用の状況に対応した普及啓発活動を継続的に行う。 | 継続 | | 地域保健課 | |
| | | 薬物乱用防止講習会 | | 薬物乱用防止の啓発活動に携わっている関係者などに対して、薬物乱用防止に関する知識及び情報を提供することを目的に開催した。 内容:大麻をめぐる国内外の諸問題について 年1回 参加人数:96人 | A | 今後も薬物乱用の状況に即した情報提供・普及啓発活動を継続的に行う。 | 継続 | | 地域保健課 | |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----------------|---------|--------------------------------|----------|--|----------|---|-----|-------------------|--|
| | | 薬物乱用防止連絡会 | | 関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、連絡会を開催した。 年1回 参加団体21団体 | A | 今後も薬物乱用の状況に対応した情報提供の共有化を継続的に行う。 | 継続 | | 地域保健課 |
| | | 薬物乱用防止教室 | | 市内の中学校等を対象にした薬物乱用防止教室に講師を派遣した。(3回) 参加者:321名 | A | 神奈川県薬物対策推進本部が作成した「薬物乱用防止教育・啓発プログラム」に基づき、神奈川県からの依頼を受けて学校等において開催される薬物乱用防止教室に講師を派遣する。 | 継続 | | 地域保健課 |
| | | HIV(エイズ)をはじめとする性感染症予防に関する講座の開催 | | 市内の中学生・高校生を対象に「青少年エイズ・性感染症予防講演会」を実施した。(15回) 参加者:2,868名 | A | 性感染症に対する偏見やまん延を防ぐため、生徒・学生に対する講演会を充実させ継続的に行う。 | 継続 | | 感染症対策課 |
| | | 啓発冊子等の配布 | | 市内関係機関及び検査会場等でパンフレット等普及啓発物品を配布した。 | A | 性感染症に対する正しい知識や対処方法について、継続的な普及啓発を行う。 | 継続 | | 感染症対策課 |
| | | 個別健康教育(禁煙) | | 個別面接にて、喫煙の状況や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、禁煙に向けた支援を実施した。 ・実施者数 3人 | A | 喫煙と健康被害の因果関係が明らかなため、禁煙したい人が確実に禁煙できるように個別支援を行う。 | 継続 | | 中央保健センター |
| | | たばこに関する教育 | | たばこに関する正しい知識、禁煙や受動喫煙防止などについて以下の事業を実施した。 ・未成年への防煙教育及び禁煙、受動喫煙防止の普及啓発 4回 / 689人 | A | 喫煙と健康被害の因果関係が明らかなため、喫煙している人が確実に禁煙できるような取組みを継続する。依存性があり、禁煙が難しくなることから、未成年が吸い始めないことの啓発も重要。 | 継続 | | 健康増進課 中央保健センター 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | 教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言 | | 体育科、保健体育科や特別活動における性に関する指導の実施と支援を行った。また、「性に関する指導の手引き」(実践編)を周知した。 | A | 教育活動全体を通じた性に関する指導への助言を行う。「性に関する指導の手引き」を活用した健康教育を推進する。 | 継続 | 98,99,10 1,102 | 教育センター |
| 100 | 相談体制の充実 | HIV(エイズ)等相談事業の実施 | | HIV(エイズ)等相談を実施した。 ・電話・面接による随時相談:1件 ・火曜日(概ね月3回程度)、土曜日(月2回) 相談:920件 | A | 今後においても積極的な周知や利便性等を考慮した相談事業を実施する。 | 継続 | 93100 | 感染症対策課 |
| | | ヤングテレホン相談 | | 青少年の抱えている悩みや不安について、青少年本人や青少年の養育上の悩みを持つ保護者からの電話や、Eメール相談を実施した。性に関するものが最も多く、次いで養育に関する問題、友人関係の相談も増加した。 ・相談件数 326件 | A | 的確な電話相談や迅速なメール相談対応を心がけ、相談者のニーズに合わせた相談活動の推進を図る。 | 継続 | 93100 | 青少年相談センター |

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

| | 施策の方向 (施策名) | 内容 | 事業名 | 女性 活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗 状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|----|---|------------------------|--------------------------|-------------|---|--|---|-----------------|---------------|---|
| 16 | 性の理解・尊重 のための教育・ 啓発の推進 (性に関する 正しい認識と理 解についての教 育・学習の充実) | 101 性教育の推進 | 家庭向け性教育読本の発行 | | 家庭用性教育読本「さわやか」を小学校4年生保護者に配布し、ダイジェスト版を小学校1年生保護者に配布した。 | A | より多くの家庭において役立つ誌面づくりに努める。 | 継続 | | 教育センター |
| | | | 教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言 | | 体育科、保健体育科や特別活動における性に関する指導の実施と支援を行った。また、「性に関する指導の手引き」(実践編)を周知した。 | A | 教育活動全体を通じた性に関する指導への指導助言を行う。「性に関する指導の手引き」の周知を図る。 | 継続 | 98,99,101,102 | 教育センター |
| | | 102 思春期における性教育の充実 | 思春期相談等事業(保健相談) | | 心身ともに著しく成長する思春期の悩みや不安等に関する相談に保健師等が助言、指導を実施した。 ・思春期保健相談件数 204件 (庁内育児相談、電話育児相談からの再掲) | A | 気軽に相談できる機会として今後も継続して実施する。 | 継続 | 93,102 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | | 思春期相談等事業(赤ちゃんとふれあい体験教室) | | 中高生が赤ちゃんと保護者にふれあい、赤ちゃんの特徴や育児の様子を知り、生命の大切さを再確認するとともに自己肯定感を育てる教育事業を開催した。 ・赤ちゃんとふれあい体験教室 実施回数/参加者数 2回/210人(思春期「出前講座」と赤ちゃんとふれあい体験教室を同時開催で実施) | A | 赤ちゃんふれあい体験教室は、地域の大学や中学校や高校と連携し、効果的に事業を実施する。 | 継続 | 93,102 | 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター |
| | | | 教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言 | | 体育科、保健体育科や特別活動における性に関する指導の実施と支援を行った。また、「性に関する指導の手引き」(実践編)を周知した。 | A | 教育活動全体を通じた性に関する指導への指導助言を行う。「性に関する指導の手引き」を活用した健康教育を推進する。 | 継続 | 98,99,101,102 | 教育センター |
| | (人権としての性への意識啓発) | 103 メディアにおける性・暴力表現への対応 | ソレイユさがみ情報コーナー整備 | | ソレイユさがみにおいて、男女共同参画の関係図書を配架し、広く市民に対する啓発と情報提供に努めた。 | A | 今後も図書の充実に努め、引き続き啓発・情報提供を行う。 | 継続 | 7,90,94,103 | 人権・男女共同参画課 |
| | | | 104 広告物等の性の商品化等差別的表現への対応 | 社会環境実態調査の実施 | | 青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、社会環境実態調査を実施した。調査期間は7～9月。 | A | 今後も継続して実態調査を行う。 | 継続 | 8,104 |
| | | 屋外広告物適性化推進事業 | | | 電車・路線バスの車体利用広告物の許可申請受付時に、申請者が青少年保護・人権尊重の項目を含むガイドラインに沿って自主審査したことを確認した。 | A | 今後も許可申請受付時にガイドラインに沿って自主審査したことを確認する。 | 継続 | | 建築・住まい政策課 |
| | | 105 売買春の防止に向けた啓発活動の推進 | 市民への普及啓発 | | 内閣府が作成したポスター及びリーフレットを市内の施設へ掲示、配架した。 | A | 関係機関と連携を図りながら今後も啓発を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

| | 施策の方向 | 施策名 | 事業名 | 女性活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲*内容等 | 所管課 |
|---|-------------|-------|--------------------|------|--|------|--|-----|-------------------------|-------------|
| 1 | 相談及び保護体制の充実 | DV-1- | 相談支援の強化 | | DV相談及びDV被害者支援の充実 | A | DV相談支援センターDV相談専用電話について、市民周知を図るとともに、証明書の迅速な発行手続きなどDV被害者の円滑な支援を行う。 | 継続 | DV-1- DV-2- DV-4- | 人権・男女共同参画課等 |
| | | DV-1- | 相談窓口の周知 | | DV相談窓口の周知 | A | 引き続き、相談窓口の周知に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | DV-1- | 外国人・障害者・高齢者・男性への配慮 | | 「外国人相談」及び「外国人法律相談」の実施 | A | 外国人法律相談について令和3年度より通訳電話を使用し、各区役所市民相談室に実施を拡充 中央区役所市民相談室において東京出入国在留管理局横浜支局と連携した在留資格に関する専門相談について令和3年度中に新規実施予定 | 拡充 | 23,87,D V-1- | 区政推進課 |
| | | | | | 基幹相談支援センター、障害者相談支援キーステーション | A | 3障害に対応できる専門性を持った相談支援員が常駐できる相談支援キーステーションを中圏域(各区)に整備する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |
| | | | | | 高齢者及び障害者の虐待防止及び早期発見を進めるとともに、迅速な対応を図るため情報交換を行った。 協議会開催(10月24日開催) | A | 協議会を通じ、高齢者・障害者それぞれに関わる関係者との意見交換、情報共有を行い、虐待の防止・早期発見を推進する。 | 継続 | | 高齢・障害者福祉課 |

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

| 施策の方向 | 施策名 | 事業名 | 女性活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|-----------|---------------------------|-----------------------------|---------------|--|--|------------------------------|------------------------|------------|-------------------------|
| | DV-1- 相談窓口職員のスキルアップ | 相談窓口職員の資質向上 | | ・相談員に、月に1回スーパーバイズを実施し、スキルアップを図った。また、神奈川県主催の研修等に派遣し相談にかかる情報の収集や知識の取得を図った。 ・窓口担当職員に対し、適切な対応を図るためDV被害者支援について職場研修を実施した。 参加人数 69人 | A | 引き続き、関係職員の資質向上を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 相談窓口職員の資質向上 | | 資質向上のため、神奈川県主催の婦人相談員の研修会等に参加した。 | A | 引き続き、関係職員の資質向上を図る。 | 継続 | | こども家庭課 |
| | DV-1- 民生委員、児童委員等への情報提供 | 民生委員・児童委員等への意識啓発 | | 地域に密着している民生委員・児童委員等へDVに関する情報提供や被害者支援の意識啓発、児童虐待についてサポート講座を実施した。 ・参加人数 105人 | A | 引き続き、情報提供や意識啓発を行う。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | DV-1- 一時保護支援と安全確保の充実 | 一時保護の支援 | | 被害者の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護を実施した。 ・一時保護 17件 | A | 引き続き、被害者の安全確保に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課等 |
| | DV-1- 一時保護支援と安全確保の充実 | 児童の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護の実施 | | 児童の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護を実施した。 一時保護 332件 | A | 引き続き、児童の安全確保等に努める。 | 継続 | | 児童相談所養護課 |
| | | 関係機関との連携による自立支援の強化 | 関係機関との協力による支援 | | 神奈川県、県内市町村及び民間団体の三者の協働により被害者支援を行った。 ・緊急一時保護施設運営負担 2件 | A | 引き続き、被害者の自立支援に向けて実施する。 | 継続 | |
| | DV-2- 住居の確保 | あんしん賃貸支援事業 | | 神奈川県「あんしん賃貸支援事業」を紹介した。 | A | 引き続き、神奈川県「あんしん賃貸支援事業」の紹介を行う。 | 継続 | | 建築・住まい政策課 |
| 2 自立支援の充実 | DV-2- 母子世帯に対する支援 | 母子世帯に対する支援 | | DV等、様々な理由により適切な子育てができない母子家庭等を保護し、自立を支援する「母子生活支援施設」への入所を受け付けた。 | A | 今後も継続して母子家庭への支援を実施する。 | 継続 | | こども家庭課 |
| | | DV-2- 就労支援 | 相談状況に応じた被害者支援 | | 配偶者等からの暴力による被害者の保護や被害者の自立支援のため、DV被害者の相談・支援及びDV相談証明書の発行を行った。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談件数 1,038件 ・配偶者暴力相談支援センターDV相談証明の発行 29件 | A | 自立に向けた情報提供や制度の紹介を進める。 | 継続 | DV-1- DV-2- DV-4- |

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

| 施策の方向 | 施策名 | 事業名 | 女性活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 |
|-------|---------------------------|--------------------------------|------|--|------|---|-----|------------|--------------------------------|
| | DV-2- 住民登録等の支援 | 住民基本台帳事務における支援措置 | | DV防止法の被害者を保護する為、加害者が住民票の交付等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため、支援を実施した。 DV支援対象者数(R2.3.31現在) (緑区役所区民課) ・申出者132名 ・併せて支援する者170名内、緑区で支援決定した件数 ・申出者71名 ・併せて支援する者82名(中央区役所区民課) ・申出者185名 ・併せて支援する者240名内、中央区支援決定の件数 ・申出者100名 ・併せて支援する者138名(南区役所区民課) ・申出者198名 ・併せて支援する者246名内、南区で支援決定した件数 ・申出者103名 ・併せて支援する者128名 | A | 住民基本台帳事務における支援措置を実施するにあたり、関係する他機関との連携を図る。 | 継続 | | 緑区役所区民課 中央区役所区民課 南区役所区民課 |
| | DV-2- 被害者支援を担う職員の資質の向上 | DV被害者支援のための職員資質向上研修 | | 窓口担当職員に対し、適切な対応を図るためDV被害者支援について職場研修を実施した。 ・参加人数 69人 | A | DV被害者への二次的被害の防止の徹底を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| 3 | 関係機関や民間団体等との連携・協力 | DV-3- 関係機関・民間団体との連携・協力体制の強化 | | DV被害者支援にかかる関係機関の連携 | A | 今後もDV被害者支援において市内外の関係機関を連携を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | DV-3- 関係各課・機関の連携と情報共有 | 庁内関係機関との情報共有 | | 配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議を開催し、関係機関相互の情報交換を行った。(令和元年7月開催) | A | 今後もDV被害者支援において関係機関を連携を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 庁内関係機関との閲覧制限申出者情報の共有 | | 住民基本台帳事務における住民票等の閲覧制限の申出者に関わる情報保護を徹底し、個人情報の漏洩を防ぐため、庁内における情報連携を実施した。 | A | 今後もDV被害者支援において連携し、申出者に関わる情報の保護を徹底する。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

| | 施策の方向 | 施策名 | 事業名 | 女性活躍 | 事業実績(令和元年度) | 進捗状況 | 今後の取組及び課題 | 進め方 | 再掲 *内容等 | 所管課 | |
|---|---------------|-------|-----------------------------|----------------------|-------------|--|-----------|---|------------|-------------------------|-------------|
| 4 | DV根絶に向けた取組の推進 | DV-4- | DV根絶に向けた社会づくりのための広報・啓発活動の推進 | DV根絶に向けた周知・啓発事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を通して、DV根絶に向け意識啓発を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、集中的に啓発活動・取組を行った。 ・横断幕の掲示、啓発用ポスター、リーフレットの配布、公用自動車への啓発マグネット貼付、セブン-イレブン・ジャパンにおける啓発物品の配架、相模大野パブリックインフォメーションの放映、DV防止イベント(講演会)の実施、「DV被害者サポート講座」の実施、自治会地域情報誌への掲載、FMラジオ局スポット案内放送、市ホームページでの周知、広報紙11月1日号掲載 | A | より多くの市民にDVについて正しい理解の醸成やDV根絶への意識啓発を進める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | DV-4- | デートDV防止の取組 | デートDV防止の取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・デートDVに対する正しい知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を図るため、デートDV防止カードを配布した。 ・市内中学3年生、市内高校1年生に配布 14,264枚 | A | 引き続き、事業を実施し、若年層を対象にデートDVに対する正しい知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | | | 男女共同参画推進員と連携した地域啓発事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの公募による「さがみはら男女共同参画推進員」と連携し、市内大学や公共施設に啓発物品の配架を行った。 ・相模女子大学 300セット ・和泉短期大学 400セット ・青山学院大学 100セット ・ユニコムプラザさがみはら 100セット ・ソレイユさがみ 90セット | A | 引き続き推進員と連携し、啓発活動を実施し、若年層を対象にデートDVに対する正しい知識の習得や予防啓発を図る。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | DV-4- | DV防止への調査研究 | DVに関する市民意識の状況把握 | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査において、DVに関する設問を設定し、市民のDVに関する意識や考え方を把握し、今後のDV関連施策の推進の基礎的資料とするため実施した。 | A | 市民のDVに関する意識や考え方を把握し、今後のDV関連施策の推進の基礎的資料とするため、次期さがみはら男女共同参画プランの計画期間内(R2年度～R9年度)に複数回実施を予定している。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | | | DV加害者対策事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・DV加害者からの相談については、DV相談専用電話にて相談を受けるとともに、必要に応じて県専門窓口等について情報提供を行った。 ・相談員にスーパーバイズを実施し、スキルアップを図った。(計12回実施) | A | 引き続き、相談員の資質向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | | | 男性相談事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・相談員に男性DV相談スーパーバイズを実施し、スキルアップを図った。(計4回実施) ・従前から行っているDV相談専用電話の周知と併せて、男性相談を行っていることの周知を強化した。 | A | 引き続き、相談員の資質向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める。 | 継続 | | 人権・男女共同参画課 |
| | | DV-4- | 配偶者暴力相談支援センター機能の整備 | 配偶者暴力相談支援センター事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談専用電話を配置し、DV被害者の相談・支援を行った。 <p>【相談件数等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談等件数 1,038件 ・各種来所相談証明発行 29件 | A | 身近なDV相談窓口として配偶者暴力相談支援センターの周知を図るとともに、相談者の視点に立ったDV相談支援センター相談体制の充実を図る。 | 継続 | DV-1- DV-2- DV-4- | 人権・男女共同参画課等 |

令和元年度 男女共同参画に 関する意見等申出制度事業報告

男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告

この制度は、「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づき、平成16年4月1日から男女共同参画専門員(3名)を置き、本市の男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談や市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情について、申出をした者への助言や必要と認めるときは、関係者に対し助言、是正の要望等を行います。

令和元年度事業報告

年間実績

申出件数 0件

問合せ件数 0件

《参考》

令和元年度ソレイユさがみ女性相談における

セクシュアル・ハラスメント相談件数 1件

資料

さがみはら男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 26 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)

第 2 章 基本的施策(第 10 条—第 16 条)

第 3 章 推進体制等(第 17 条—第 22 条)

第 4 章 雑則(第 23 条)

附則

男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の願いである。

相模原市では、男女共同参画社会の実現に向け、これまでも「さがみはら男女平等憲章」、「さがみはら男女共同参画都市宣言」等に基づき、施策の推進に努めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく慣行が、広く根強く残存しているため、特に女性の能力の發揮を阻んでいる。このことは、同時に男性の生き方にも影響を与えており、男女平等とは言いがたい現実となっている。

また、女性に対するドメスティック・バイオレンスの根絶、男女平等に基づく就業環境の改善等が緊要な課題となっており、男女がともに生きやすい社会をつくるためには、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、相模原市にとって、これからの男女共同参画のまちづくりを考えたとき、あらゆる場において、教育の果たす役割が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の理念が行き渡る実効性のある取組が今強く求められており、性別にかかわらず人権が尊重され、豊かで活力ある未来を拓くため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の理念並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(男女共同参画の理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が平等に尊重されること。
- (2) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分業意識を反映して、男女の活動を制限することのないよう、又は自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 男女が互いの性に関する理解を深め、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。
- (7) 男女共同参画社会の実現が、国内及び国際社会における様々な取組と密接に関連していることから、それらの取組と協調して行われること。

(市の役割)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施するとともに、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組むものとす

る。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者と協働して取り組むものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

- 3 市民は、次代を担う子どもたちの男女平等を推進する教育に関し、自ら積極的に参画するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、就労者が職業生活における活動と子育て、介護等の家庭生活における活動とを両立できるような職場環境づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

- 3 事業者は、男女の就業状況その他の男女共同参画の取組状況について、市の求めに応じて報告するように努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第 7 条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による差別的扱い等の禁止)

第 8 条 何人も、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないように努めなければならない。

第 2 章 基本的施策

(基本計画)

第 10 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない

い。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、相模原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援)

第11条 市は、市民、事業者等との協働により、家族を構成する男女が相互に協力し、自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活のそれぞれの活動に参画できるように必要な支援を行うものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者等の関心を高めるとともに、その理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現及び情報について、市民が主体的に解釈し、評価できる能力を向上するための学習の場を確保するものとする。

3 市は、地域、学校、職場その他のあらゆる場において指導的立場にある者に対する男女共同参画に関する研修機会の充実を図るものとする。

(被害者に対する支援)

第13条 市は、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント等の被害者に対し、救済、心身の健康回復等のための支援を実施するものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立に向けた支援を図るため、被害者を一時的に保護する施設を確保するとともに、その他必要な施策を実施するものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、男女共同参画の推進に必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(民間の団体に対する支援及び協力)

第15条 市は、民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う諸活動に対し、必要な支援及び協力を行うものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(審議会等の委員の構成)

第 18 条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 10 分の 4 未満とならないように努めなければならない。

(男女共同参画推進週間)

第 19 条 市は、男女共同参画への関心と理解を深める取組が市民、事業者等に広く周知されるように男女共同参画推進週間を設ける。

(相模原市男女共同参画専門員)

第 20 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談(以下「施策に対する意見等」という。)並びに市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情(以下「人権侵害に対する相談等」という。)を処理するため、相模原市男女共同参画専門員(以下「専門員」という。)を置く。

2 専門員の定数は、3 人以内とする。

3 専門員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門員は、再任されることができる。

(意見等の申出等)

第 21 条 施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等のある者は、専門員にその旨を申し出ることができる。

2 専門員は、前項の規定により施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等の申出があった場合は、必要に応じて、その内容について調査を行うことができる。

3 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、関係資料の提出及び説明を求めることができる。

4 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、助言、是正の要請等を行うことができる。

5 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、関係資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、助言、是正の要望等を行うことができる。

(拠点施設)

第 22 条 市は、相模原市立男女共同参画推進センターを活動拠点として、男女共同参画を推進するものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降の国内外の主な動き）

| 年 | 国連の動き | 日本の動き | 相模原市の動き |
|-------------------|------------------------------------|---|---|
| 1975 (昭和 50 年) | ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催 | 「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 | |
| 1976 (昭和 51 年) | 国連婦人の 10 年（～85 年） | 「民法」改正（離婚復氏制度） 戸籍法公布、施行 | |
| 1977 (昭和 52 年) | | 「女性の地位向上のための国内行動計画」策定 | |
| 1979 (昭和 54 年) | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 | | |
| 1985 (昭和 60 年) | 「国連婦人の 10 年」 ナイロビ世界会議 | ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 | |
| 1986 (昭和 61 年) | | | ・「女性に関する総合窓口」開設 ・第 3 次総合計画「21 世紀をめざすさがみはらプラン」を策定（女性の自立と参加による男女共同参画社会の実現をめざす） |
| 1987 (昭和 62 年) | | 「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定 | |
| 1988 (昭和 63 年) | | | ・婦人問題基本調査実施 ・「相模原市婦人問題懇談会」設置 |
| 1989 (平成元年) | | | ・「企画部女性政策課」設置 ・「さがみはら女性計画策定委員会・60 人委員」設置 |
| 1990 (平成 2 年) | | | 「相模原市女性団体連絡協議会」設立 |
| 1991 (平成 3 年) | | ・「育児休業法」公布（92 年施行） ・「新しい国内行動計画（第一次改定）」策定 | ・「さがみはら女性計画」策定 ・「相模原市における審議会等への男女共同参画を推進する要綱」制定 |
| 1992 (平成 4 年) | | | 「さがみはら男女平等憲章」制定 |
| 1993 (平成 5 年) | | | 女性問題基本調査実施 |
| 1995 (平成 7 年) | ・世界女性会議開催（北京） ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択 | 「育児休業法」改正（介護休業制度）公布（98 年施行） | ・「女性政策情報コーナー」設置 ・「さがみはら女性計画後期実施計画」策定 |
| 1996 (平成 8 年) | | ・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 | |
| 1997 (平成 9 年) | | ・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」の改正 | |
| 1998 (平成 10 年) | | | 「（仮称）女性センター基本構想」策定 |

| 年 | 国連の動き | 日本の動き | 相模原市の動き |
|-------------------|-----------------------------|--|---|
| 1999 (平成 11 年) | | 「男女共同参画社会基本法」施行 | ・「新世紀さがみはらプラン」策定 ・女性問題基本調査実施 ・「(仮称)男女共同参画推進センター基本計画」策定 |
| 2000 (平成 12 年) | 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) | ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」公布・施行 | ・「相模原市立男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)」開館 ・「さがみはら男女共同参画都市宣言」実施 ・「企画部男女共同参画課」に改称 |
| 2001 (平成 13 年) | | ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・施行 | 「さがみはら男女共同参画プラン 21」策定 |
| 2002 (平成 14 年) | | | 「相模原市男女共同参画に関する意識調査」を実施 |
| 2004 (平成 16 年) | | 「配偶者暴力防止法」改正 | ・「さがみはら男女共同参画推進条例」施行 ・男女共同参画推進センターの指定管理者制度の導入「NPO 法人男女共同参画さがみはら」に管理運営を委託 |
| 2005 (平成 17 年) | 第 49 回国連婦人の地位委員会 | ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女共同参画基本計画」(第 2 次)策定 | 「さがみはら男女共同参画プラン 21」の一部見直し |
| 2006 (平成 18 年) | | 「男女雇用機会均等法」の改正 | |
| 2007 (平成 19 年) | | ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 | |
| 2008 (平成 20 年) | | 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 | 「さがみはら男女共同参画プラン 21」の計画期間を 1 年延長 |
| 2009 (平成 21 年) | | 「育児・介護休業法」改正 | 「相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査」を実施 |
| 2010 (平成 22 年) | | 「男女共同参画基本計画」(第 3 次)策定 | 男女共同参画推進シンボルマーク制定 相模原市男女共同参画審議会諮問(第 2 次さがみはら男女共同参画プラン 21) |
| 2011 (平成 23 年) | UN Women 正式発足 | | 相模原市男女共同参画審議会答申(第 2 次さがみはら男女共同参画プラン 21) |
| 2012 (平成 24 年) | | | ・「第 2 次さがみはら男女共同参画プラン 21」策定 ・相模原市配偶者暴力相談支援センター開設 |
| 2013 (平成 25 年) | | 「配偶者暴力防止法」改正 | |
| 2014 (平成 26 年) | | 「男女雇用機会均等法」改正 | |

| 年 | 国連の動き | 日本の動き | 相模原市の動き |
|-------------------|------------------|---|---|
| 2015 (平成 27 年) | UN Women 日本事務所開設 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「男女共同参画基本計画」(第4次)策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立・一部施行 | 「相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査」を実施 |
| 2016 (平成 28 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「ストーカー規制法」の改正 | |
| 2017 (平成 29 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」の改正 ・「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 | |
| 2018 (平成 30 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 ・「女性活躍加速のための重点方針2018」策定 | 「相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査」を実施 相模原市男女共同参画審議会諮問(第3次さがみはら男女共同参画プラン) |
| 2019 (令和元年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法改正(22年全面施行) ・DV法改正(連携・協力機関として児童相談所が明確化)(20年施行) | 相模原市男女共同参画審議会答申(第3次さがみはら男女共同参画プラン) |
| 2020 (令和 2 年) | | | 第3次さがみはら男女共同参画プラン策定 |

さがみはら男女共同参画都市宣言

わたくしたちは
家庭に 地域に 職場に
男女がともに参画できる社会をつくります
人として 尊びあい
責任を分かちあい
豊かで活力ある未来を拓きます
市民 60万人となった西暦 2000年
相模原市は
男女共同参画都市として
新たにあゆみはじめます

平成 12年 7月 8日

相模原市

令和2年度

相模原市男女共同参画年次報告書

(男女共同参画の状況及び令和元年度施策の実施状況)

発行 相模原市

市民局 人権・男女共同参画課

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042(769)8205 FAX 042(754)7990

令和3年10月